

ご あ い さ つ

将来を担う子どもたちが健やかに育ち、自立して生きていく力を培うことは、行政はもちろん社会全体で取り組むべき責務です。本町は、これまで家庭を第一としながらも、子育て支援に注力し、そして子どもを取り巻くあらゆる団体や機関と連携し、地域ぐるみで子どもを見守るまちづくりを推進して参りました。



今回、「子どものいる世帯の生活状況等に関する調査」を行い、その結果を踏まえ、「三股町子どもの未来応援計画」を策定いたしました。本計画は、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び同年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」などの趣旨に基づき策定しています。

本町のすべての子どもたちが、その生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢と希望をもって成長していけることは極めて重要です。成長段階に応じた必要なモノやこころの支えが絶たれている子どもに気づくこと、その家庭とつながること、一人ひとりに合った方法を考えること、そして切れ目のない支援を続けていくことが求められています。

このことを踏まえ、「三股町に住むすべての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるまち」を基本理念とし、その実現のために3つの基本方針に基づき、課題の解決に向けた施策を示しております。

終わりに、この計画策定にあたり、アンケート調査やヒアリング調査にご協力をいただきました児童生徒や保護者、関係団体の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました三股町子どもの未来応援会議委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

今後も子育て世代に優しいまちづくりを推進し、本計画の実現に向け、総合的、効果的に取り組みを進めて参ります。

平成31年3月

三股町長 木佐貫 辰生

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画策定に向けた取組	4

第2章 子どもを取り巻く現状

1. 町の概況	5
2. 本町の子どもの生活状況調査	12
(1) 児童生徒向け調査結果	12
(2) 小学校就学前児童の保護者調査結果	22
(3) 児童生徒の保護者調査結果	35
(4) 小・中学校教員調査結果	48
(5) 保育園・認定子ども園調査結果	56
(6) 民生委員・児童委員調査結果	63
(7) 子どもの支援に関わる団体からの聞き取り調査	66

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	68
2. 基本方針	69
3. 子どもの貧困に関する指標・目標	70

第4章 施策の展開

1. 子どものための支援	72
2. 保護者のための支援	74
3. 支援につなぐ体制づくり	77

第5章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制	78
2. 計画の進行管理	79

資料編

1. 用語解説	81
2. 三股町子どもの未来応援会議設置要綱	85
3. 三股町子どもの未来応援会議委員名簿	87

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことを受け、同年8月、国は子どもの貧困対策を総合的に推進するために「子供の貧困対策に関する大綱」を制定しました。これらにより、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもたちが健やかに成長していくための環境整備、教育の機会の均等を図ること等を目的に、子どもの貧困対策への取組が全国的に進められています。

平成28年国民生活基礎調査によると、国が算出した子どもの貧困率は、13.9%、およそ7人に1人の割合となっています。また、宮崎県の子どもの貧困率は、19.5%であり、全国ワースト6位という結果になりました。

このような状況から、本町においても、国の法律の趣旨や大綱、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえつつ、町内の子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって、自分の能力や可能性を伸ばすことができるよう、町民・関係団体・行政機関等が積極的に連携しながら、それぞれの特徴・強みを活かし、協働することにより、包括的な支援を行う体制を整備することを目的として「三股町子どもの未来応援計画」を策定します。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律】平成26年1月施行

【目的】

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

【概念】

- 子どもの貧困対策は、
- ・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するために推進されなければならない。
 - ・国及び地方公共団体の相互の密接な連携の下、総合的に行わなければならない。

【子供の貧困対策に関する大綱】平成26年8月閣議決定

【基本的な方針】

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

【宮崎県子どもの貧困対策推進計画】平成28年3月策定

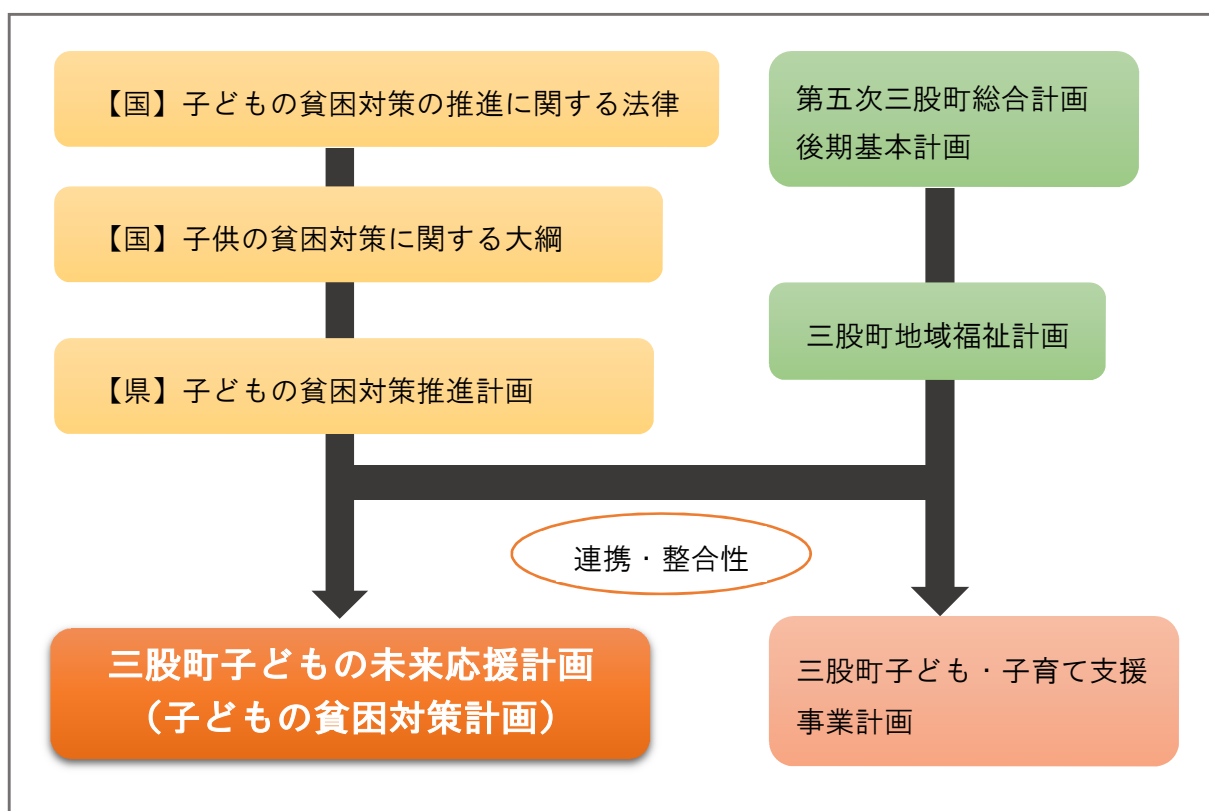
宮崎県は、平成28年3月に、「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されずその将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す」を基本理念とし、平成28年度から平成31年度までの4年間を計画期間とする推進計画を策定しました。

具体的には、子どもの貧困に関する19項目の指標について改善することを目標として、4つの柱「保護者に対する生活・就労支援」、「教育の支援」、「生活の支援」、「経済的支援」に基づき、様々な施策・取組を進めています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、本町の状況に応じた子どもの貧困対策を具体的に推進するための計画です。

また、「第五次三股町総合計画後期基本計画」を上位計画とし、「三股町地域福祉計画」及び「三股町子ども・子育て支援事業計画」などと整合性を図り、教育及び保健分野などと連携しながら、子どもの最良の成長を総合的・効果的に推進する施策を定めた計画とします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。なお、国の法律や大綱の見直しの動向を踏まえ、各施策の実施状況及び成果を見極めたうえで、必要に応じ計画を見直すことにより、平成35（2023）年度以降も継続的に子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

4. 計画策定に向けた取組

(1) 計画の検討

本計画策定にあたっては、「三股町子どもの未来応援会議」において、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

(2) 支援ニーズ・地域資源の把握

本町の子どもの貧困対策推進に係る支援ニーズ・地域資源を把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。調査実施状況は次のとおりです。

① 支援ニーズの把握

調査内容	調査方法	配付数 (人・件)	回収数 (件)	回収率 (%)
小学6年生児童調査	学校を通じた調査票の 配付・回収	303	291	96.0
中学3年生生徒調査		293	273	93.2
小学校就学前児童保護者調査	就学時健診時に調査票 の配付・回収	305	295	96.7
児童・生徒保護者調査	学校を通じた調査票の 配付、郵送による回収	596	248	41.6
小学校・中学校教員調査	学校を通じた調査票の 配付・回収	189	180	95.2
保育所、認定こども園調査	調査票の事前配付、ヒアリ ング時に回収	24	24	100.0
民生委員・児童委員調査	民生委員児童委員協議会 時に配付・回収	50	42	84.0

② 地域資源の把握

調査内容	調査団体
関係団体ヒアリング調査	りんりんこども食堂
	フードバンクみまたん宅食どうぞ便
	傾聴ボランティアすず虫の会
	三股町福祉・消費生活相談センター
	三股町社会福祉協議会

第2章 子どもを取り巻く現状

1. 町の概況

(1) 人口・世帯の推移

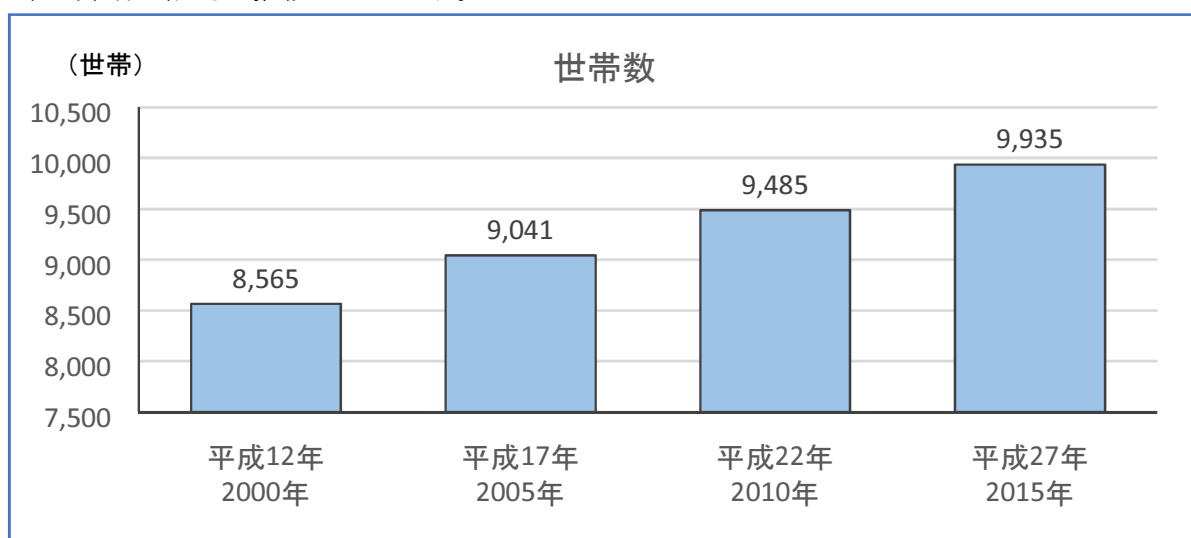
本町の総人口は、平成 30（2018）年 10 月 1 日現在、26,029 人であり、平成 26（2014）年から微増傾向です。また、総人口に占める年少人口の割合は、概ね 17% 台で推移しており、平成 30 年は、4,499 人となっています。

（単位：人）

区分 \ 年	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
総人口	25,418	25,520	25,150	25,996	26,029
年少人口（0～14 歳）	4,248	4,344	4,317	4,461	4,499
構成比	16.7%	17.0%	17.2%	17.2%	17.3%
生産年齢人口（15～64 歳）	14,846	14,650	14,216	14,998	14,854
構成比	58.4%	57.4%	56.5%	57.7%	57.1%
老年人口（65 歳以上）	6,324	6,526	6,617	6,537	6,676
構成比	24.9%	25.6%	26.3%	25.1%	25.6%

出典：三股町企画商工課（各年 10 月 1 日現在）

平成 27（2015）年の国勢調査によると、世帯数は、9,935 世帯で、平成 12（2000）年以降増加傾向で推移しています。



出典：国勢調査

(2) 公的扶助等の状況

① 生活保護受給世帯・受給人数の推移

平成 30 (2018) 年 12 月 1 日現在の被保護世帯数は 156 世帯、被保護実人員数は 213 人となっており、そのうち、子どもの割合は 11.7% (25 人) となっています。

また、保護率(人口千人比)は 8.40 となっており、平成 28 年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

○生活保護世帯の推移

区分		年度	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018) ※12月1日現在
		被保護世帯数 (世帯)		159	163
	(再掲) 18 歳未満の子どものいる被保護世帯数		13	15	17
被保護実人員数 (人) A			222	222	213
	(再掲) 18 歳未満の子どもの被保護人員数 B		32	32	25
年齢別 内訳	0～5 歳		5	4	2
	6～11 歳		8	9	10
	12～14 歳		9	7	5
	15～17 歳		10	12	8
子どもの割合 B/A (%)			14.4	14.4	11.7
三股町保護率 (‰)			8.86	8.54	8.40
【参考】宮崎県保護率 (‰)			16.80	16.64	16.47

注：保護率(‰：パーミル)は人口 1,000 人当たりの保護人員の割合

出典：宮崎県南部福祉子どもセンター

② 就学援助を受けている児童生徒数の推移

平成 30（2018）年度の町内の小学校に在籍する児童数は 1,859 人、同じく中学校に在籍する生徒数は 802 人、合計 2,661 人となっています。これは、平成 28（2016）年度の 1.06 倍となっており、本町の児童生徒数は微増傾向となっています。

○児童生徒数の推移

（単位：人）

町内小中学校の児童生徒数（A）			
年度	小学校児童	中学校生徒	合計
平成 28（2016）	1,706	801	2,507
平成 29（2017）	1,795	793	2,588
平成 30（2018）	1,859	802	2,661

出典：三股町教育課（各年 4 月 1 日現在）

平成 30（2018）年 4 月 1 日現在、203 人（7.6%）が就学援助を受けています。平成 28（2016）年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

○就学援助を受けている（要保護及び準要保護）児童生徒数推移

（単位：人）

年度	要保護児童生徒数（B）			準要保護児童生徒数（C）			要保護・準要保護児童生徒数合計（B+C）			割合（B+C）/（A）%
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	
平成 28（2016）	9	9	18	131	69	200	140	78	218	8.7
平成 29（2017）	9	4	13	118	76	194	127	80	207	8.0
平成 30（2018）	10	3	13	121	69	190	131	72	203	7.6

出典：三股町教育課（各年 4 月 1 日現在）

③ 保育料の軽減施策

平成30(2018)年度の小学校就学前児童数は1,765人で、このうち1,420人(80.5%)が就園(保育所・幼稚園・認定こども園等へ在籍)しています。

就園している児童のうち、1号認定の児童は286人(20.1%)、2号・3号認定の児童は1,134人(79.9%)です。

平成30(2018)年度の1号認定の児童のうち、保育料の軽減措置の対象となる階層区分に該当する児童は57人(20.0%)です。そのうち、ひとり親世帯の児童は2人で、軽減対象児童に占める割合は3.5%となっています。

同様に、2号・3号認定の児童のうち、保育料の軽減措置の対象となる階層区分に該当する児童は580人(51.1%)です。そのうち、ひとり親世帯の児童は93人で、軽減対象児童に占める割合は16.0%となっています。この割合は、前述の1号認定に占める割合より高くなっています。

○平成30年度保育料軽減措置対象者

認定区分 人数	1号認定	2号・3号認定	合計
児童数(人)	286	1,134	1,420
軽減対象児童(人)	57 (20.0%)	580 (51.1%)	637
(再掲)ひとり親世帯の児童	2 (3.5%)	93 (16.0%)	95

出典：三股町福祉課(平成30年4月1日現在)

保育の必要性の認定について

1号認定の児童：(幼稚園・認定こども園利用)

満3歳以上の学校教育のみの小学校就学前の児童

2号認定の児童：(保育園・認定こども園利用)

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の児童

3号認定の児童：(保育園・認定こども園・小規模保育施設利用)

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた児童

(3) ひとり親世帯の推移

平成 27 (2015) 年のひとり親世帯は 312 世帯 (うち母子世帯 289、父子世帯 23) となっており、平成 12 (2000) 年と比較すると、1.5 倍となっています。

○ひとり親世帯の推移

(単位：世帯)

年 区分	平成 12 (2000)	平成 17 (2005)	平成 22 (2010)	平成 27 (2015)
母子世帯	170	199	246	289
父子世帯	33	30	25	23
計	203	229	271	312

出典：国勢調査

(4) 各種支援の状況

① 母子及び父子家庭医療費の助成状況

平成 29 (2017) 年度の母子及び父子家庭医療費助成の資格者数は、827 人、助成延件数は 3,427 件で、ほぼ同水準で推移しています。

(単位：人、件)

年度 区分	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)
資格者数	806	839	835	827
助成延件数	3,048	3,139	3,478	3,427

出典：三股町福祉課 (各年度 3 月 31 日現在)

② 児童扶養手当受給者の推移

平成30（2018）年度の児童扶養手当受給者数は、356人（うち母子世帯333人、父子世帯21人、その他の世帯（養育者）2人）となっており、平成26（2014）年度以降、ほぼ同水準で推移しています。

（単位：人）

区分	平成26年度 (H27.3時点)	平成27年度 (H28.3時点)	平成28年度 (H28.7時点)	平成29年度 (H29.7時点)	平成30年度 (H30.7時点)
母子世帯			354	356	333
一部支給			152	173	175
全部支給			202	183	158
父子世帯			23	22	21
一部支給			14	14	12
全部支給			9	8	9
その他の世帯	0	1	1	1	2
一部支給	0	0	0	0	0
全部支給	0	1	1	1	2
計	372	364	378	379	356
一部支給	155	154	166	187	187
全部支給	217	210	212	192	169

出典：宮崎県子ども家庭課、三股町福祉課

③ 宮崎県母子父子寡婦福祉資金貸付の状況

本町では、貸付申請の受付及び県への進達事務を平成28（2016）年度より開始しました。今後も引き続き、本制度の周知、啓発を行っていく必要があります。

（単位：件数）

年度	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
件数	6	10	6	9

出典：宮崎県南部福祉子どもセンター、三股町福祉課

④ 奨学金制度の利用状況

平成30(2018)年度の三股町奨学金の新規貸付件数は、高校生向けは平成26(2014)年度の継続を最後に0件で推移しています。大学生向けについては、平成26(2014)年度をピークとして、徐々に減少している状況です。

また、平成30(2018)年度の公益財団法人都城育英会奨学金の新規貸付件数は、4件となっています。

○三股町奨学金【高校生向け】

(単位：件)

年度	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
新規貸付件数	0	0	0	0	0
継続貸付件数	3	0	0	0	0
計	3	0	0	0	0

○三股町奨学金【大学生向け】

(単位：件)

年度	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
新規貸付件数	4	1	3	1	3
継続貸付件数	22	14	5	5	4
計	26	15	8	6	7

○公益財団法人都城育英会奨学金

(単位：件)

年度	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
新規貸付件数	8	5	6	6	4

出典：三股町教育課

2. 本町の子どもたちの生活状況調査

(1) 児童生徒向け調査結果

① 調査実施時期

平成30(2018)年11月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

本町小学校に在籍している6年生と中学校に在籍している3年生の全児童生徒を対象にして、学校を通じて、「子どもの生活調査」の配付・回収を行いました。

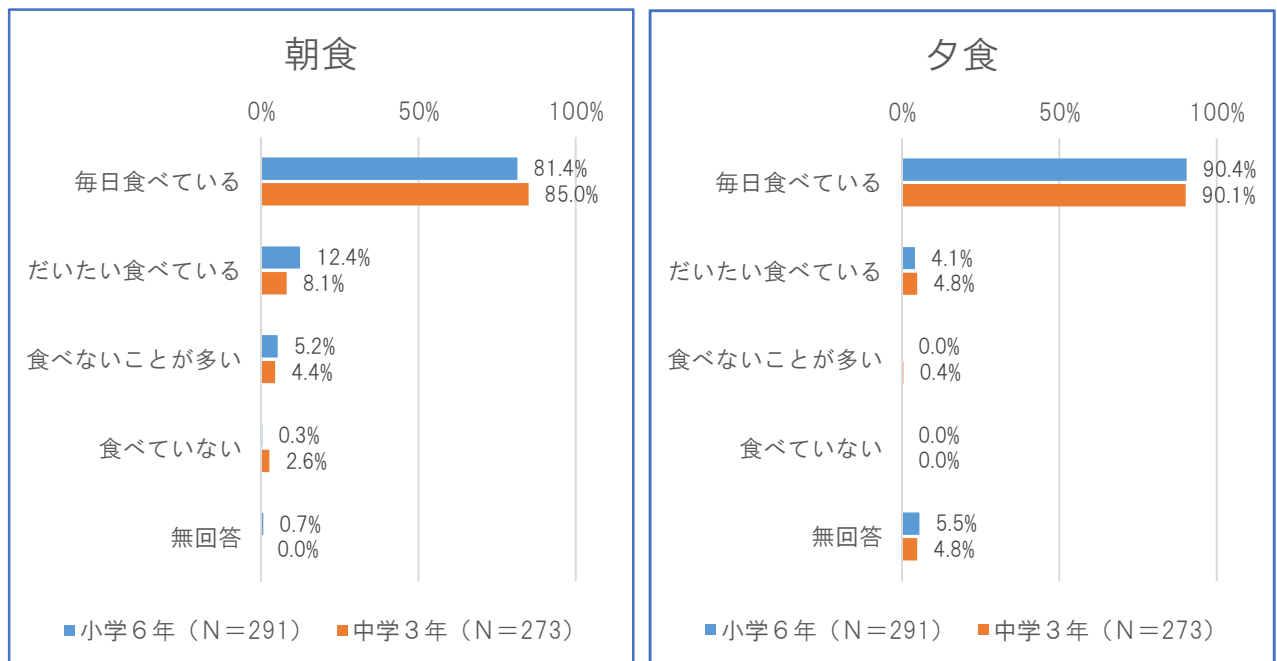
③ 配付数・回答数

調査対象	配付数	回収数	回収率 (%)	有効回答数	有効回答率
児童(小学6年生)	303	291	96.0	291	100.0
生徒(中学3年生)	293	273	93.2	273	100.0

④ 調査結果の概要

問 あなたは、1週間に朝ごはん、夕ごはんをどれくらい食べていますか。

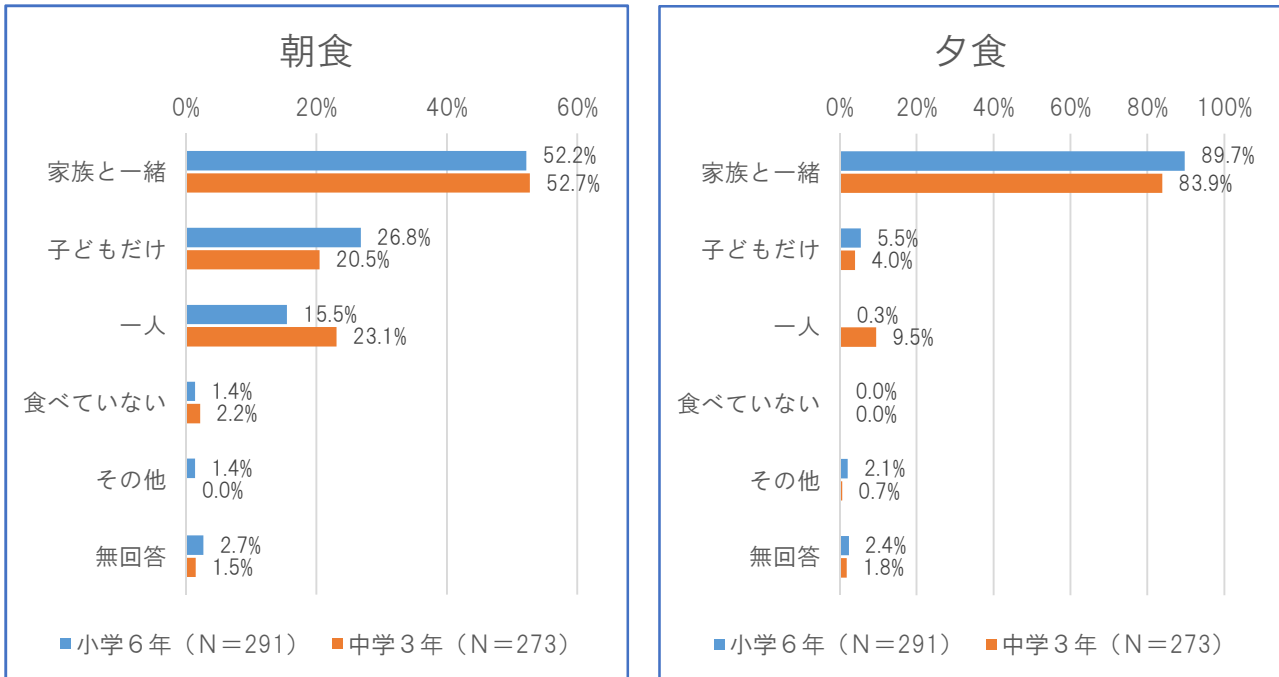
小学6年生、中学3年生ともに、朝食は約8割、夕食は約9割が「毎日食べている」と回答しています。その一方で、朝食については約1割弱の児童生徒が「食べない」あるいは「食べないことが多い」と回答しています。



問 あなたはごはんを誰と一緒に食べていますか。

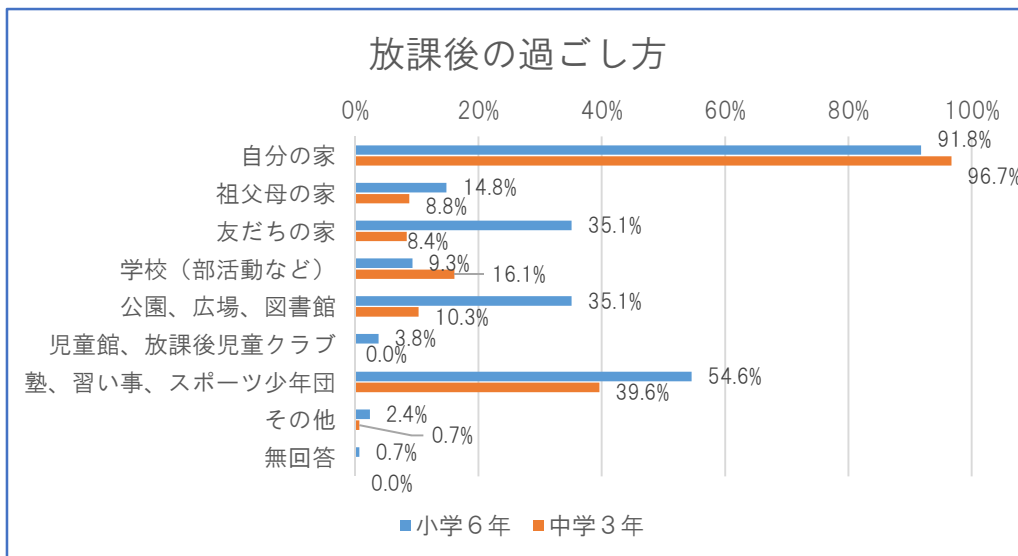
朝食について、「家族と一緒に」食べている児童生徒は5割強ですが、一方で、「子どもだけ」あるいは「一人で」と回答している児童生徒も約4割います。

夕食については、「家族と一緒に」食べている児童生徒は約9割です。しかし、夕食を「子どもだけ」あるいは「一人で」という児童生徒も約1割という状況で、本町においても、食事の形態に変化が生じていると考えられます。



問 あなたは、放課後はどこで過ごしていますか。(複数回答)

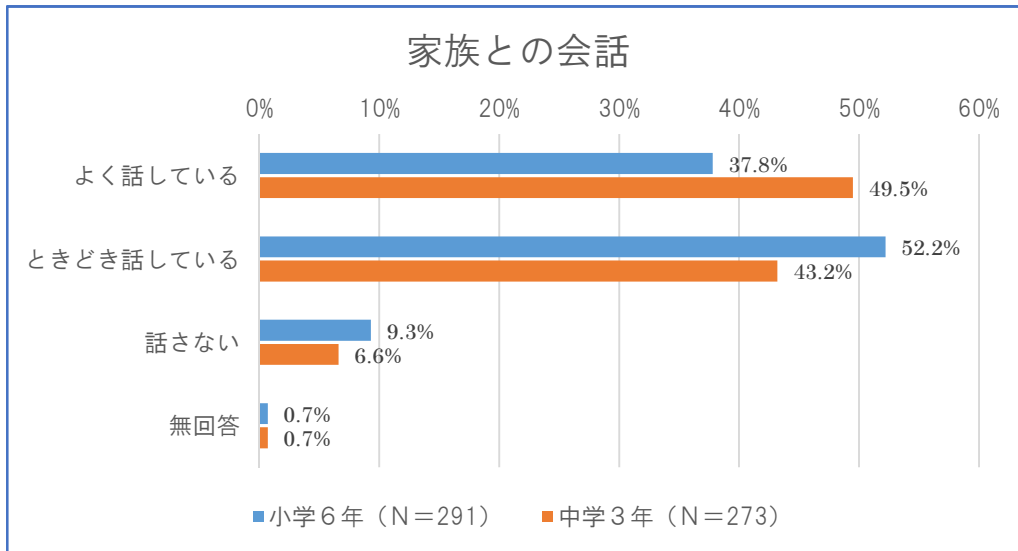
放課後の過ごし方については、児童生徒ともに、「自分の家」と回答した割合が9割を超えています。



問 あなたは、家族に学校のことや将来のことを話しますか。

家族に学校のことや将来のことを「よく話している」と回答した割合は、小学校6年生より中学校3年生の方が高くなっています。「ときどき話している」の回答を含めると、両者とも9割を超えており、家族とのつながりは強いものと思われます。

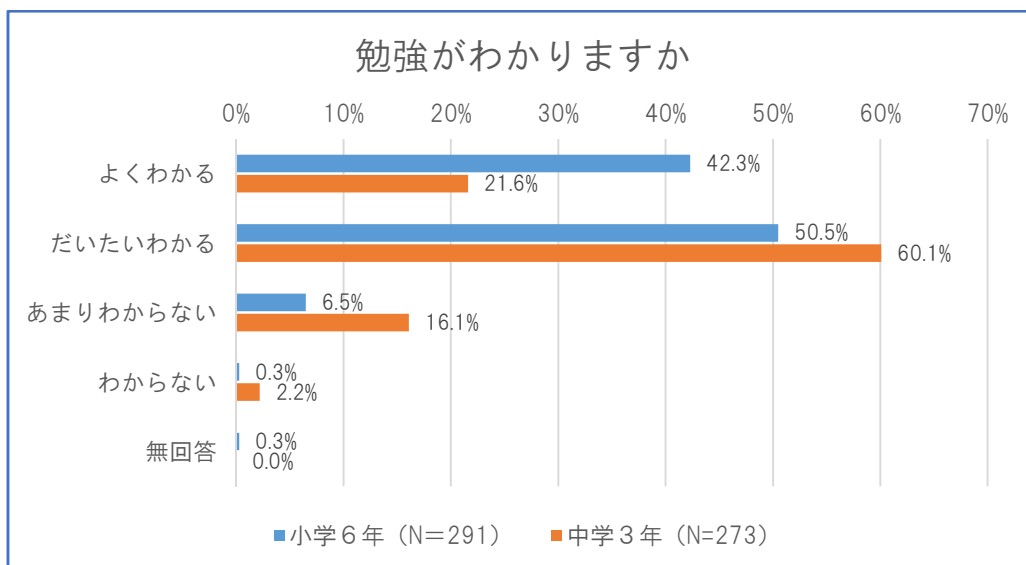
しかし、一方で、小学6年生の9.3%、中学3年生6.6%が、「話さない」と回答しています。



問 あなたは学校の勉強がわかりますか。

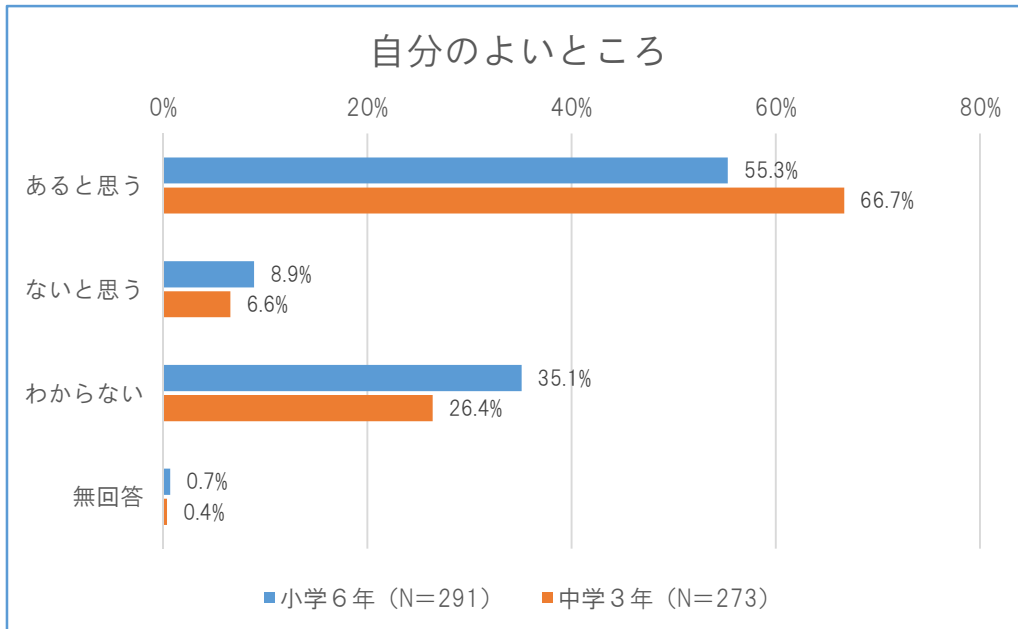
学校の勉強が「よくわかる」、「だいたいわかる」と回答した割合は、小学6年生は92.8%、中学3年生は81.7%となっています。

しかし、一方で中学3年生の18.3%が「あまりわからない」あるいは「わからない」と回答しています。



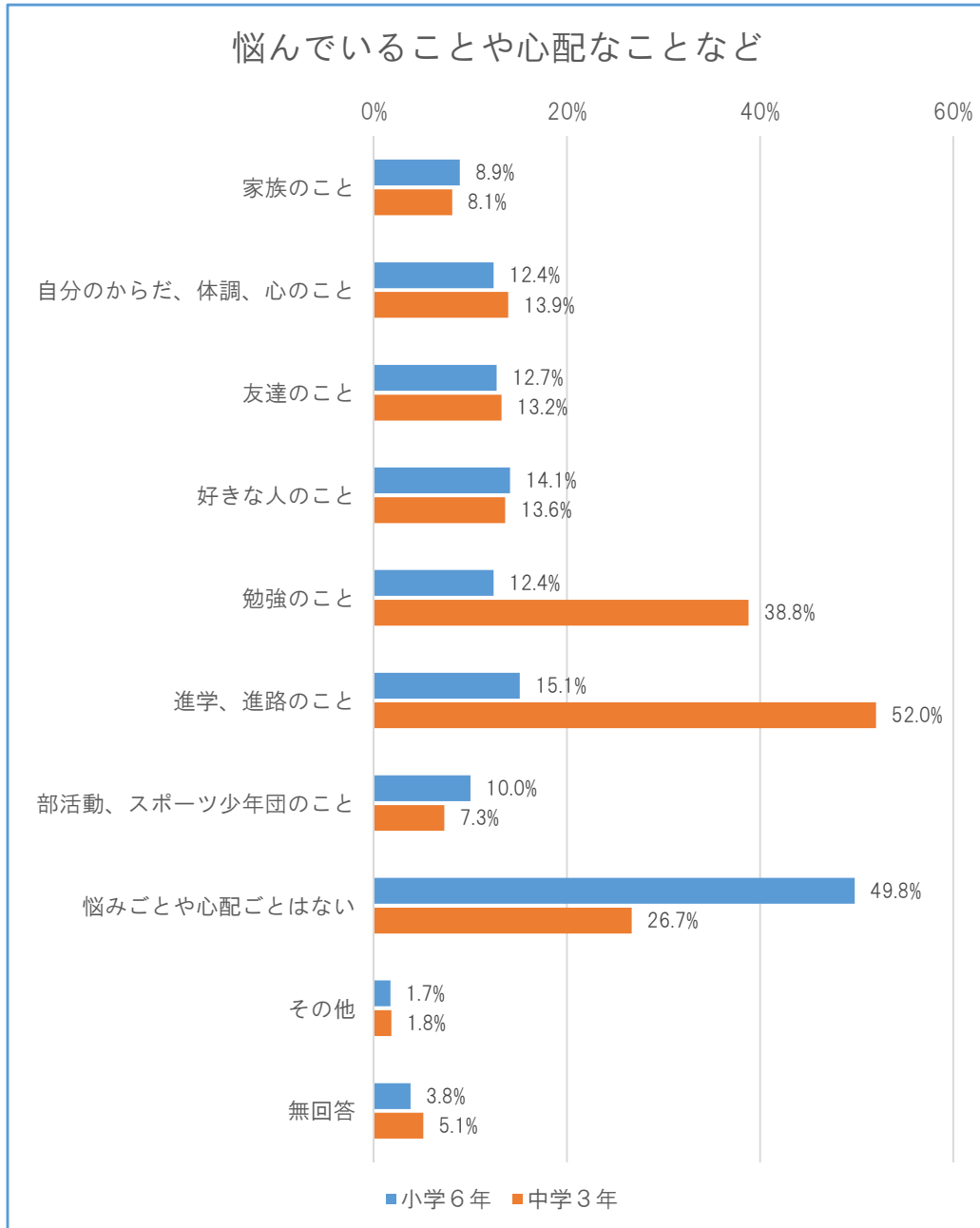
問 あなたは、自分によいところがありますか。

自分によいところがあると思うと回答した割合は、小学6年生は55.3%、中学3年生は66.7%となっています。



問 あなたは、今、悩んでいることや心配なこと、困っていること、相談したいと思っていることがありますか。(複数回答)

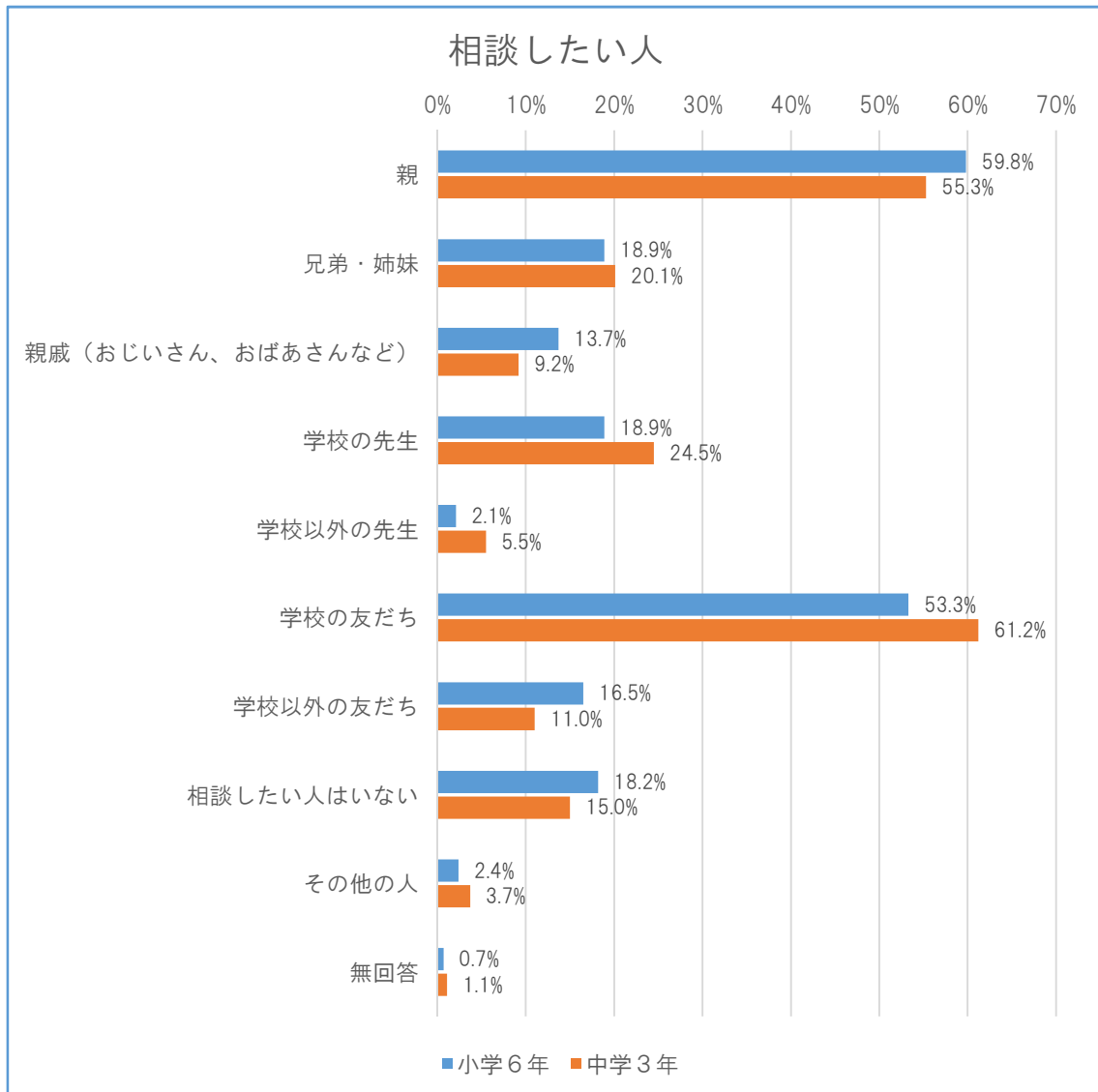
小学6年生では「悩みごとや心配ごとはない」と回答した児童が約5割います。中学3年生では、「進学、進路のこと」と回答した生徒が52.0%、「勉強のこと」と回答した生徒が38.8%となっています。



問 あなたが悩んでいる時に相談したい人は誰ですか。(複数回答)

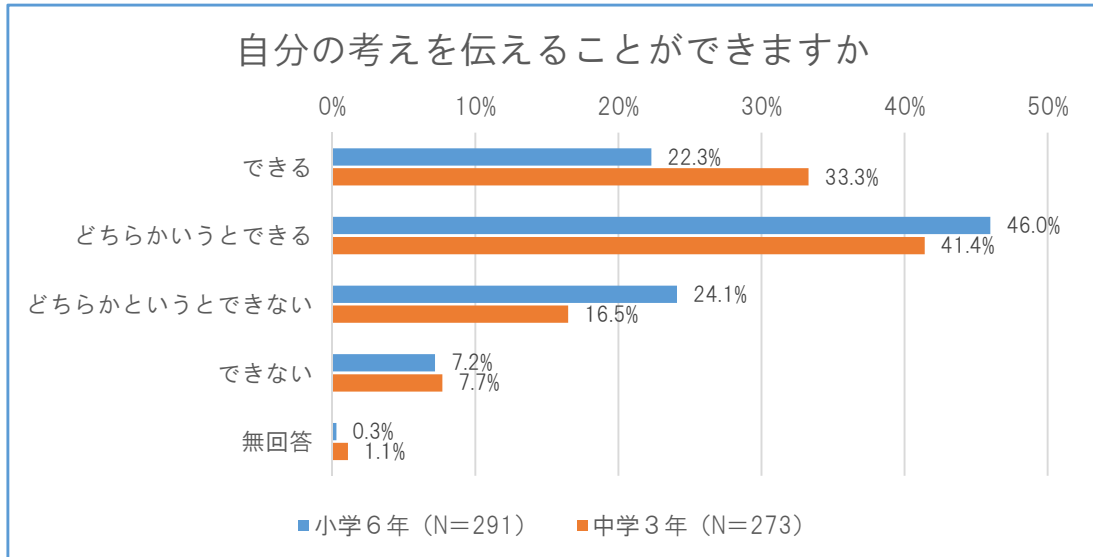
悩んでいるときに相談したい人については、小学校6年生、中学3年生ともに、「親」ならびに「学校の友達」と回答した割合が高くなっています。

「相談したい人はいない」と回答した割合は、小学校6年生では18.2%ですが、このうち半数の児童が、「今、悩んでいることや心配なことがある」とも回答しています。同じく、中学3年生では「相談したい人はいない」と回答した割合は、15.0%ですが、このうち3分の2の生徒が、「今、悩んでいることや心配なことがある」とも回答しています。



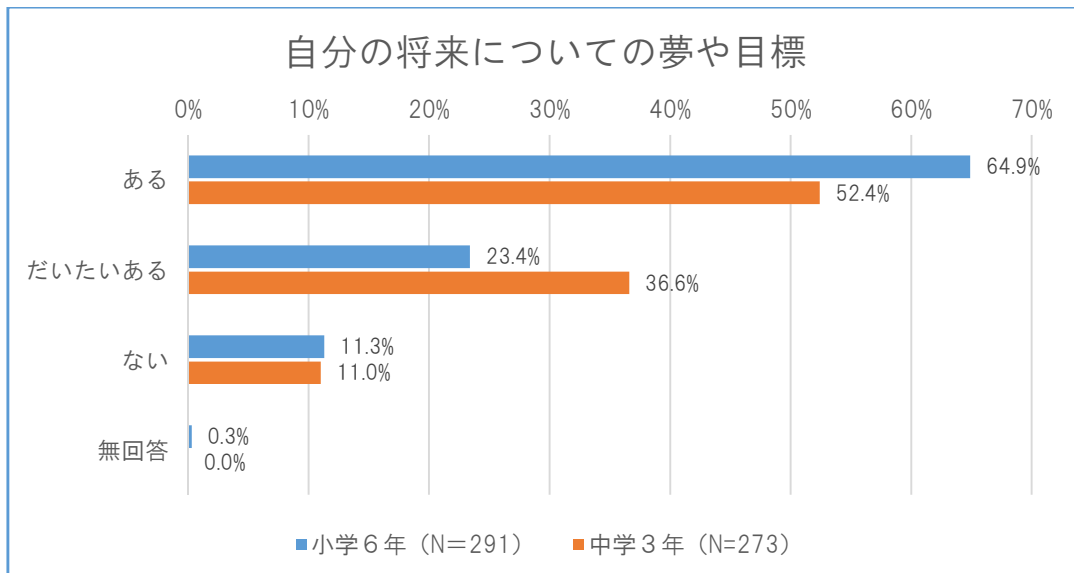
問 あなたは、自分の考えをはっきり相手に伝えることができますか。

自分の考えを相手に伝えることについては「どちらかというといけない」、「できない」と回答した割合は、小学6年生は31.3%、中学3年生は24.2%となっています。



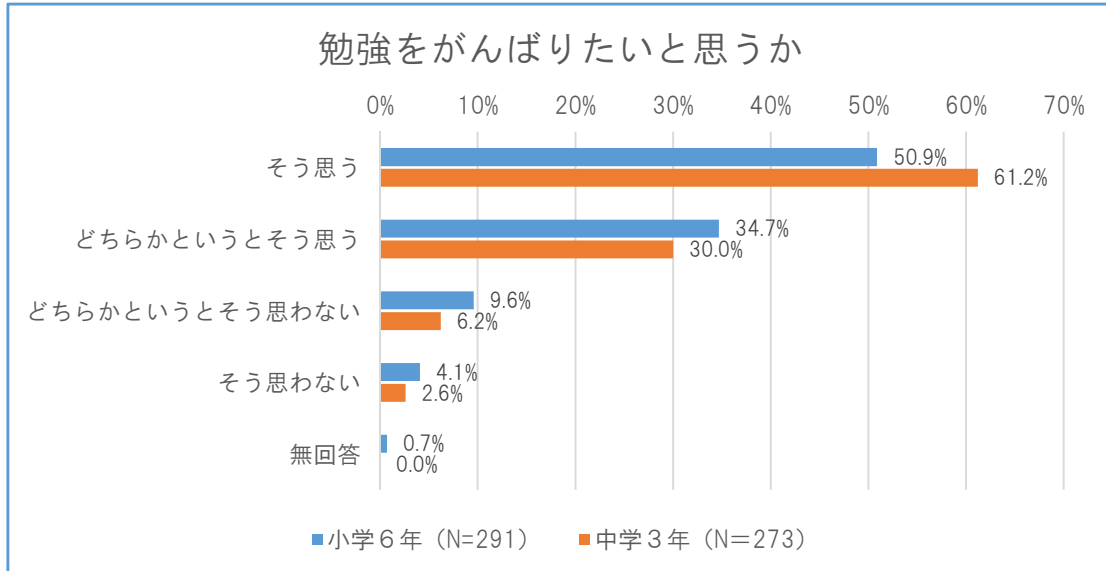
問 あなたは、自分の将来について夢や目標がありますか。

自分の将来について夢や目標が「ある」、「だいたいある」と回答した割合は、小学6年生は88.3%、中学3年生は89.0%となっています。



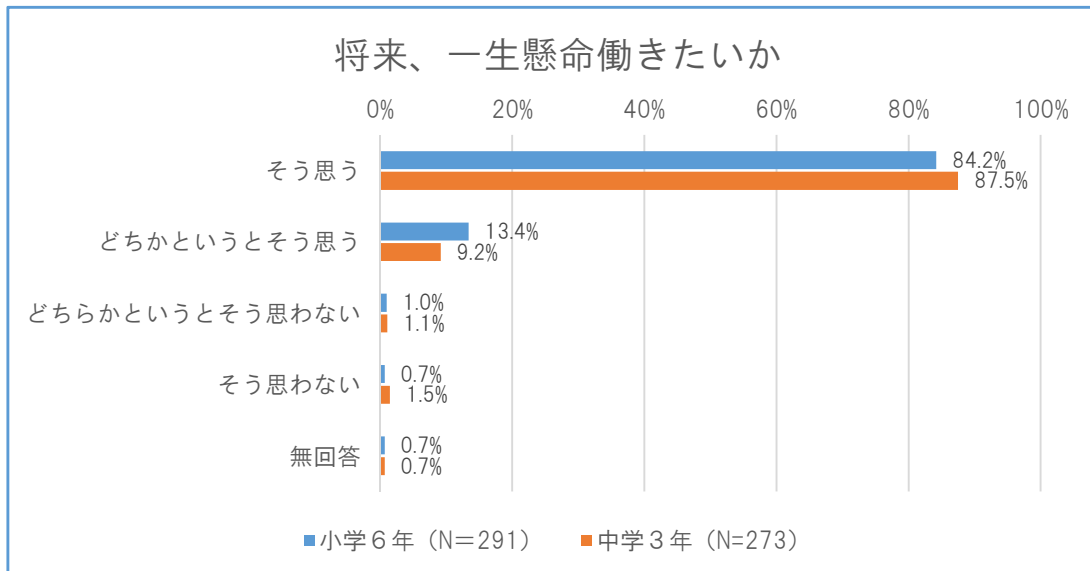
問 将来のために、今、勉強をがんばりたいと思っていますか。

勉強をがんばりたいと「思う」、「どちらかというと思う」と回答した割合は、小学6年生は85.6%、中学3年生は91.2%となっています。

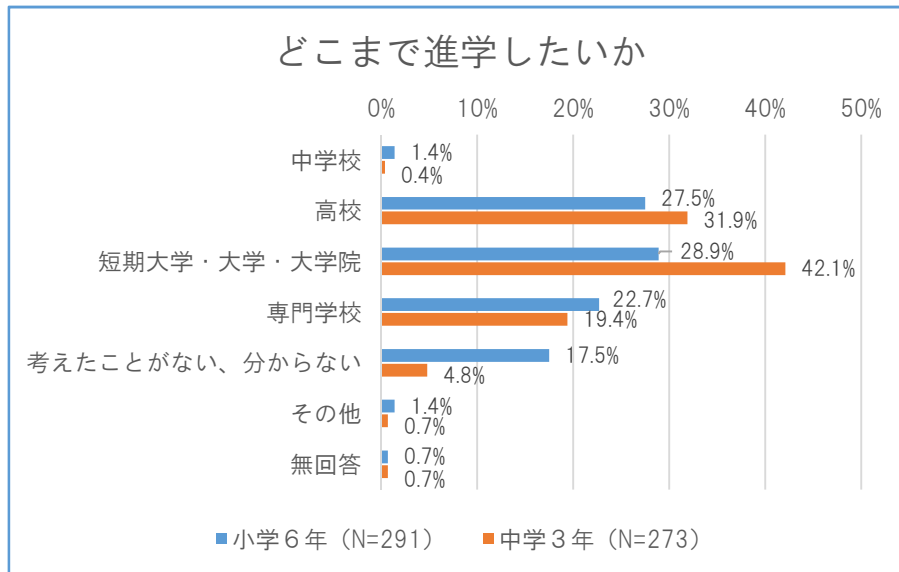


問 将来、一生懸命働きたいと思いますか。

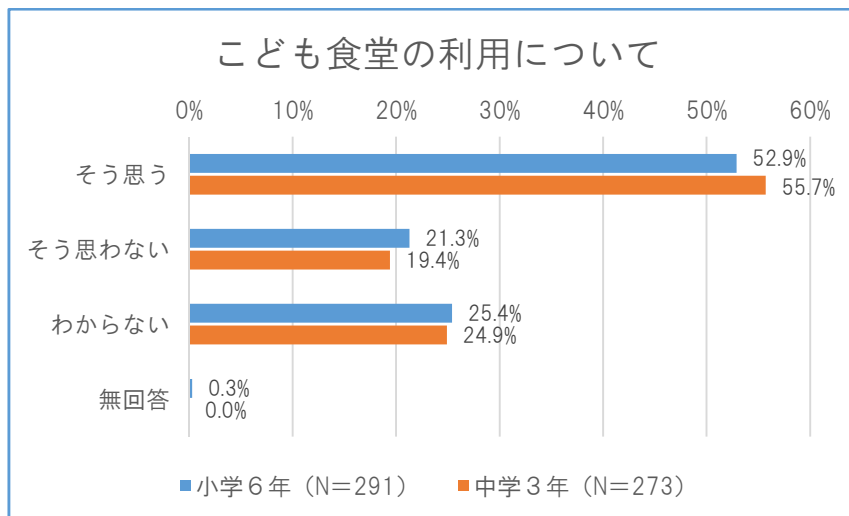
一生懸命働きたいと「思う」、「どちらかというと思う」と回答した割合は、小学6年生は97.6%、中学3年生は96.7%となっています。



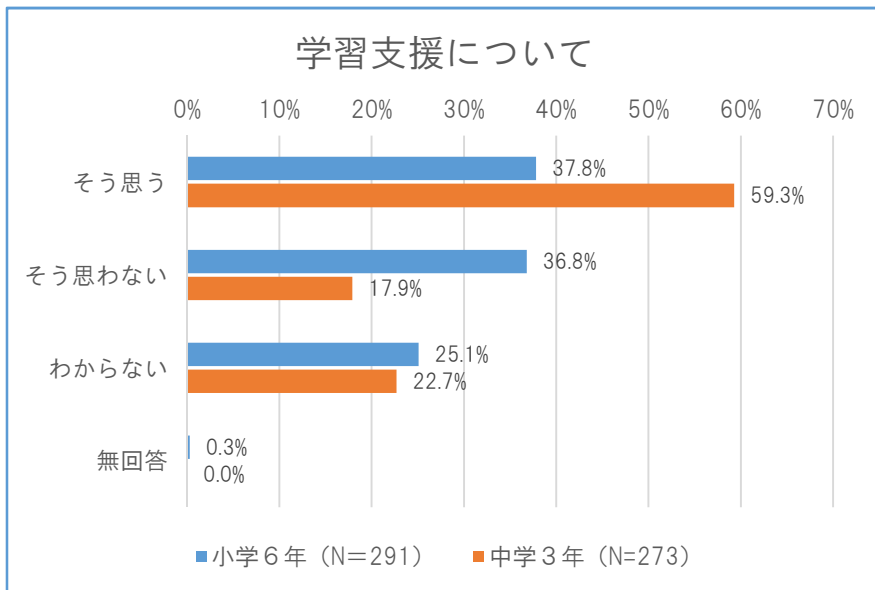
問 あなたは、どこまで進学したいと思いますか。



問 あなたは、無料や100円くらいで食事ができる場所（こども食堂など）が近くにあれば、利用したいと思いますか。



問 あなたは、放課後に無料や安い料金で勉強を教えてもらえる場所が、家の近くにあるならば、通いたいですか。



(2) 小学校就学前児童の保護者調査結果

① 調査実施時期

平成30(2018)年11月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

小学校就学前児童の保護者を対象にして、小学校就学時健診の際に、調査票を直接配付し、内容についての説明後、調査・回収を行いました。

③ 配付数・回答数

調査対象	配付数	回収数	回収率 (%)	有効回答数	有効回答率
小学校就学前児童の保護者	305	295	96.7	295	100.0

④ 「経済的に困窮していると思われる世帯収入」の基準設定

(ア) 「宮崎県」の経済的に困窮していると思われる世帯収入の算出方法は、山形大学 戸室健作氏の論文「都道府県の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」の中で、2012年「被保護者調査」を基に算定されています。

(イ) 「三股町」の経済的に困窮していると思われる世帯収入の算出方法は、(ア)に基づき、生活保護における本町の級地(3-2)における2015年「被保護者調査」の結果から得られた世帯収入で設定しています。

世帯 人員数	(ア) 「宮崎県」の経済的に困窮 していると思われる世帯収入	(イ) 「三股町」の経済的に困窮 していると思われる世帯収入
2人	1,627,219 円	1,458,126 円
3人	2,405,773 円	2,122,523 円
4人	2,998,906 円	2,672,912 円
5人	3,718,383 円	3,107,594 円

小学校就学前児童の保護者調査においては、世帯年収についての回答により、三股町の「経済的に困窮していると思われる世帯収入」の算出方法により該当する世帯を「生活困難世帯」としてしています。ただし、今回の定義は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。

(小学6年生・中学3年生児童生徒の保護者調査も同様)

⑤ 調査結果の概要

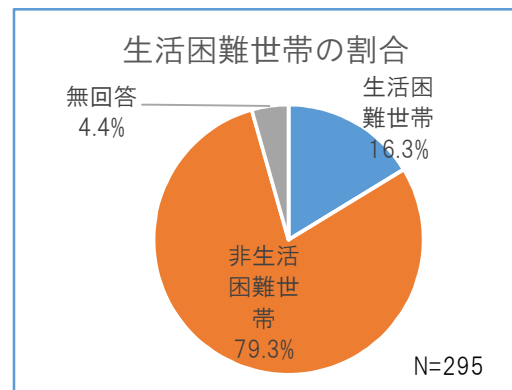
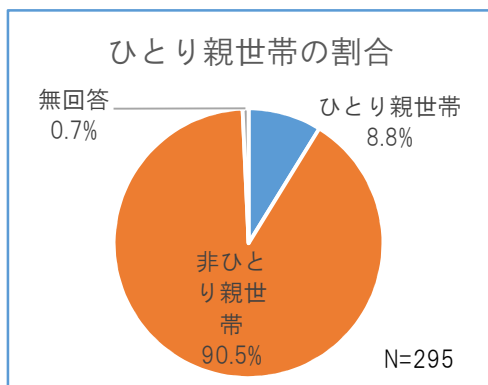
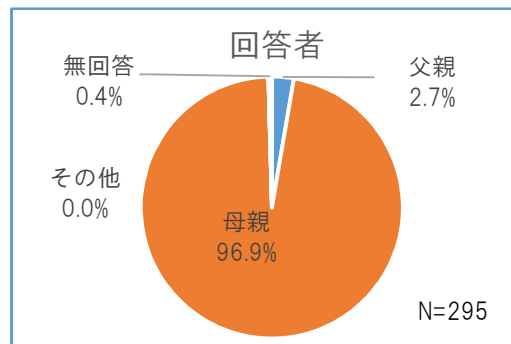
問 調査にお答えいただく方は、お子さんからみてどのような関係ですか。

調査に回答した 295 人のうち、96.9%が母親でした。

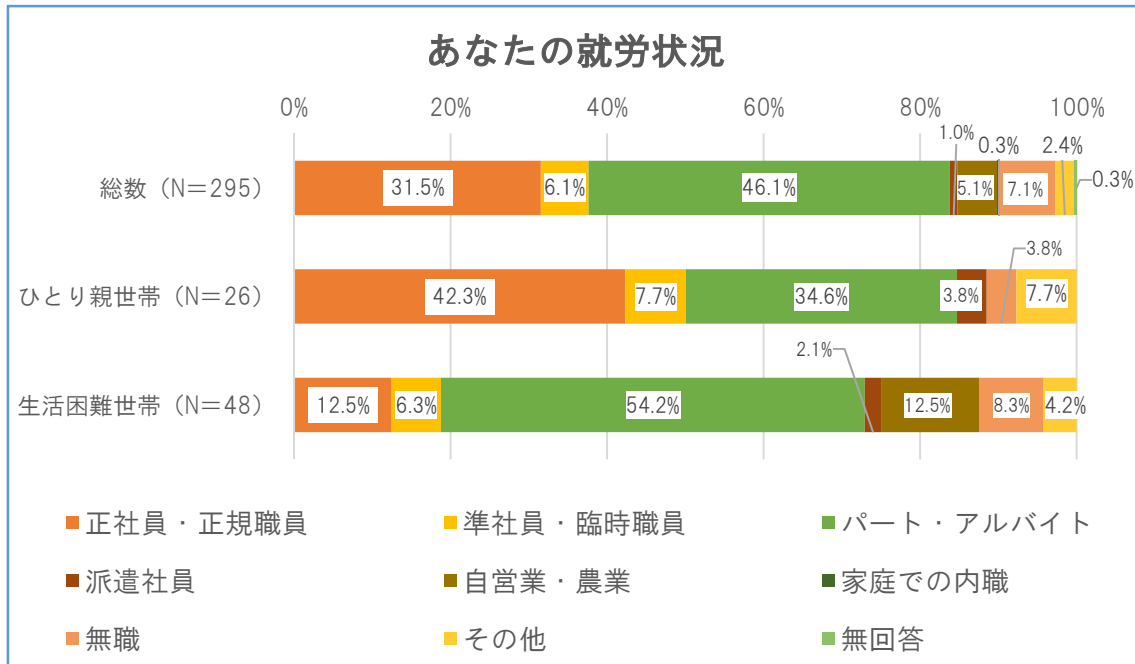
ひとり親世帯の割合は 8.8%となっており、約 11 人に 1 人がひとり世帯であると言えます。

生活困難世帯の割合は 16.3%となっており、約 6 人に 1 人が生活困難世帯であると言えます。

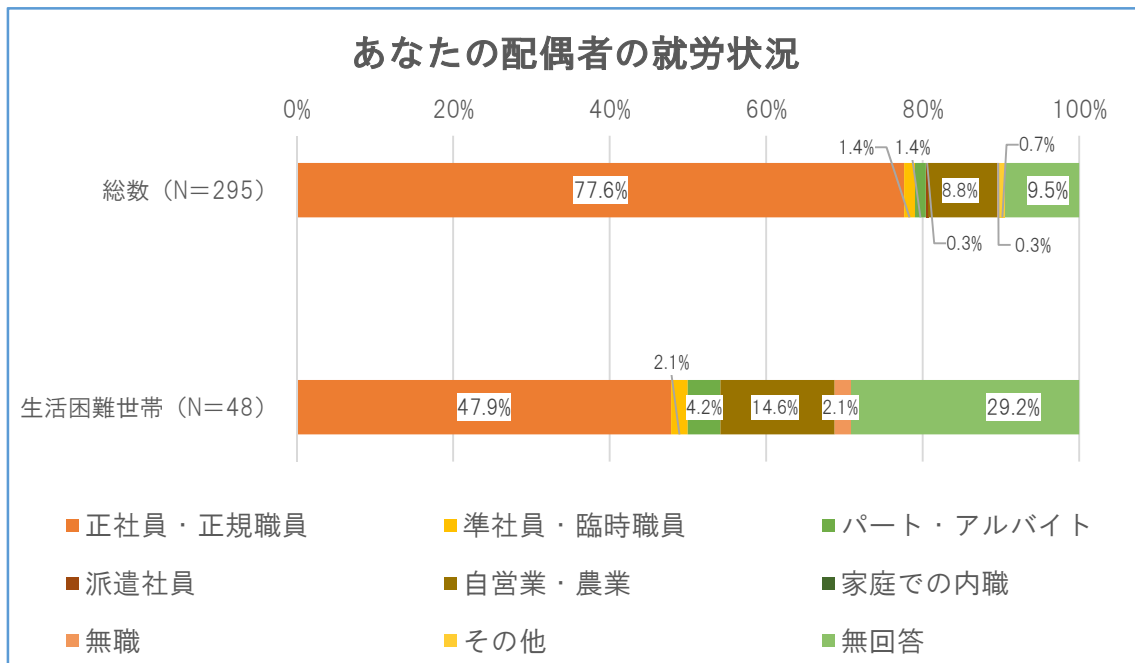
	合計 (%)	ひとり親世帯区分			生活困難世帯区分		
		ひとり親 世帯	非ひとり 親世帯	無回答	生活困難 世帯	非生活困 難世帯	無回答
調査数	295 (100.0)	26 (8.8)	267 (90.5)	2 (0.7)	48 (16.3)	234 (79.3)	13 (4.4)



問 あなたの現在の就労状況についてお答えください。

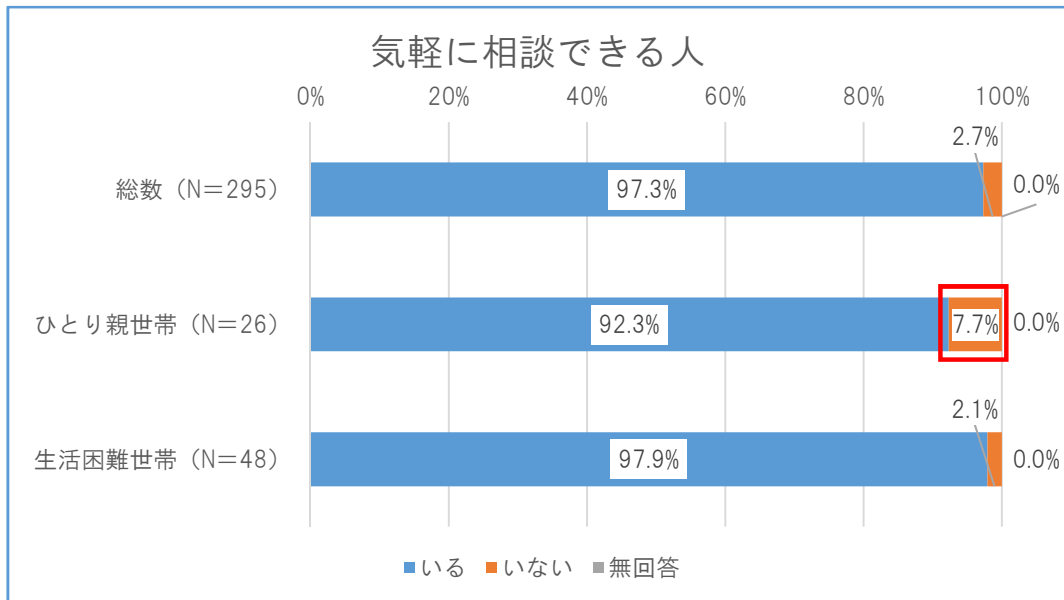


問 あなたの配偶者の現在の就労状況についてお答えください。



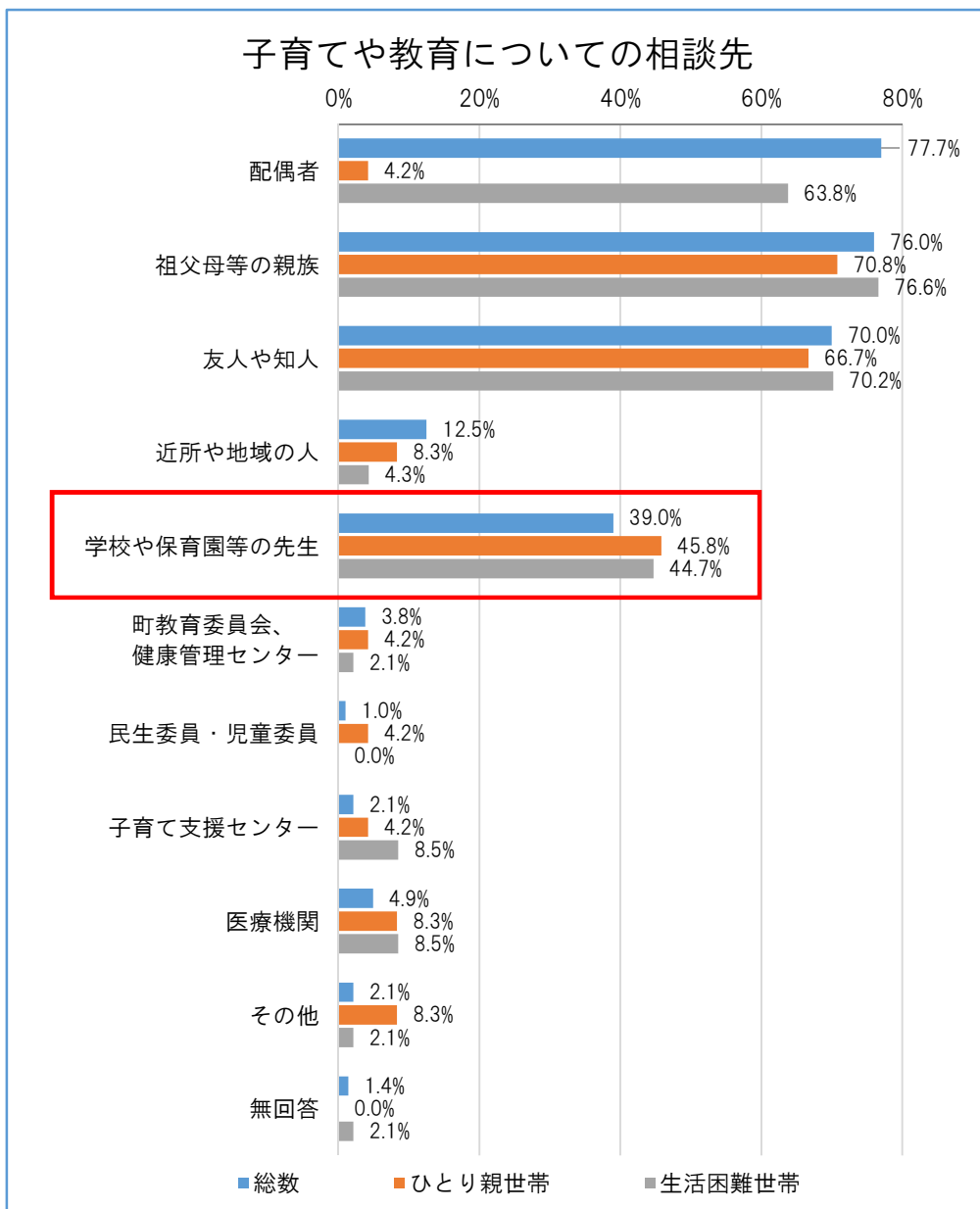
問 お子さんの子育てや教育について、気軽に相談できる人はいますか。

全体としては、97.3%の人が気軽に相談できる人がいると回答していますが、ひとり親世帯では、気軽に相談できる人が「いない」が7.7%と高くなっています。

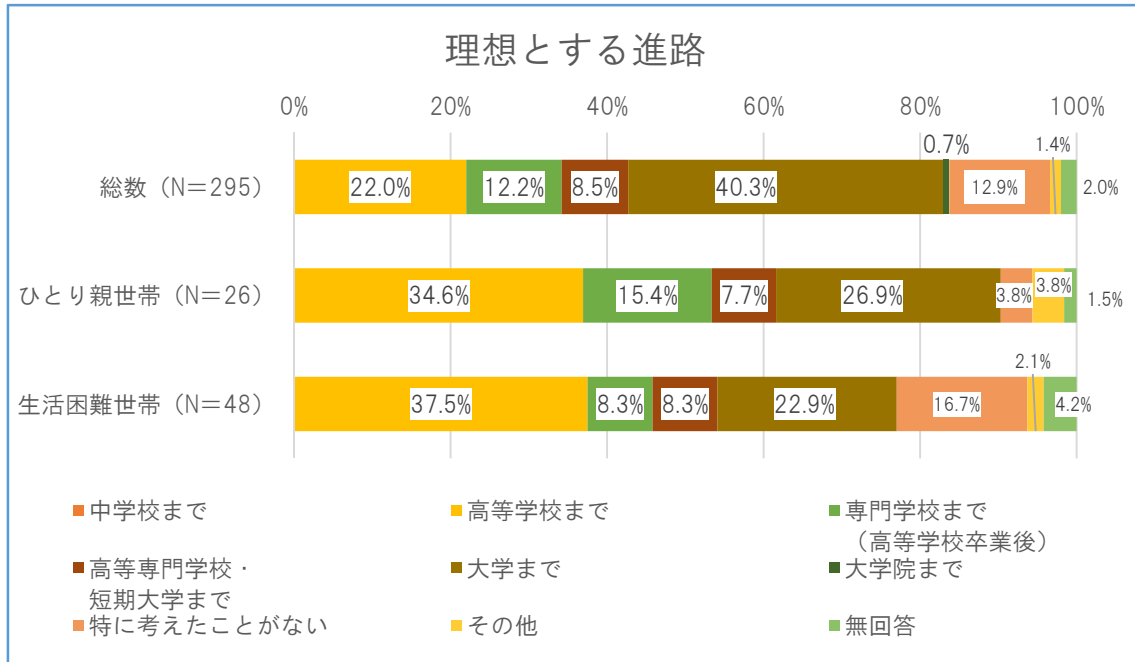


問 （前問で「いる」と回答した人で）お子さんの子育てや教育について、相談先を教えてください。（複数回答）

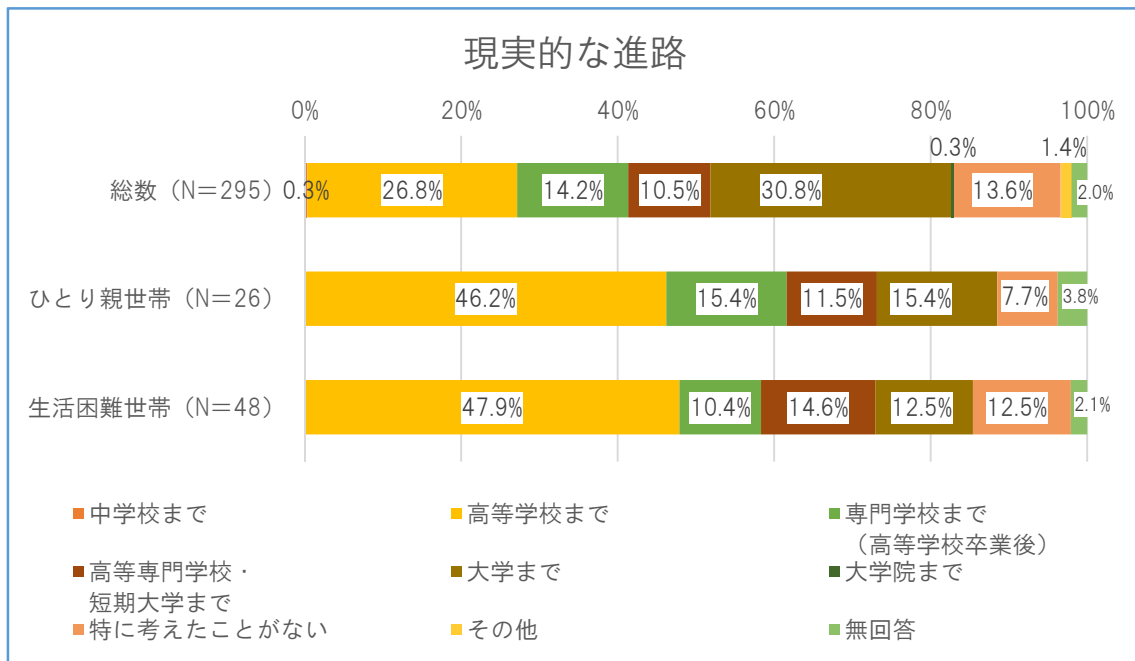
全体的には、「配偶者（77.0%）」「祖父母等の親族（76.0%）」が上位を占めていますが、身内を除く相談者としては、「友人や知人（70.0%）」に次いで「学校や保育園等の先生（39.0%）」となっています。



問 あなたは、理想として、お子さんにどの段階の学校まで進んでほしいと思いますか。

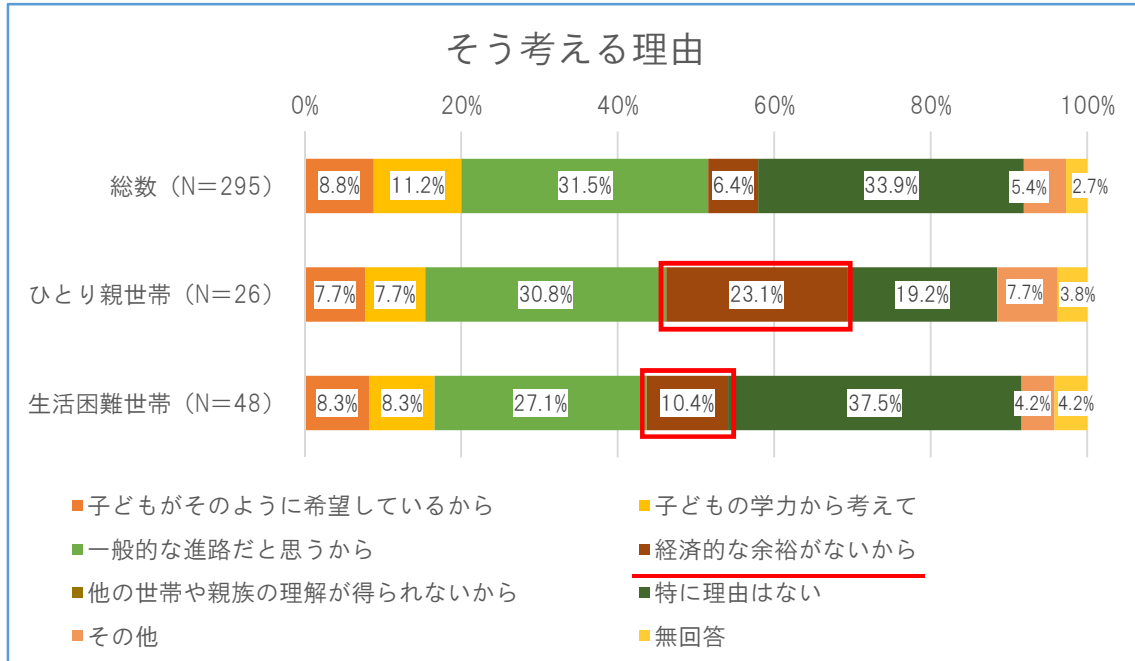


問 あなたは、現実的には、お子さんはどの段階の学校まで進むと思いますか。



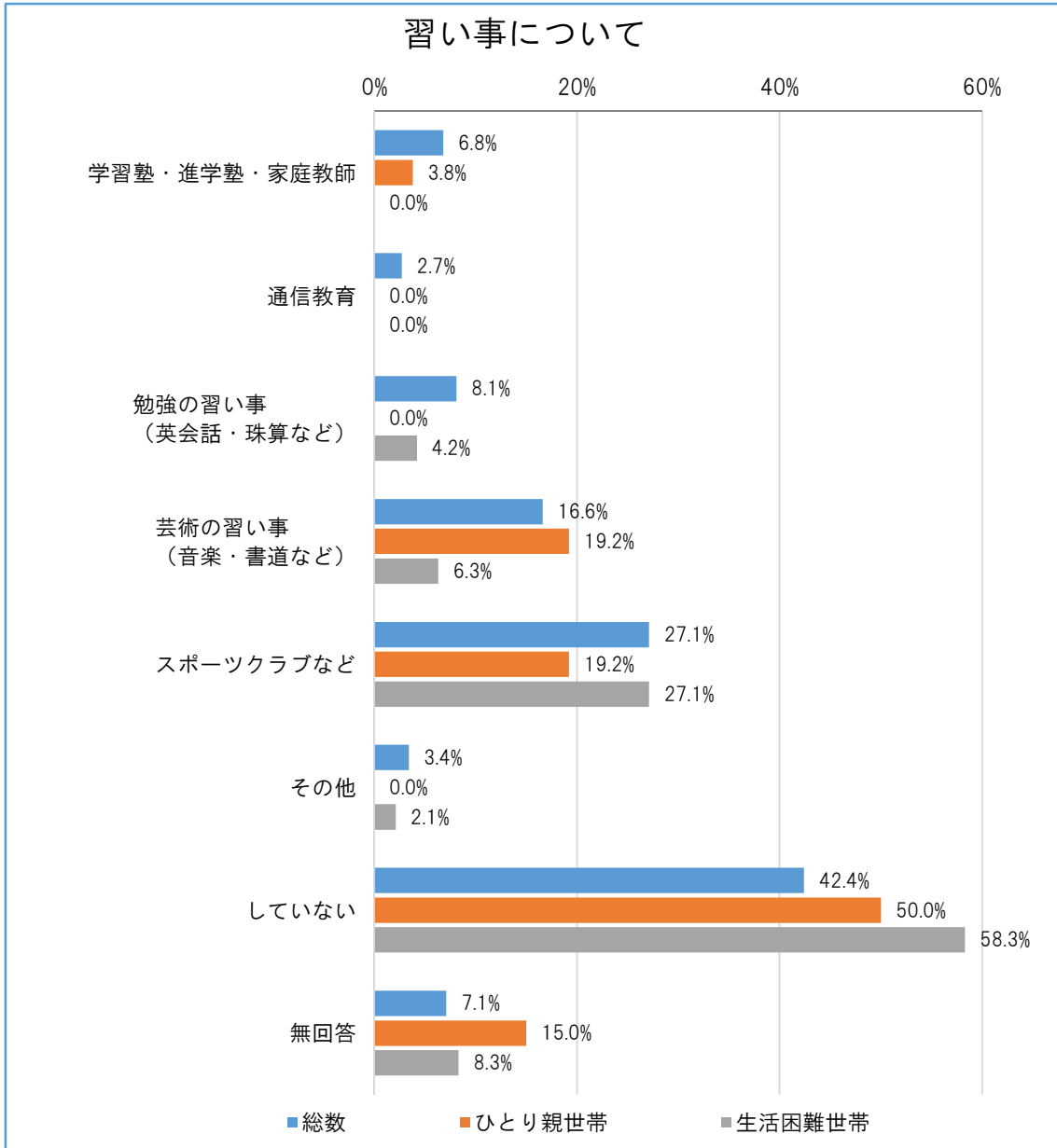
問 (理想と現実的な進路について) そうお考えになる理由は何ですか。

ひとり親世帯と生活困難世帯で、「経済的な余裕がないから」が高い割合となっています。特に、ひとり親世帯では、総数の約4倍の23.1%となっています。



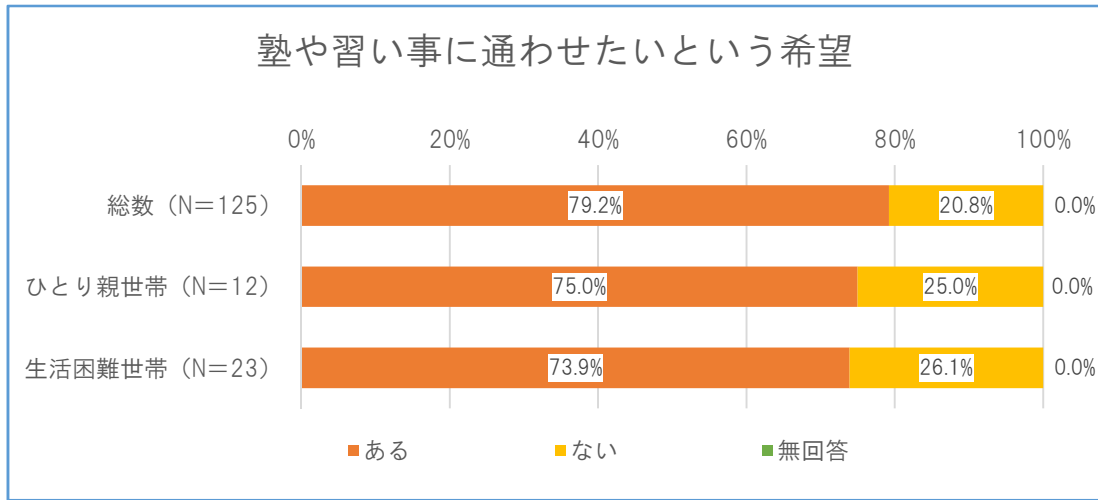
問 お子さんは、現在、習い事などに通っていますか。(複数回答)

総数で「していない」が42.4%ですが、ひとり親世帯や生活困難世帯では5割を超えています。一方で、「芸術の習い事」は、ひとり親世帯で19.2%と最も高く、「スポーツクラブなど」は生活困難世帯と総数が同率となっています。



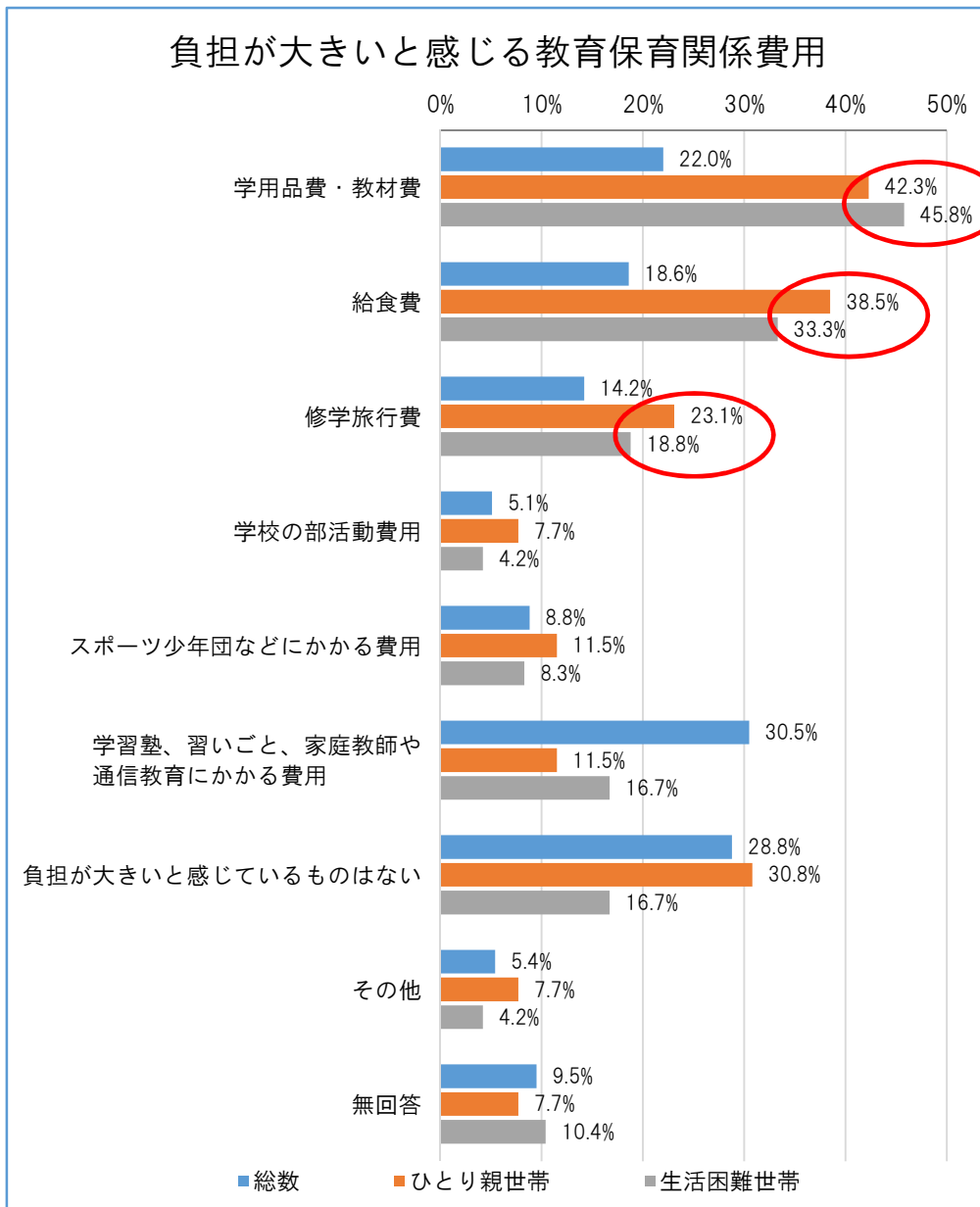
問（前問で「通っていない」と答えた人で）あなたは、お子さんを塾や習い事に通わせたいという希望はありますか。

世帯の状況にかかわらず、7割以上が通わせたいと回答しています。



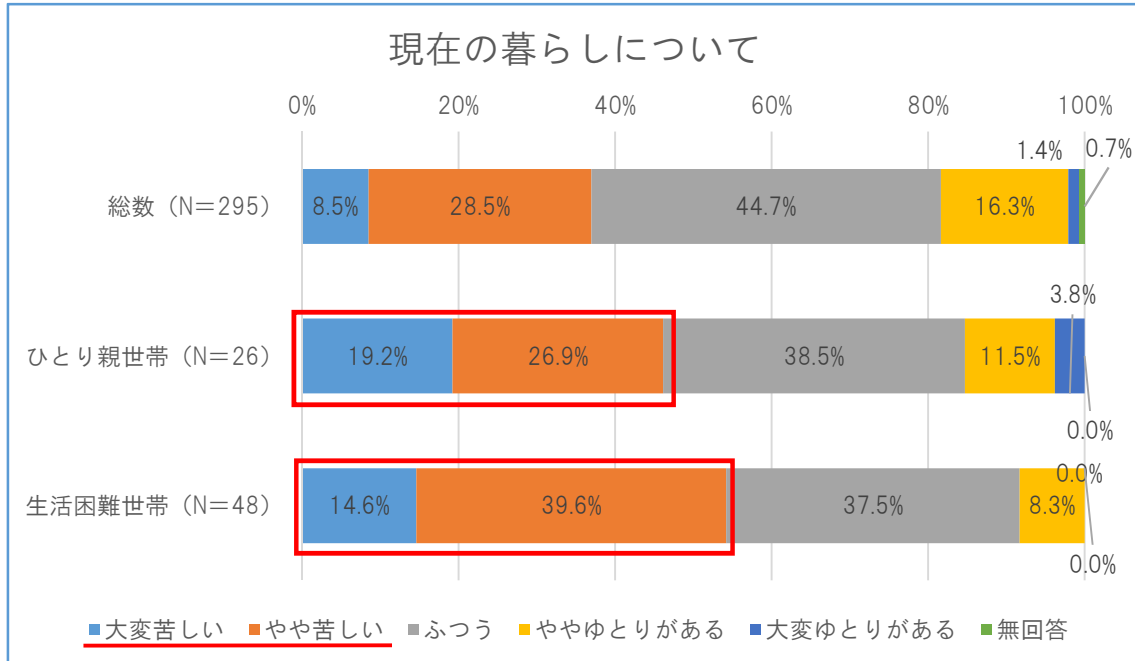
問 あなたの世帯では、お子さんの教育保育関係費用について、負担が大きいと感じるものがありますか。(複数回答)

ひとり親世帯・生活困難世帯共に、「学用品費・教材費」「給食費」「修学旅行費」が、全体よりも高い値となっています。



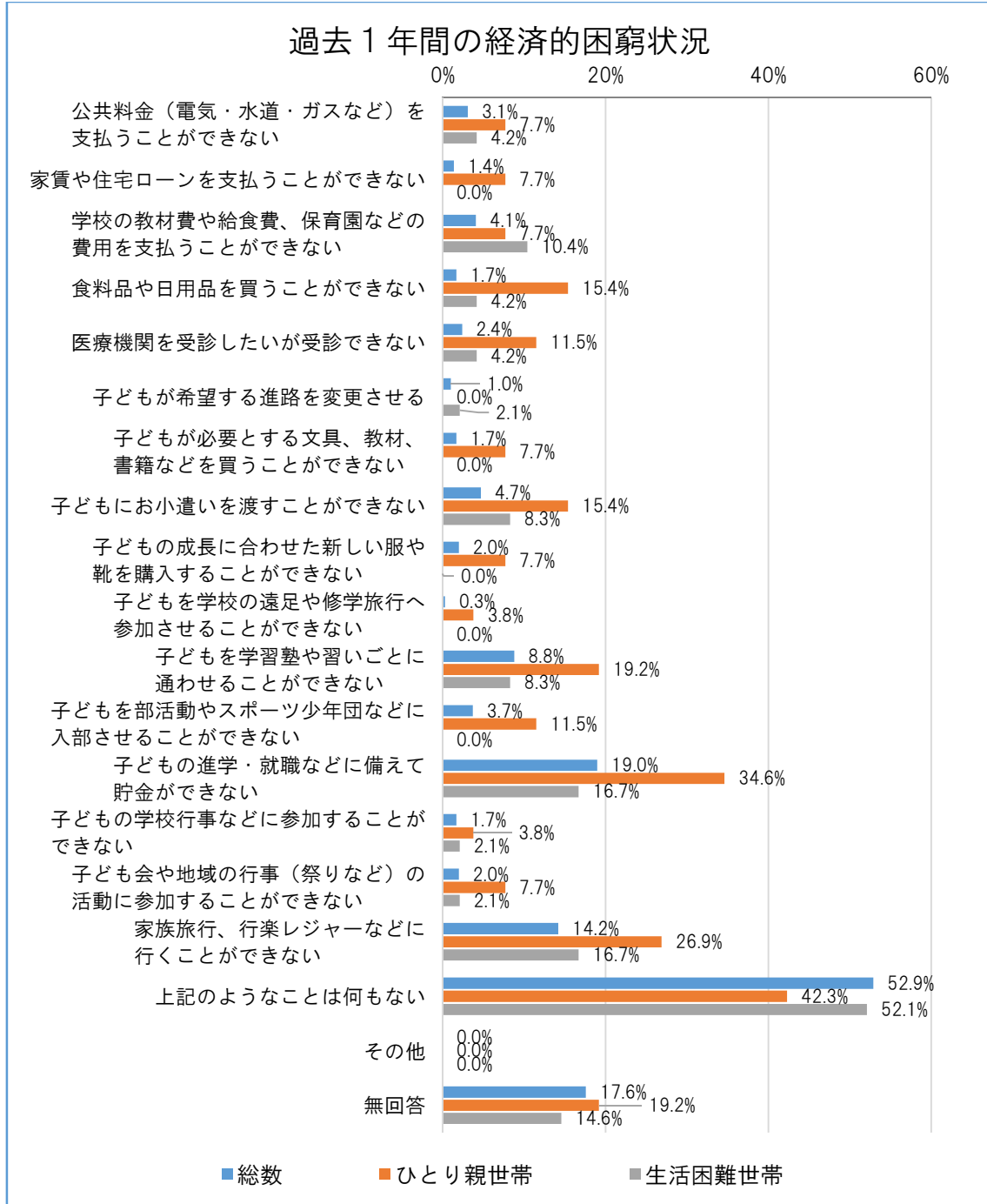
問 現在のあなたの暮らしを総合的にみて、どのように感じていますか。

現在の暮らしについてたずねたところ、全体の37.0%が「大変苦しい」「やや苦しい」と答えているのに対し、ひとり親世帯では46.1%、生活困難世帯では、54.2%が「大変苦しい」「やや苦しい」と答えています。



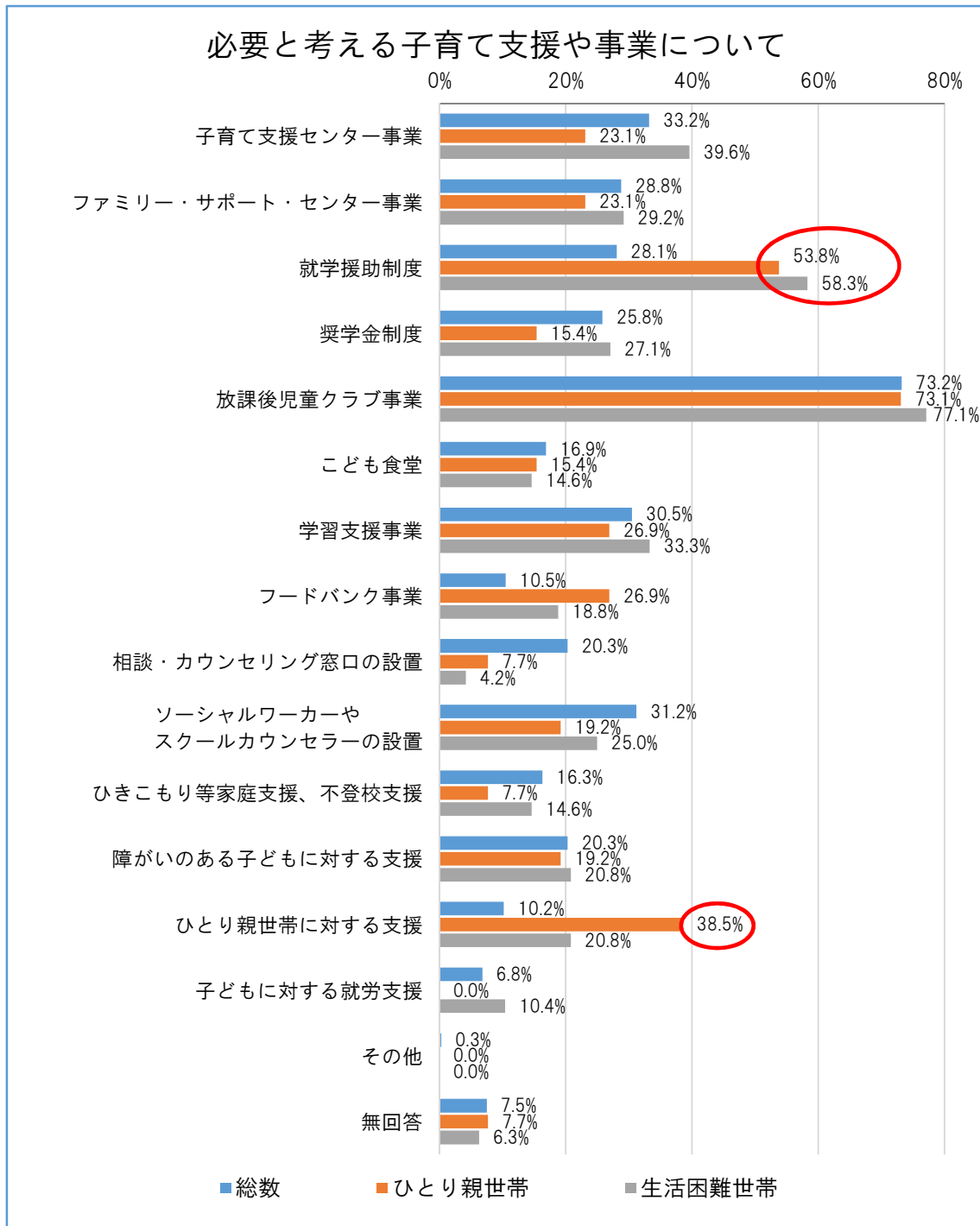
問 あなたの世帯では過去1年間も含め、経済的な理由により次のようなことがありますか。(複数回答)

全体で見ると、「上記のようなことは何もない」が半数を占めますが、8割以上の項目で、ひとり親世帯の該当率が高くなっています。



問 どのような子育て支援や事業が必要であると考えますか。（複数回答）

必要とされている子育て支援や事業についてたずねたところ、全体では、「放課後児童クラブ事業（73.2%）」が最も多くなっています。次いで、ひとり親世帯では、「就学援助制度（53.8%）」、「ひとり親世帯に対する支援（38.5%）」、生活困難世帯では、「就学援助制度（58.3%）」「子育て支援センター事業（39.6%）」となっています。



(3) 児童生徒の保護者調査結果

① 調査実施時期

平成30(2018)年11月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

本町の小学校に在学している6年生の保護者全員及び本町の中学校に在学している3年生の保護者全員を対象にして、学校を通じて配付し、回収は郵送で行いました。

③ 配付数・回答数

調査対象	配付数	回収数	回収率 (%)	有効回答数	有効回答率
小学6年生保護者	303	248	41.6	248	100.0
中学3年生保護者	293				
	計 596				

④ 調査結果の概要

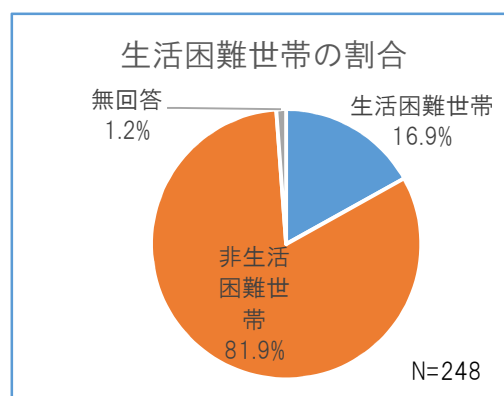
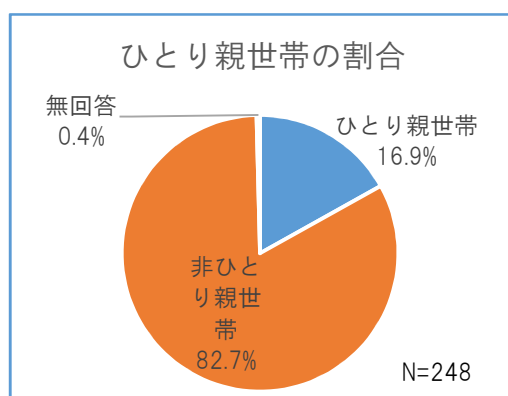
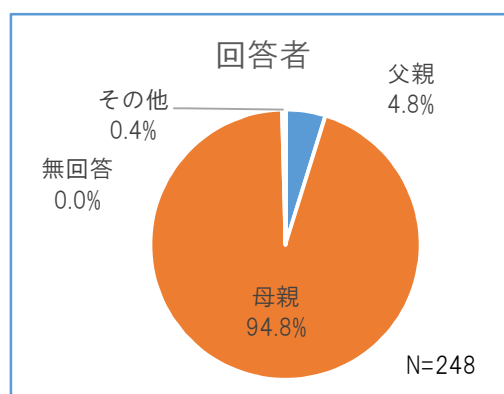
問 調査にお答えいただく方は、お子さんからみてどのような関係ですか。

調査に回答した248人のうち、「母親」が94.8%、「父親」が4.8%でした。

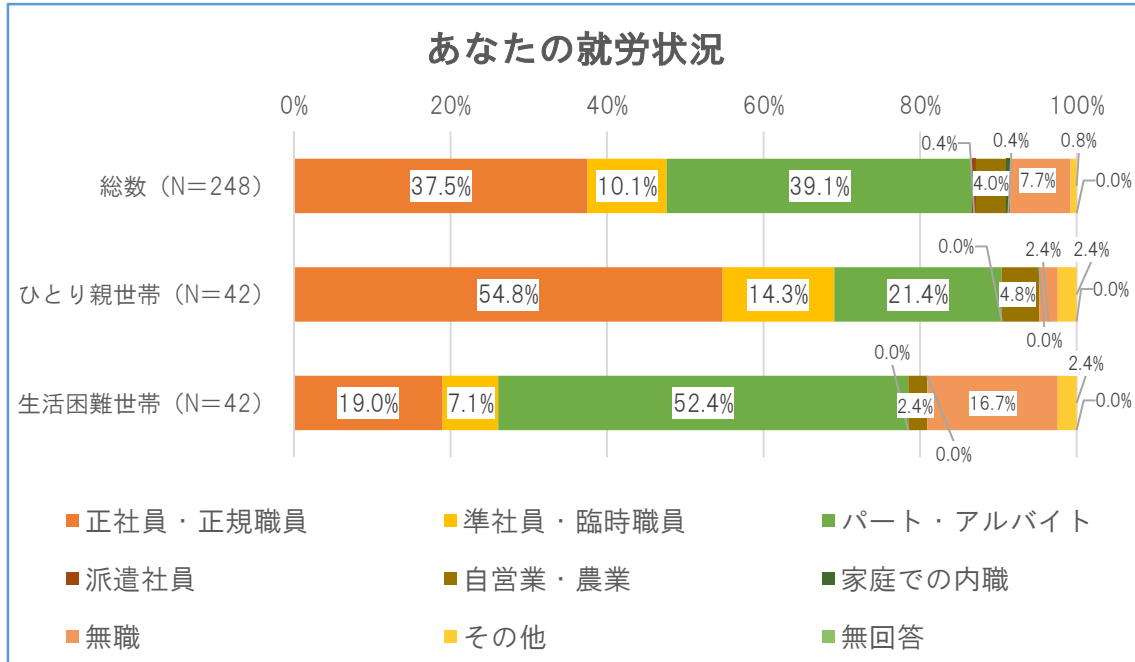
ひとり親世帯の割合は16.9%となっており、約6人に1人がひとり親世帯であると言えます。これは、小学校就学前保護者調査と比べると約2倍に増えています。

生活困難世帯の割合は16.9%となっており、約6人に1人が生活困難世帯であると言えます。これは、小学校就学前保護者調査と同様の値です。

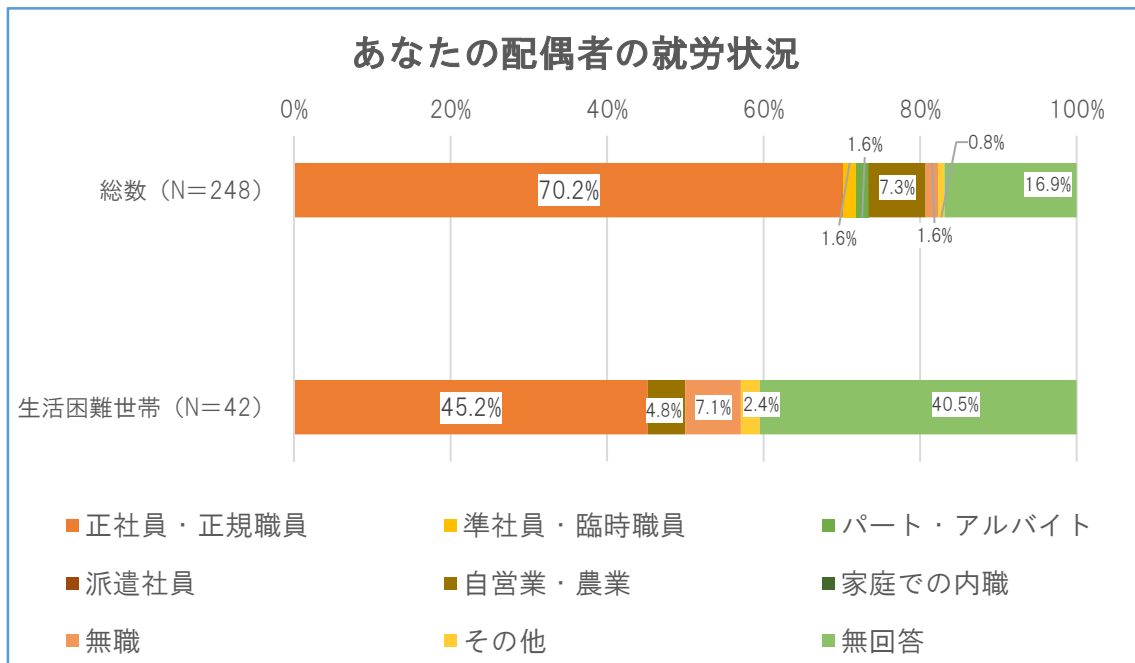
	合計 (%)	ひとり親世帯区分			生活困難世帯区分		
		ひとり親 世帯	非ひとり 親世帯	無回答	生活困難 世帯	非生活困 難世帯	無回答
調査数	248 (100.0)	42 (16.9)	205 (82.7)	1 (0.4)	42 (16.9)	203 (81.9)	3 (1.2)



問 あなたの現在の就労状況についてお答えください。

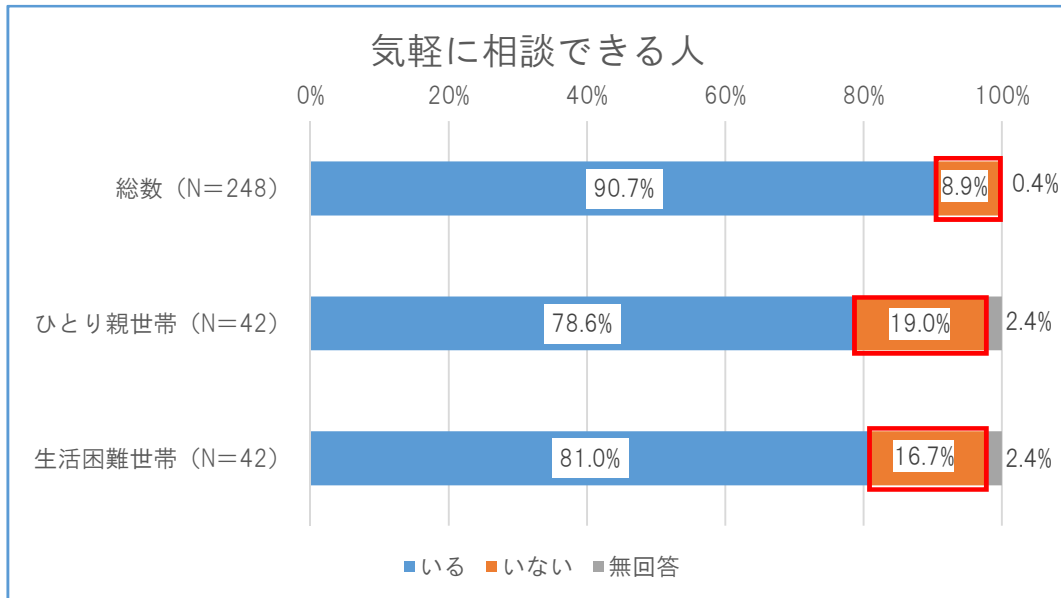


問 あなたの配偶者の現在の就労状況についてお答えください。



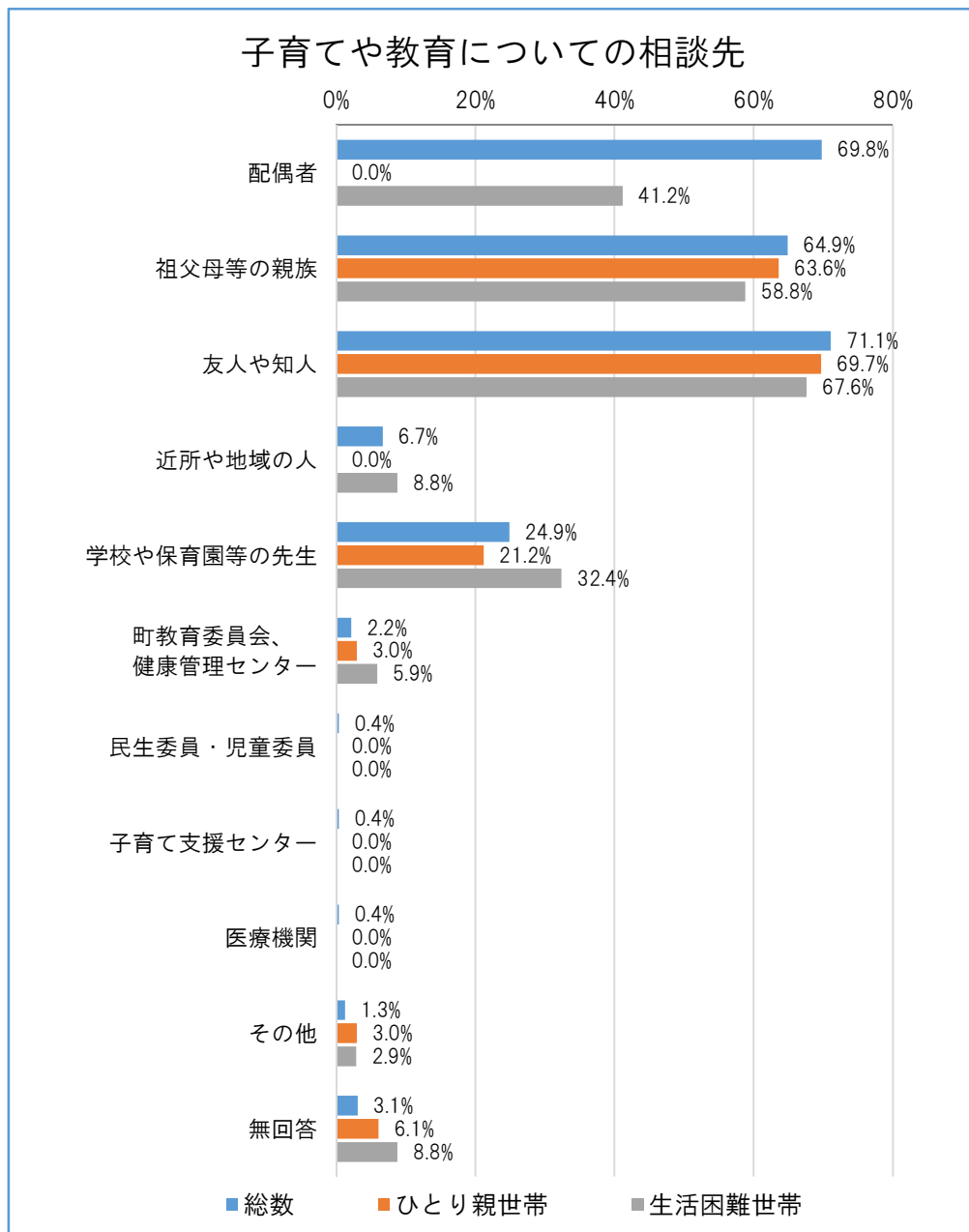
問 お子さんの子育てや教育について、気軽に相談できる人はいますか。

全体としては、9割の人が気軽に相談できる人が「いる」と回答していますが、約1割弱が「いない」と回答しています。さらに、ひとり親世帯では、「いない」が19.0%、生活困難世帯では16.7%とその割合は高くなっています。

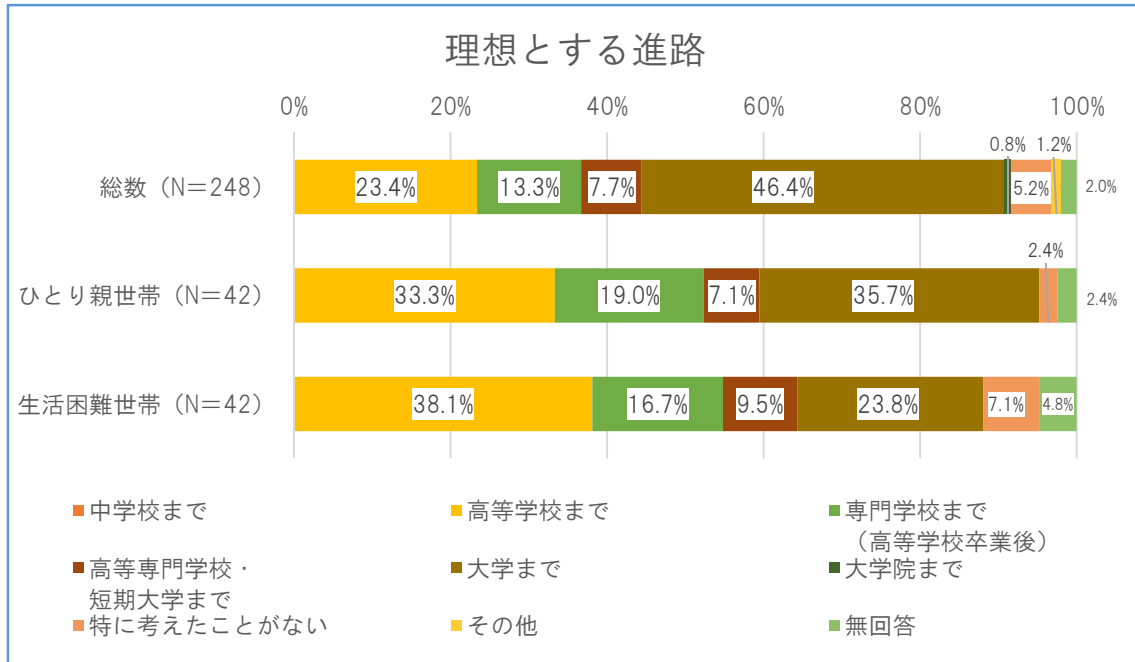


問 (前問で「いる」と回答した人で) お子さんの子育てや教育について、相談先を教えてください。(複数回答)

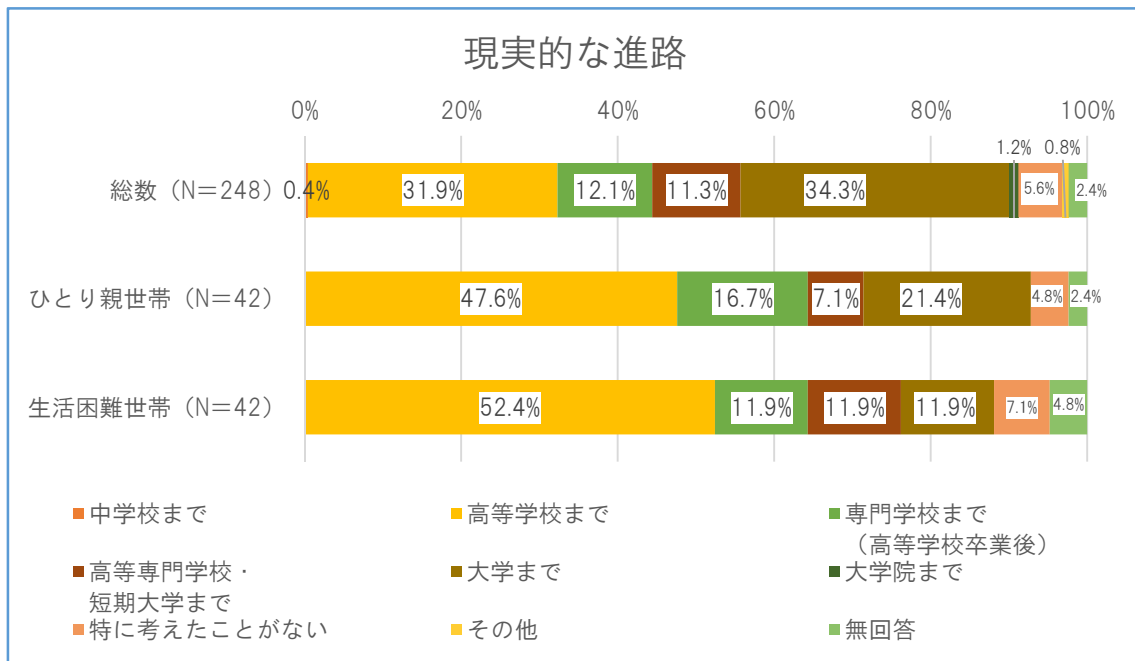
全体的に、「友人や知人 (71.1%)」「配偶者 (69.8%)」「祖父母等の親族 (64.9%)」が上位を占めています。生活困難世帯では、「学校や保育園等の先生」が総数よりも高い32.4%となっています。



問 あなたは、理想として、お子さんにどの段階の学校まで進んでほしいと思いますか。

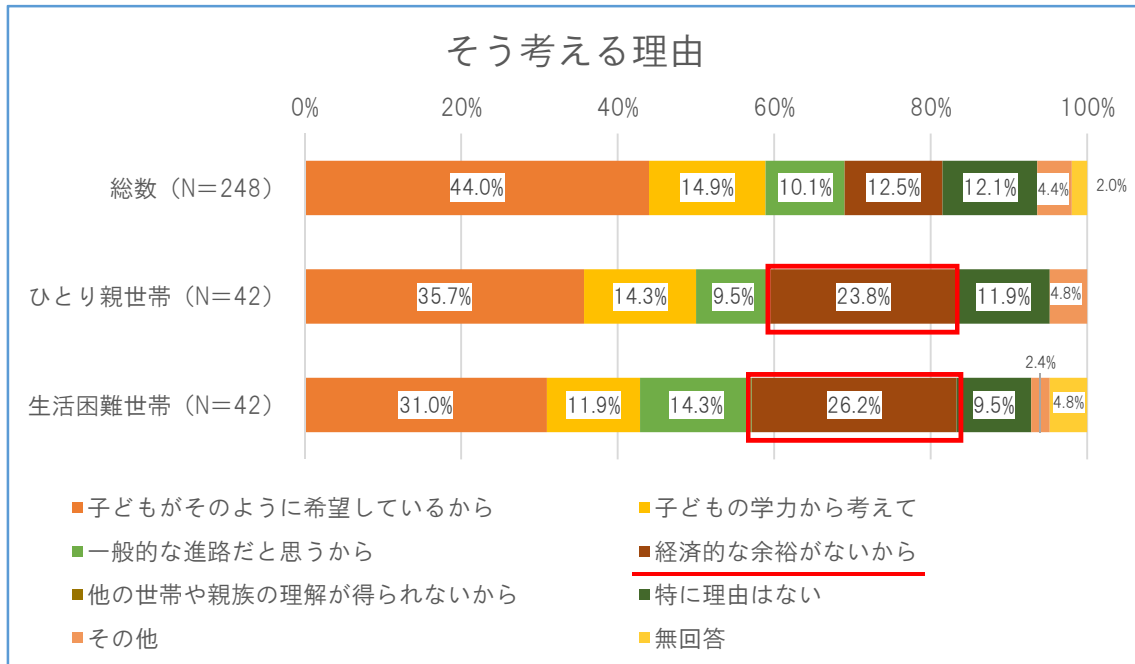


問 あなたは、現実的には、お子さんはどの段階の学校まで進むと思いますか。



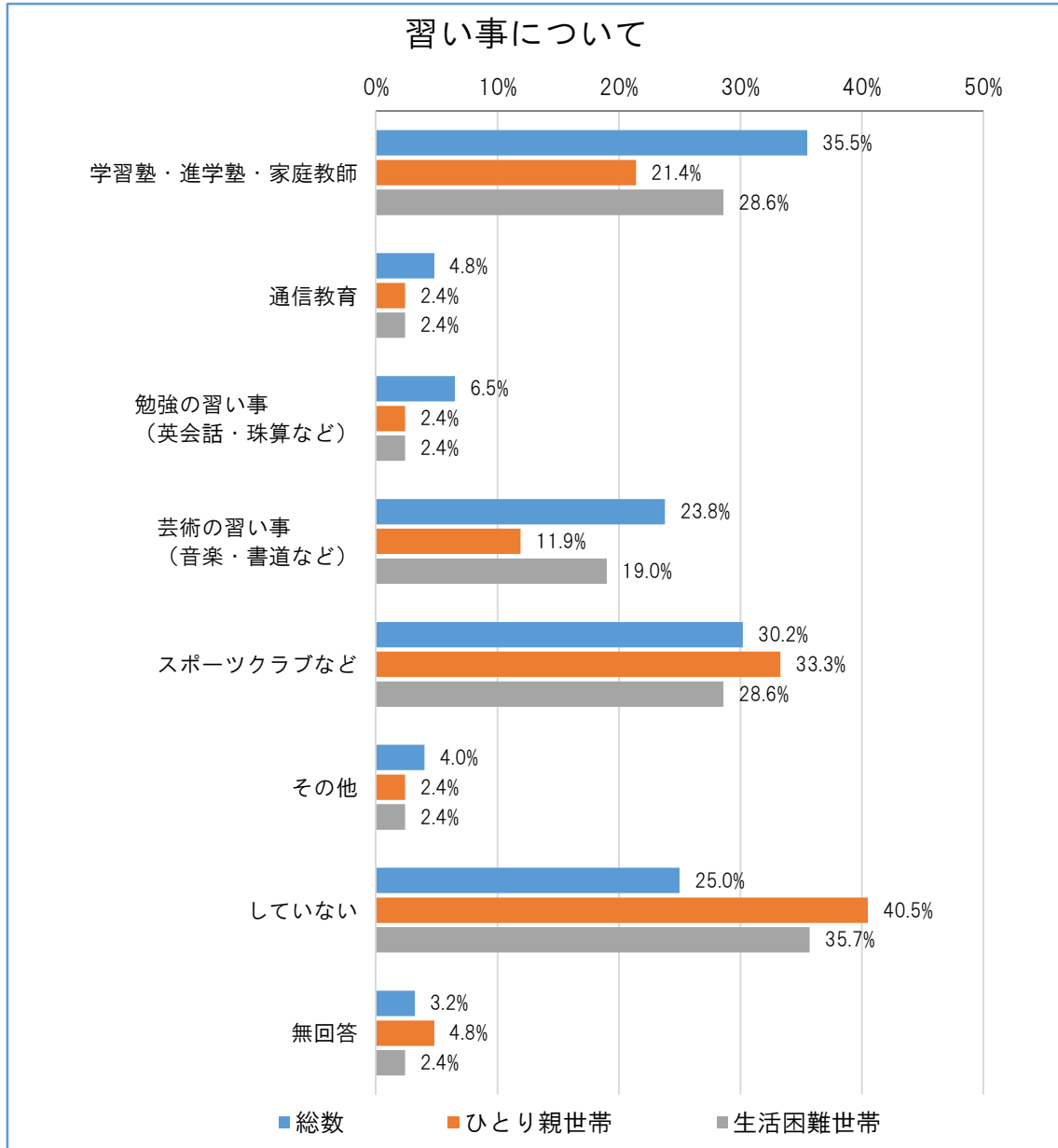
問 (理想と現実的な進路について) そうお考えになる理由は何ですか。

ひとり親世帯と生活困難世帯で、「経済的な余裕がないから」が高い割合となっています。

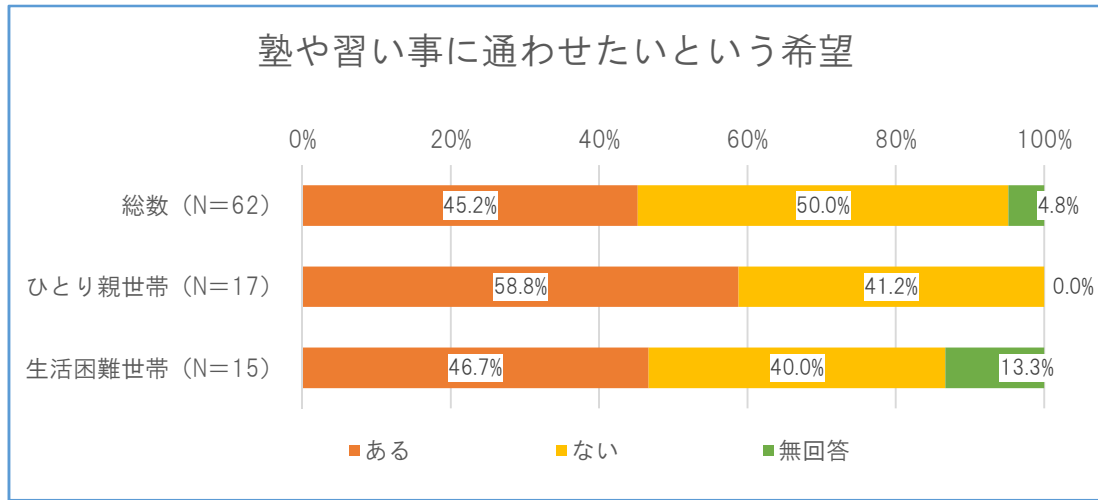


問 お子さんは、現在、習い事などに通っていますか。（複数回答）

総数で「していない」が25.0%ですが、ひとり親世帯では40.5%、生活困難世帯では35.7%と高くなっています。「学習塾・進学塾・家庭教師」「芸術の習い事（英会話・珠算など）」は、総数に比べてひとり親世帯と生活困難世帯で低くなっています。

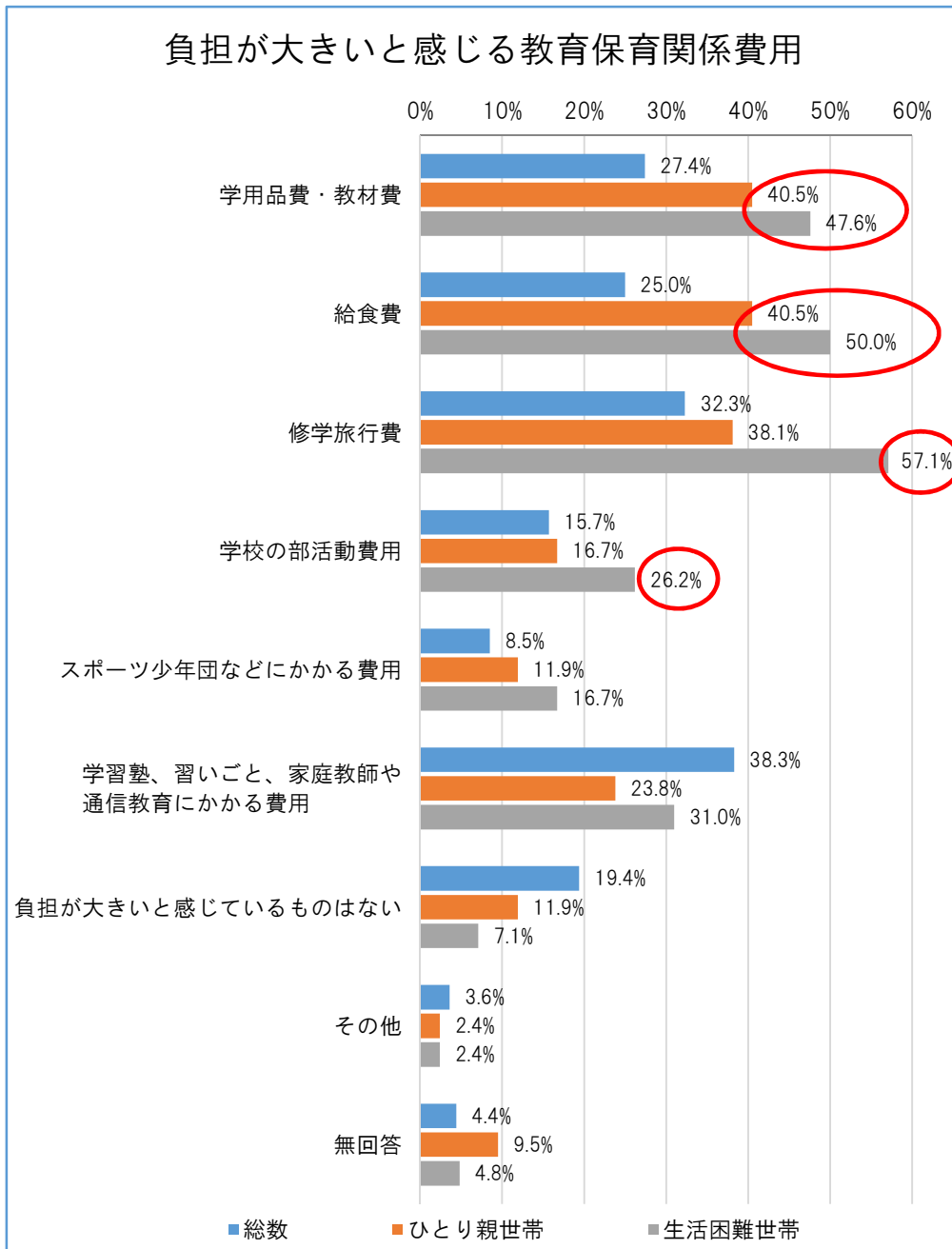


問 （前問で「通っていない」と答えた人で）あなたは、お子さんを塾や習い事に通わせたいという希望はありますか。



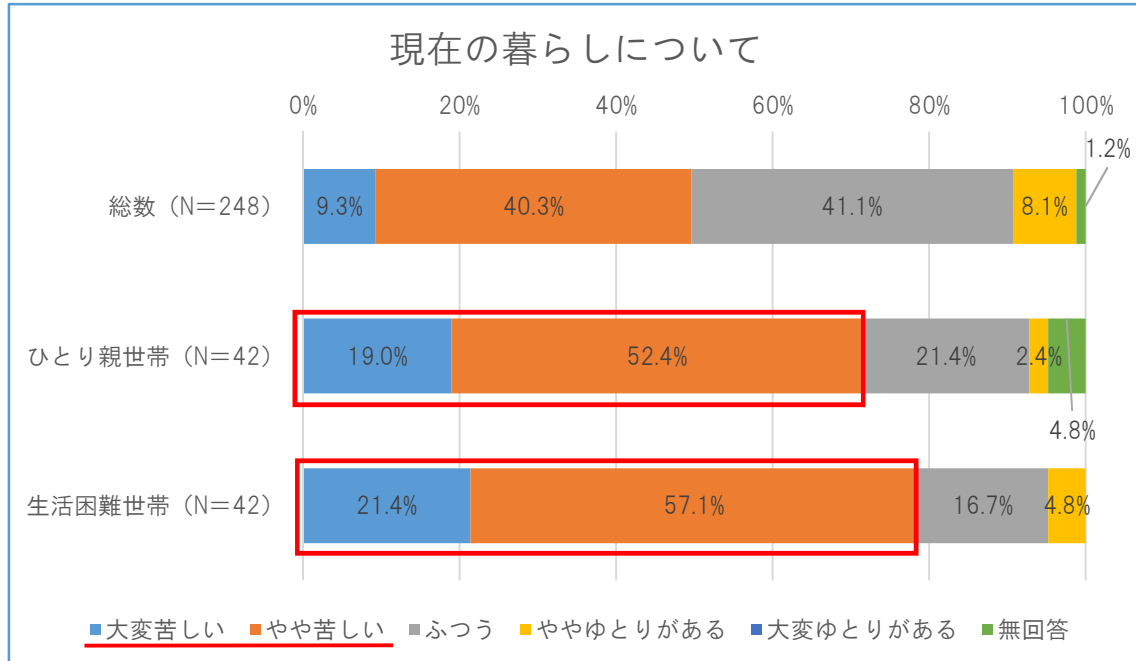
問 あなたの世帯では、お子さんの教育保育関係費用について、負担が大きいと感じるものがありますか。(複数回答)

ひとり親世帯・生活困難世帯共に、「学用品費・教材費」「給食費」「修学旅行費」が、全体よりも高い値となっています。

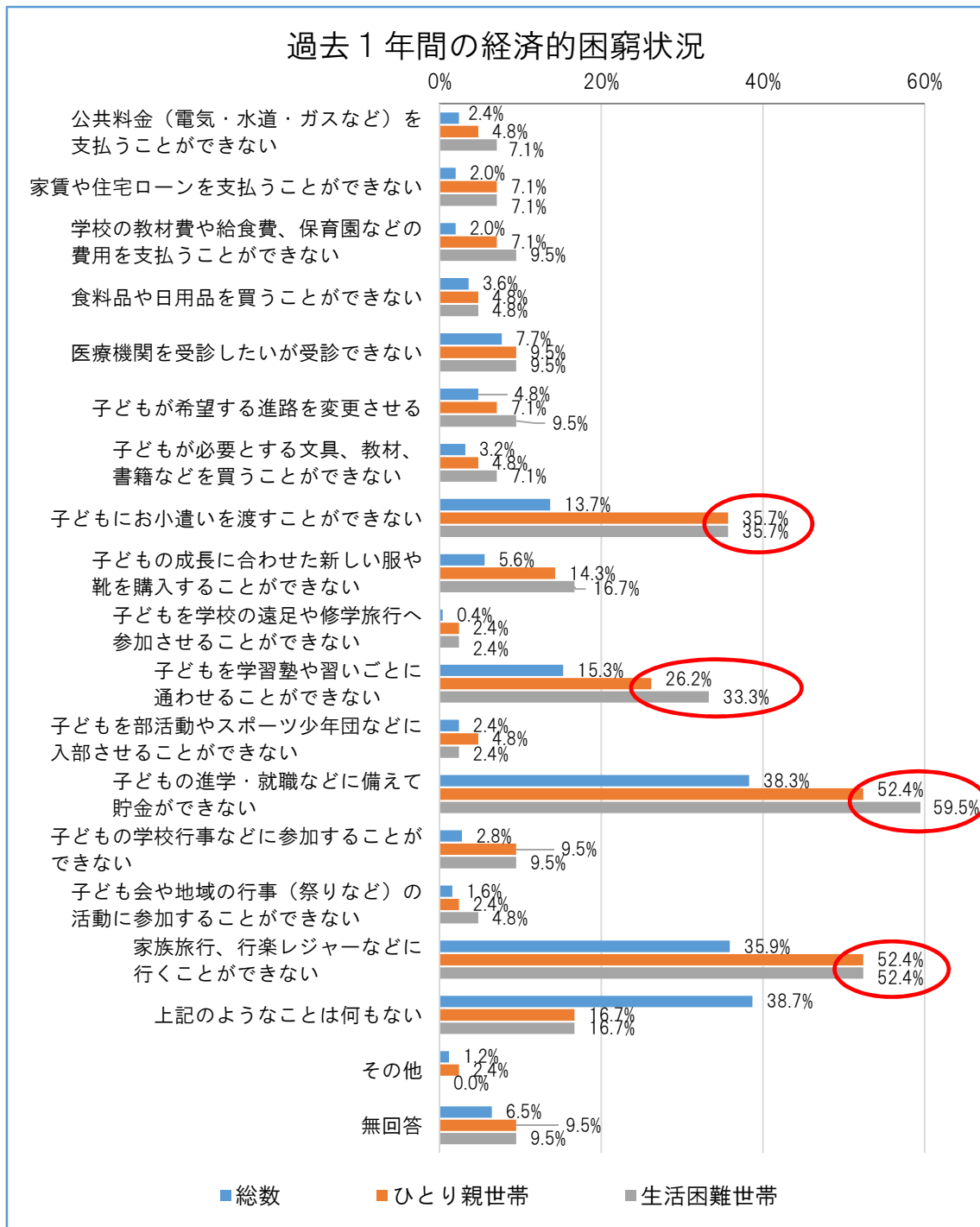


問 現在のあなたの暮らしを総合的にみて、どのように感じていますか。

現在の暮らしについてたずねたところ、全体の約5割が「大変苦しい」「やや苦しい」と答えており、ひとり親世帯では約7割が、生活困難世帯では、約8割が「大変苦しい」「やや苦しい」と答えています。

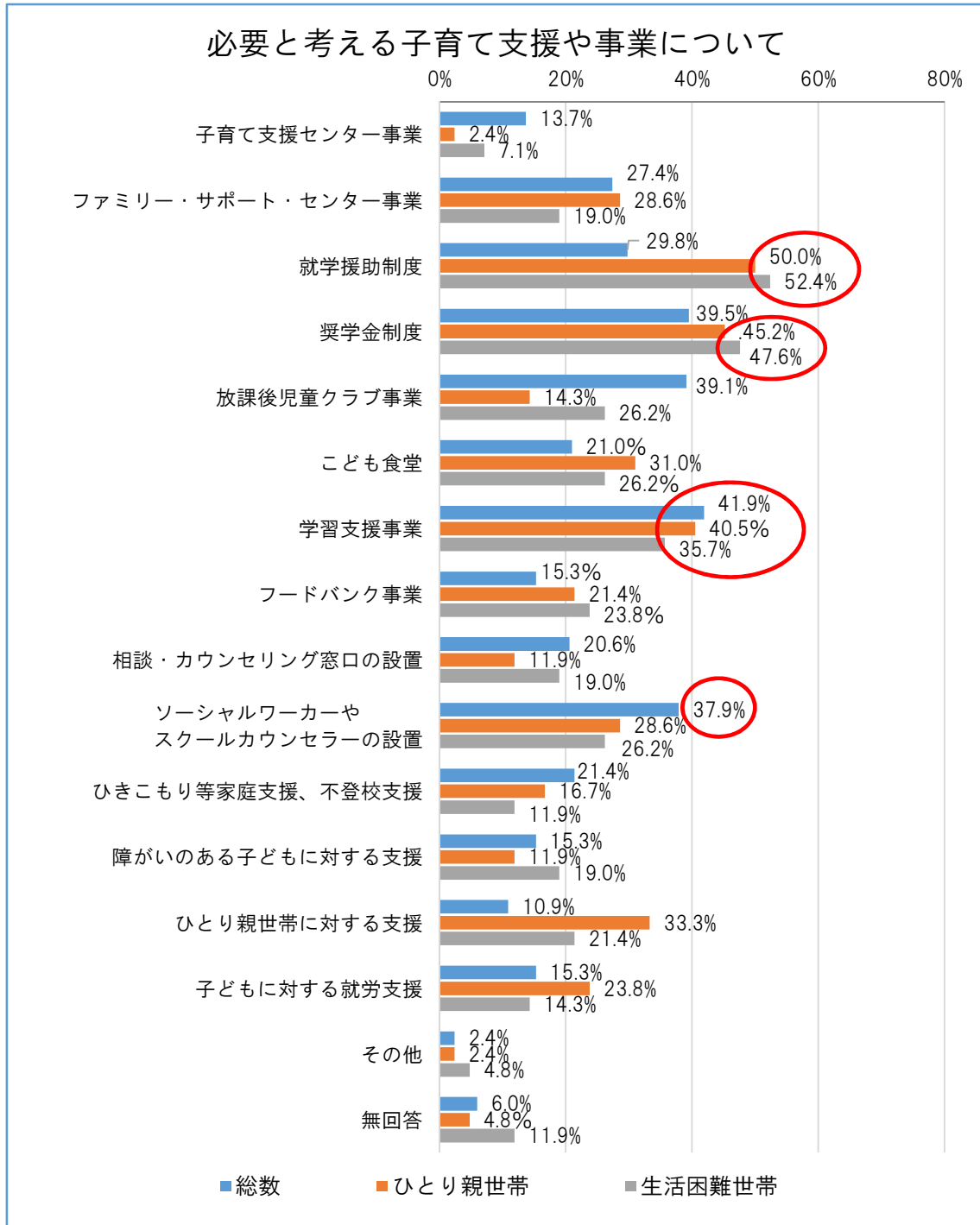


問 あなたの世帯では過去1年間も含め、経済的な理由により次のようなことがありますか。(複数回答)



問 どのような子育て支援や事業が必要であると考えますか。(複数回答)

ひとり親世帯と生活困難世帯で、「就学援助制度」と「奨学金制度」の割合が高くなっています。「学習支援事業」は世帯の状況を問わず約4割が必要と答えています。



(4) 小・中学校教員調査結果

① 調査実施時期

平成30(2018)年11月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

学校を通して、調査・回収を行いました。

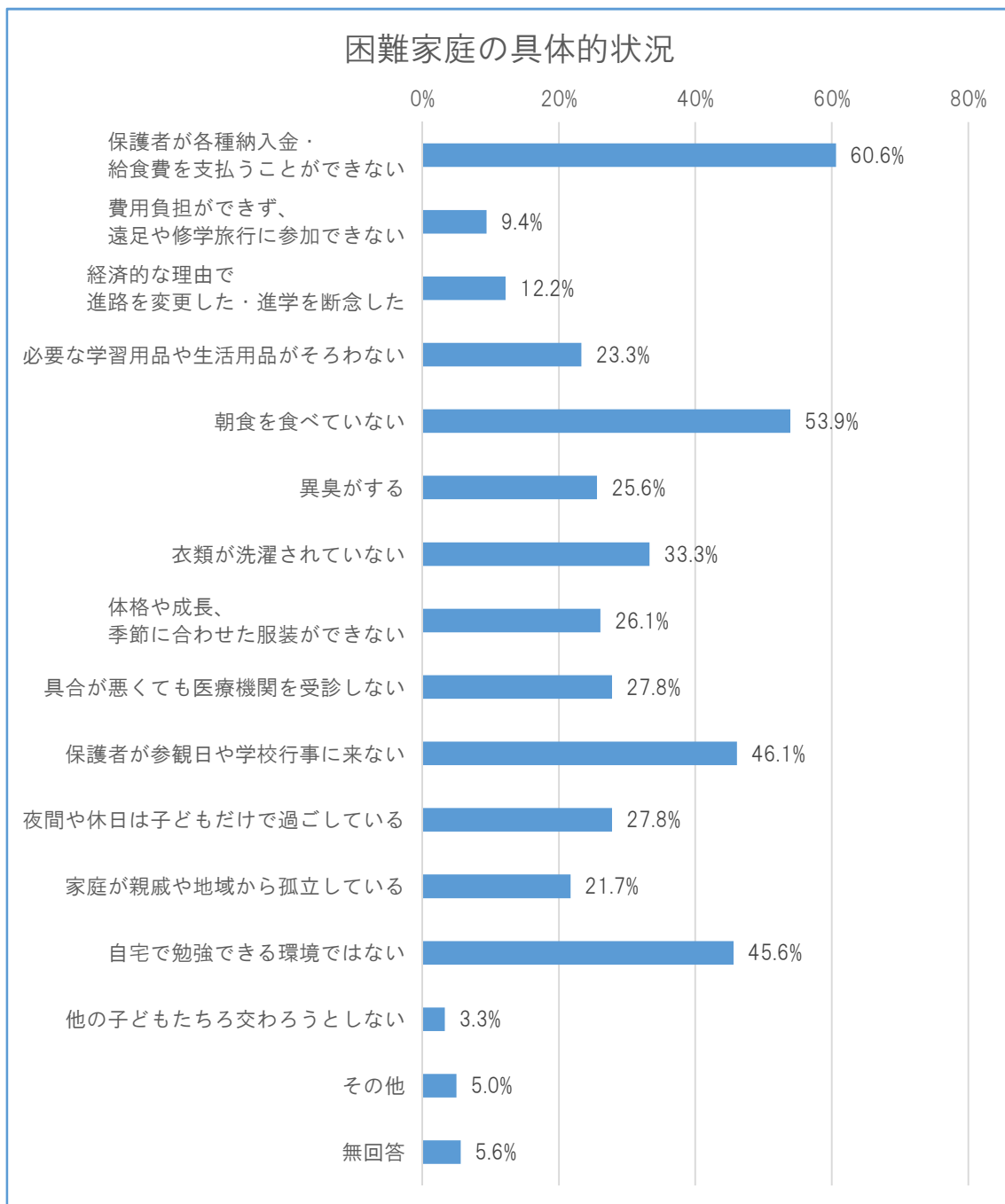
③ 配付数・回答数

調査対象	配付数	回収数	回収率 (%)	有効回答数	有効回答率
小・中学校教員	189	180	95.2	180	100.0

④ 調査結果の概要

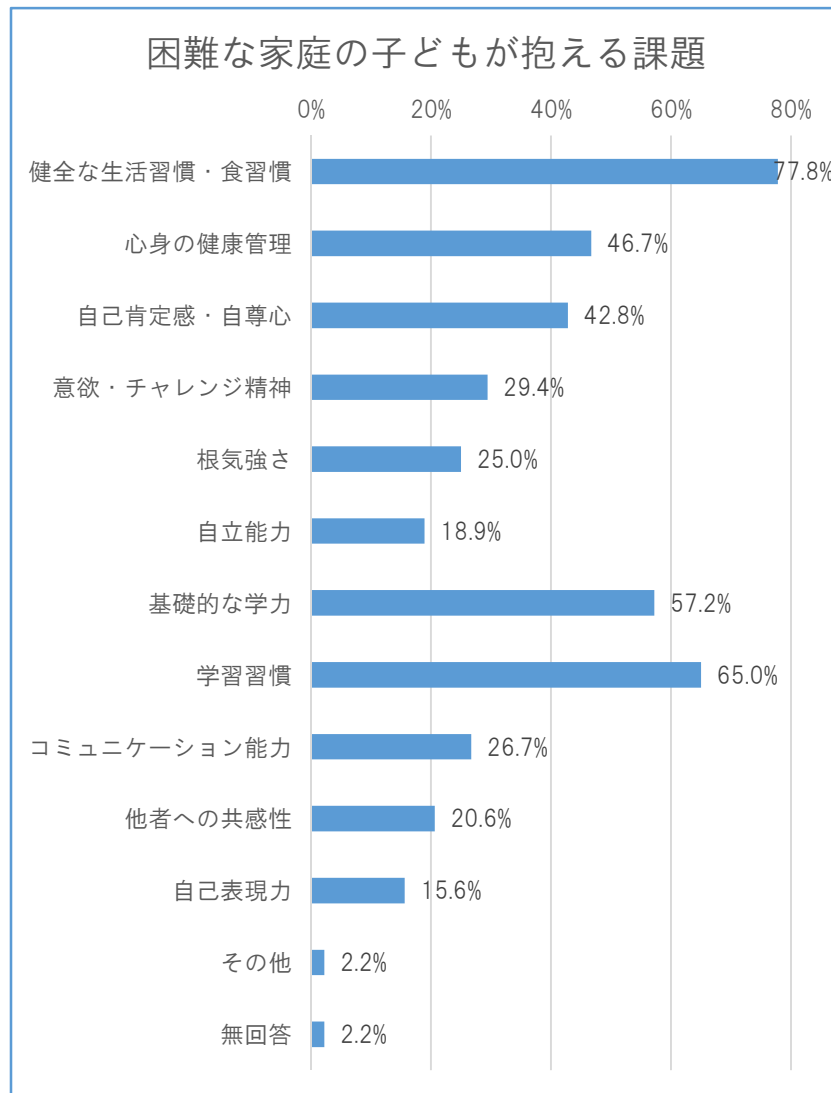
問 困難な家庭やその子どもは、具体的にどのような状況がありますか。（複数回答）

困難家庭の具体的な状況をたずねたところ、「保護者が各種納入金・給食費を支払うことができない（60.6%）」が最も多く、次いで「朝食を食べていない（53.9%）」、「保護者が参観日や学校行事に来ない（46.1%）」、「自宅で勉強できる環境ではない（45.6%）」となっています。



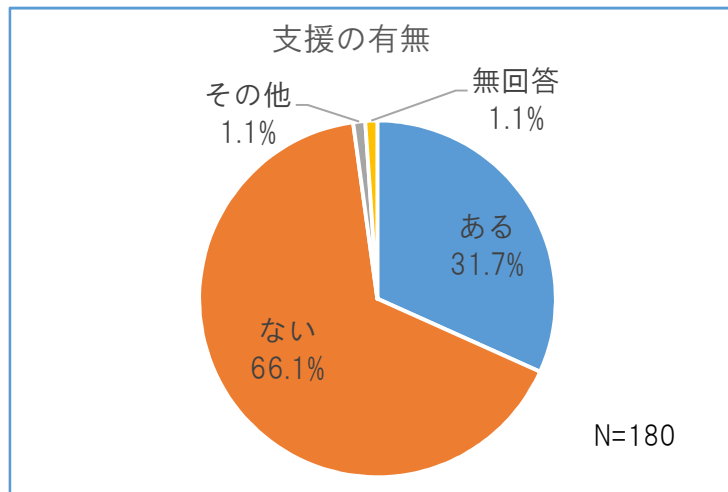
問 困難な家庭の子どもは、どのような課題があると思いますか。（複数回答）

困難な家庭の子どもについて、どのような課題があるかたずねたところ、「健全な生活習慣・食習慣（77.8%）」が最も多く、次いで「学習習慣（65.0%）」、「基礎的な学力（57.2%）」、「心身の健康管理（46.7%）」、「自己肯定感・自尊心（42.8%）」と続いています。



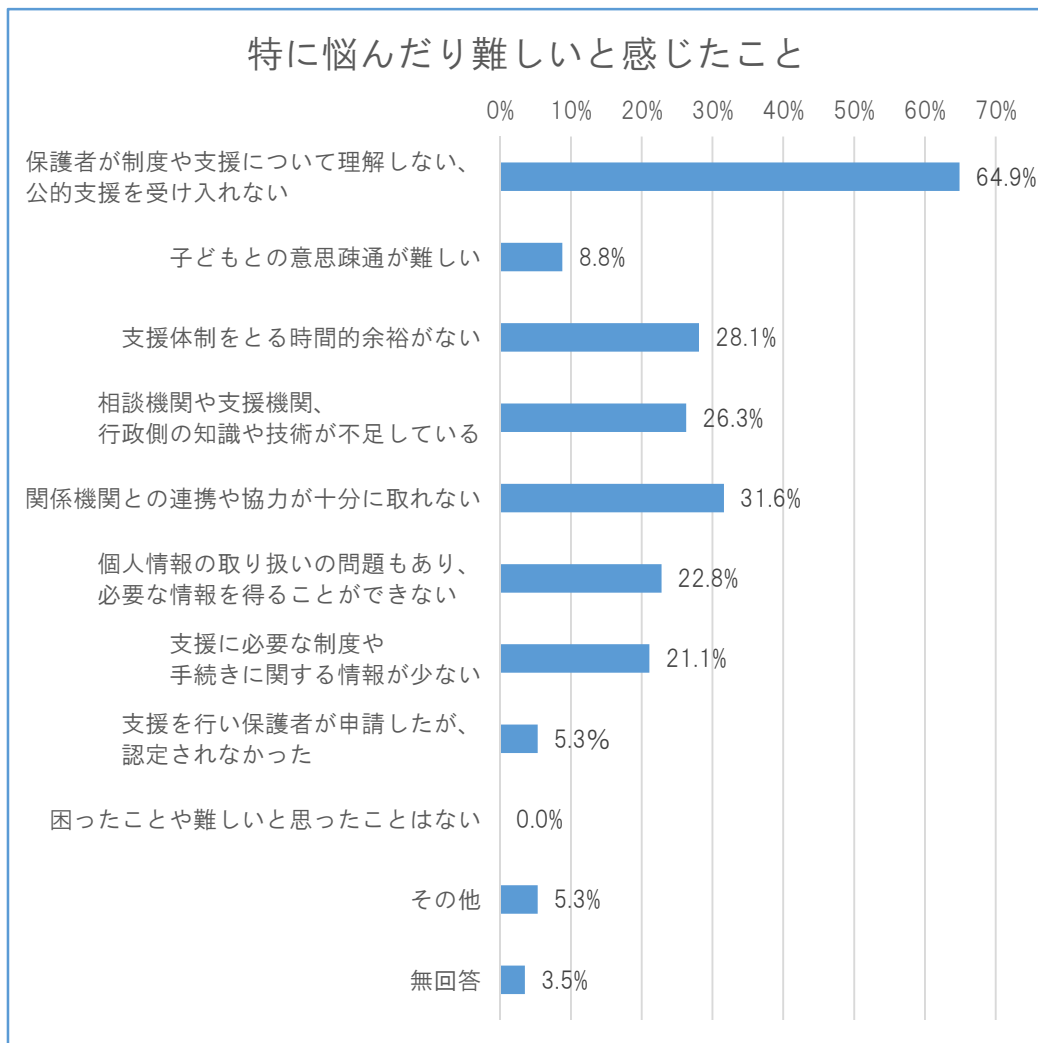
問 困難な家庭に公的支援や相談機関の情報を提供し、又は支援につないだことはありますか。

困難を抱えた子どもや保護者に対し、公的支援や相談機関の情報を提供し、又は支援につないだことが「ある」は31.7%となっており、「ない」の66.1%を下回っています。



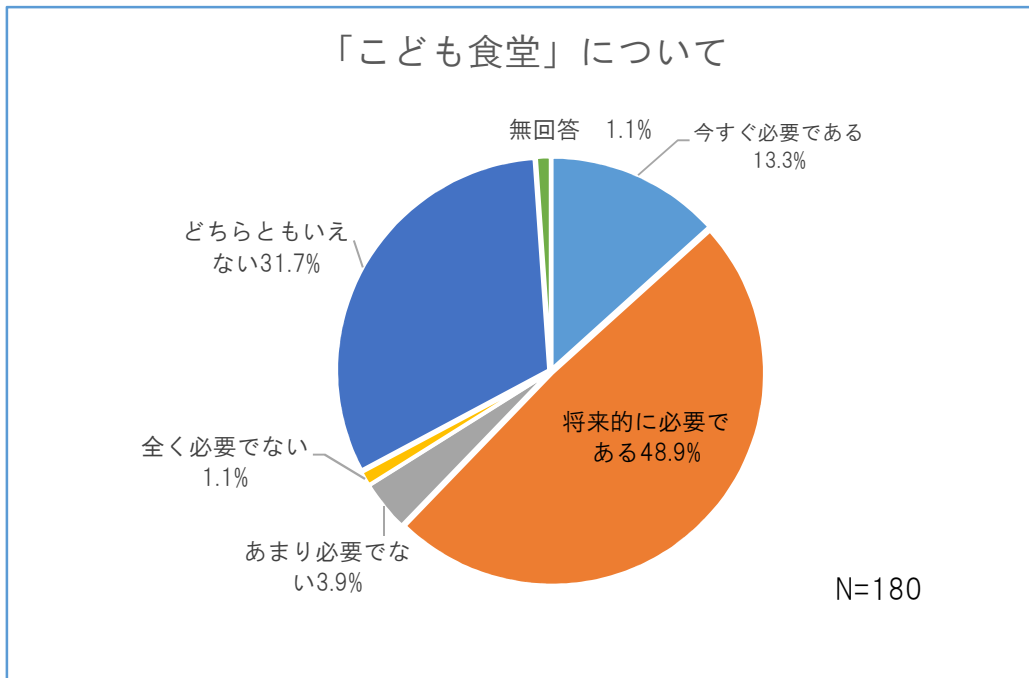
問 支援をする中で、特に悩んだり難しいと感じたことは何ですか。（複数回答）

困難を抱えている家庭への支援を行うなかで、特に悩んだり困ったり難しいと感じることについて「保護者が制度や支援について理解しない、公的支援を受け入れない（64.9%）」が最も多く、次いで、「関係機関との連携や協力が十分に取れない（31.6%）」、「支援体制をとる時間的余裕がない（28.1%）」となっています。



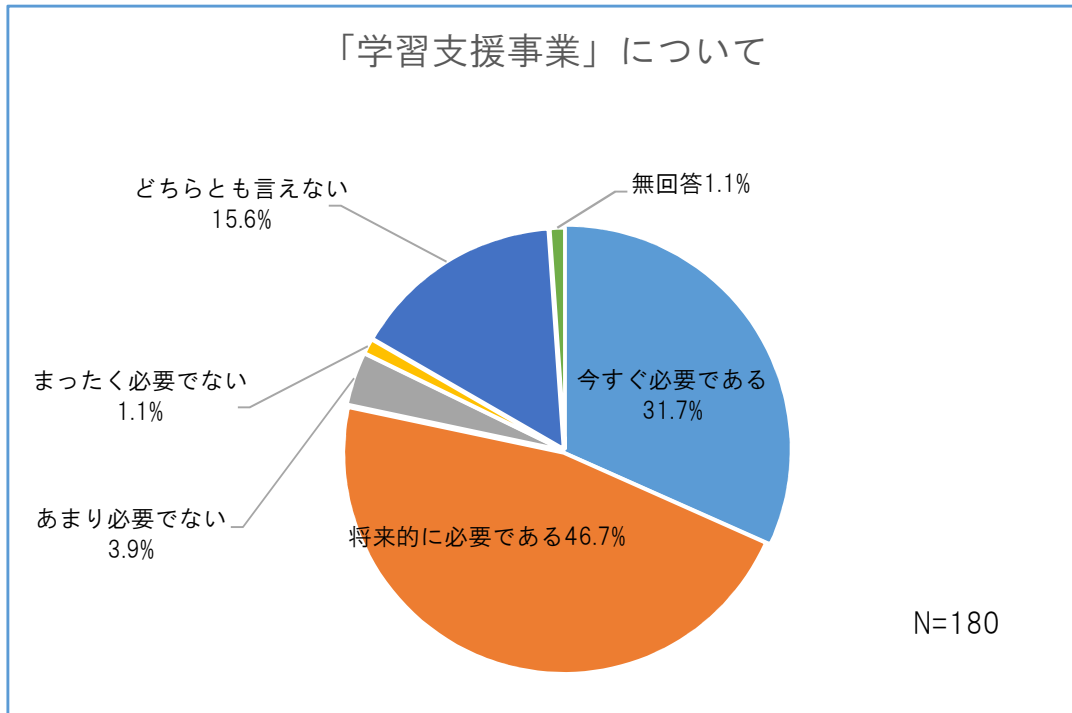
問 経済的な理由で食事を満足に取れない、親が忙しくて一人で食事をしている家庭の子どもの支援を目的として、無料や安価に食事を提供する「こども食堂」について、三股町では、開催回数や実施主体を増やす必要があると思いますか。

「こども食堂」について、必要があるかをたずねたところ、「今すぐ必要である（13.3%）」、「将来的に必要なである（48.9%）」合わせて、62.2%が必要と回答しました。



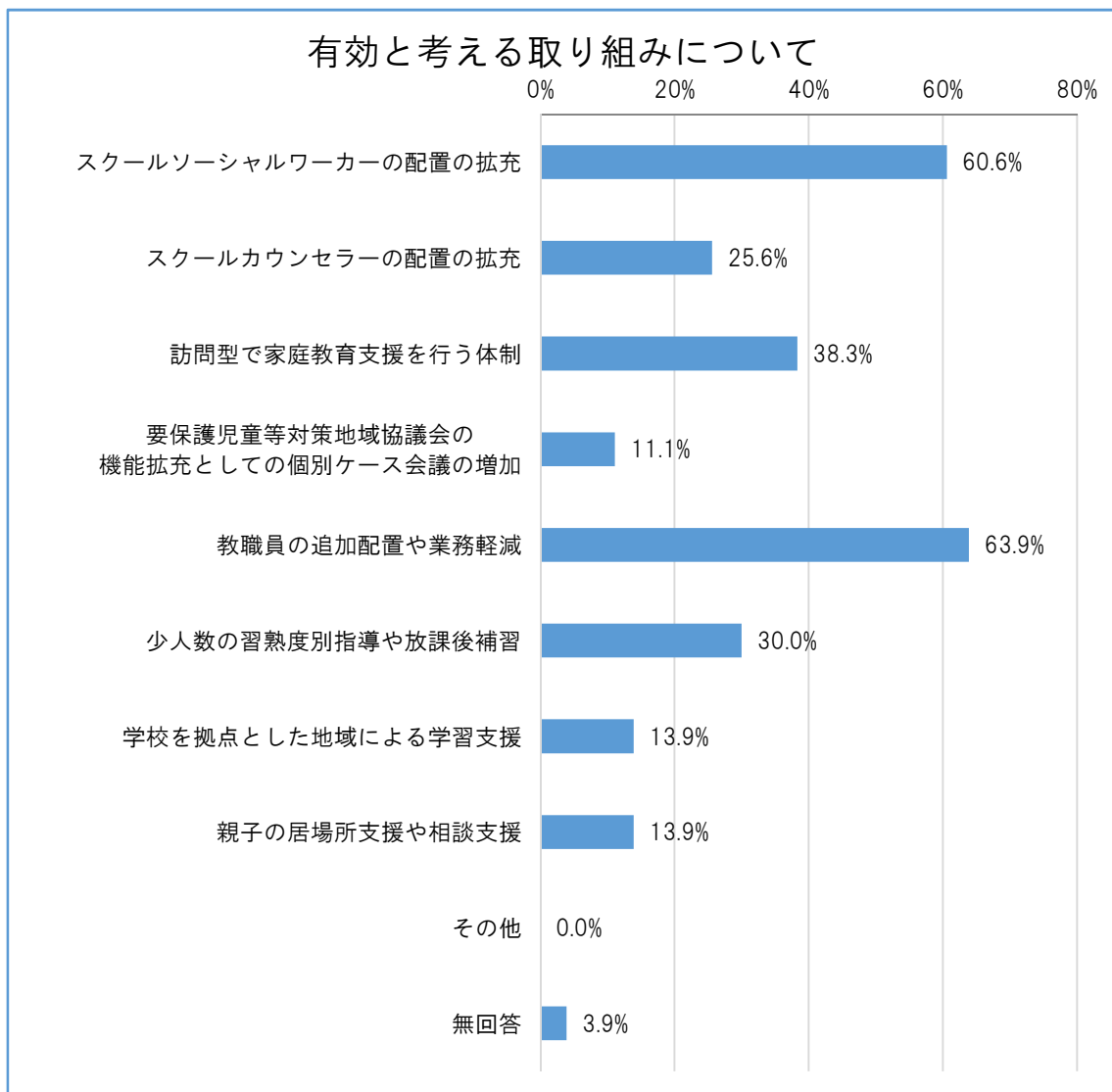
問 三股町で、主に経済的に困っている世帯の子どもの対象に、無料または低額な料金で、元教職員が、ボランティアで学習指導を行う「学習支援事業」は必要だと思いますか。

「学習支援事業」について、必要があるかをたずねたところ、「今すぐ必要である（31.7%）」、「将来的に必要なである（46.7%）」合わせて78.4%が必要と回答しています。



問 「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策として、「学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開」や「関係機関と連携した包括的な支援体制の整備」がうたわれていますが、これらについてどのような取り組みが有効であると考えますか。（複数回答）

有効と考える取り組みについてたずねたところ、「教職員の追加配置や業務軽減（63.9%）」が最も多く、次いで「スクールソーシャルワーカーの配置の拡充（60.6%）」、「訪問型で家庭教育支援を行う体制（38.3%）」となっています。



(5) 保育園・認定子ども園調査結果

① 調査実施時期

平成30(2018)年11月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

内容についての説明後、調査・回収を行いました。

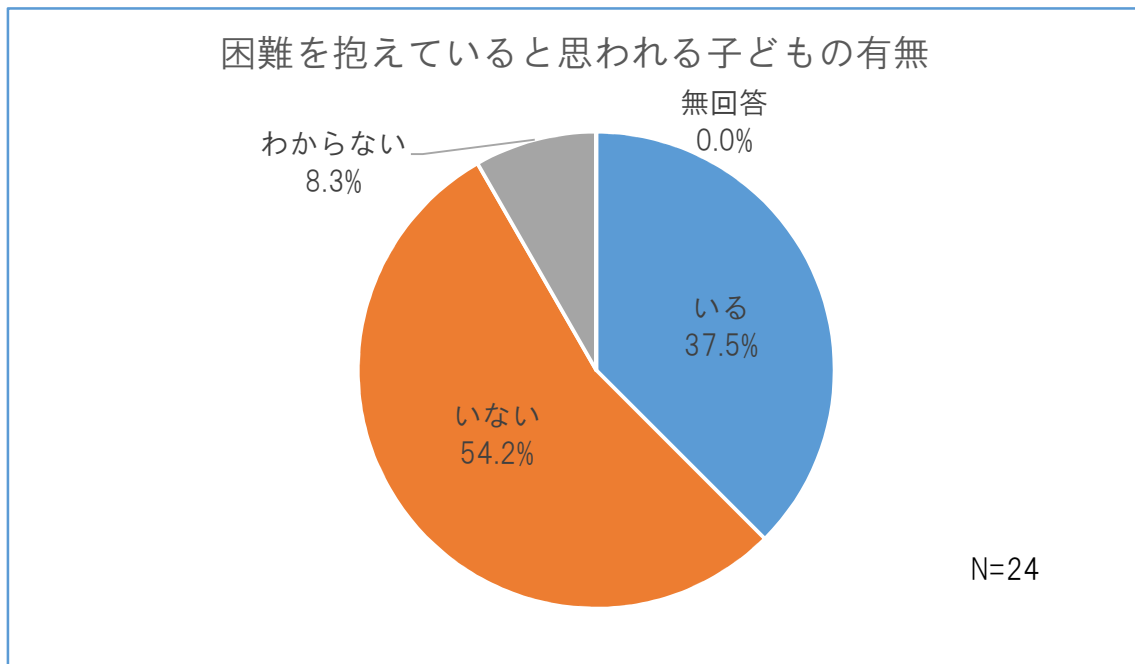
③ 配付数・回答数

調査対象	配付数	回収数	回収率 (%)	有効回答数	有効回答率
保育園・認定子ども園職員	24	24	100.0	24	100.0

④ 調査結果の概要

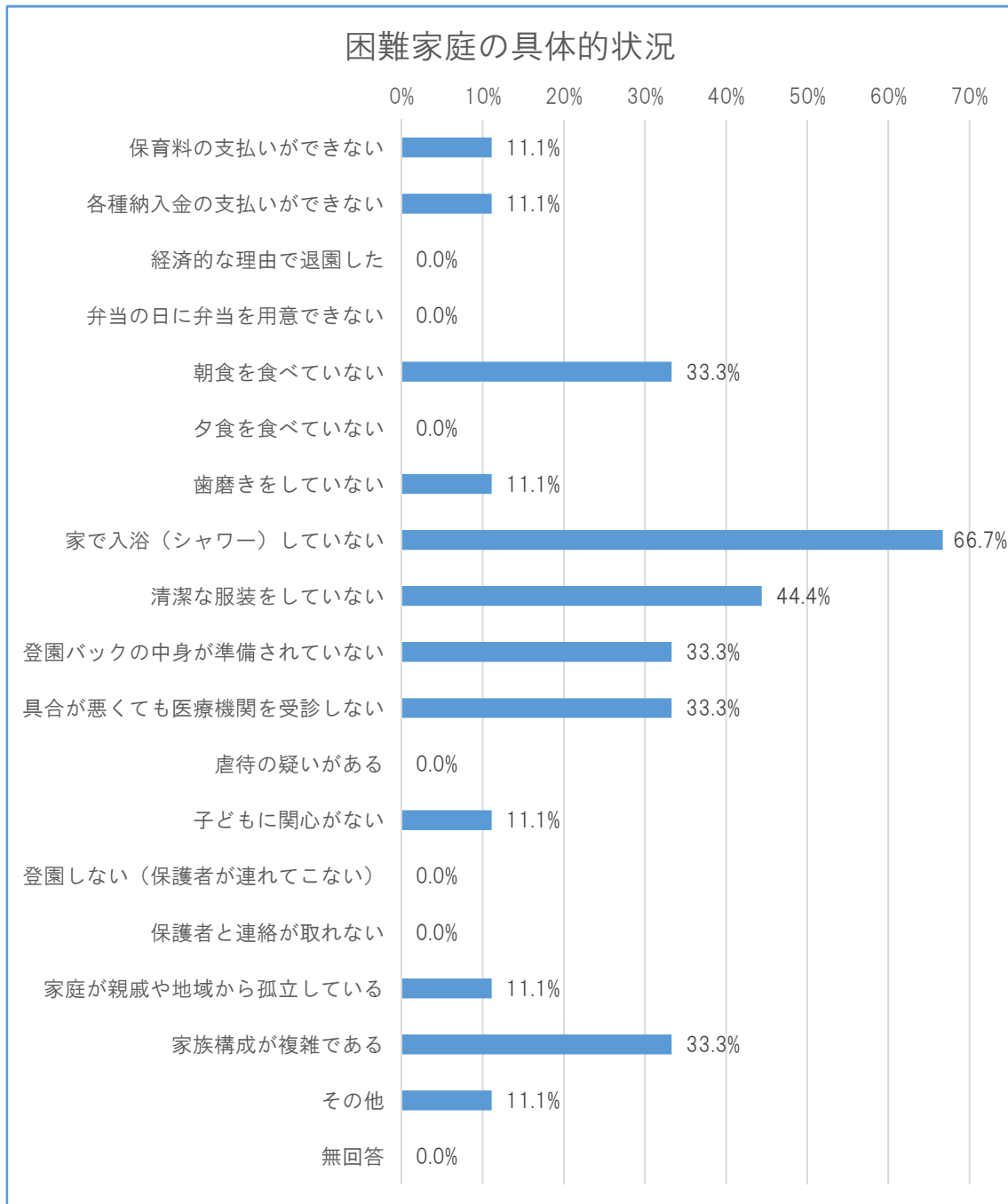
問 現在、あなたの園には、経済的に困窮するなど困難を抱えていると思われる家庭の子どもはいますか。

困難を抱えている子どもの有無について、「いる」は37.5%、「いない」は54.2%となっています。



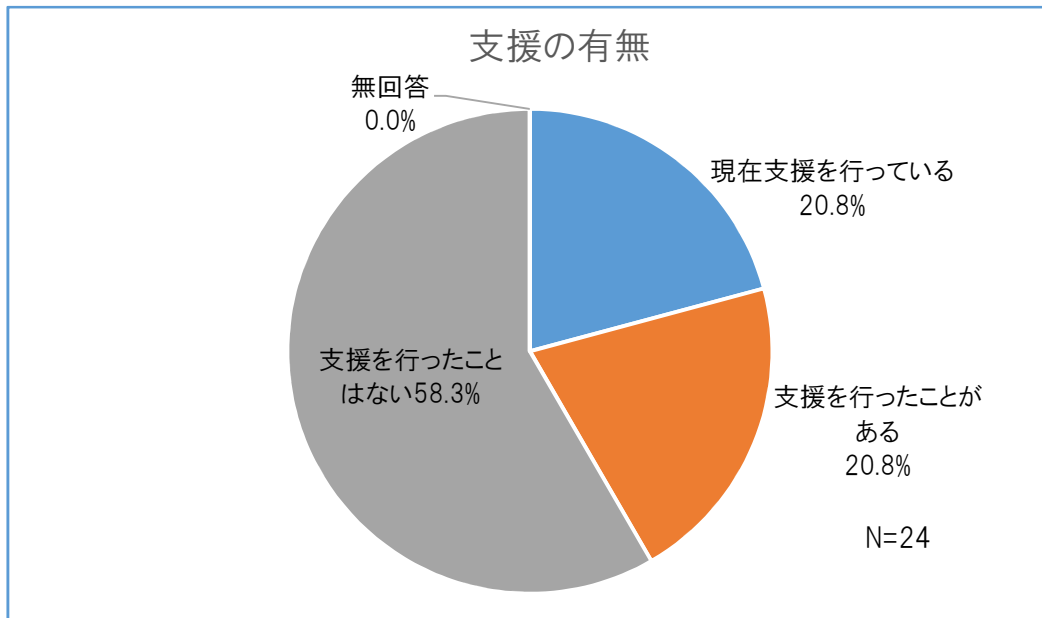
問 困難を抱えていると思われる家庭では、具体的にどのような状況がありますか。（複数回答）

困難を抱えている子どもがいると回答した方に、その困難家庭の具体的な状況をたずねたところ、「家で入浴（シャワー）していない（66.7%）」が最も多く、次いで「清潔な服装をしていない（44.4%）」、「朝食を食べていない（33.3%）」、「具合が悪くても医療機関を受診しない（33.3%）」、「家族構成が複雑である（33.3%）」となっています。



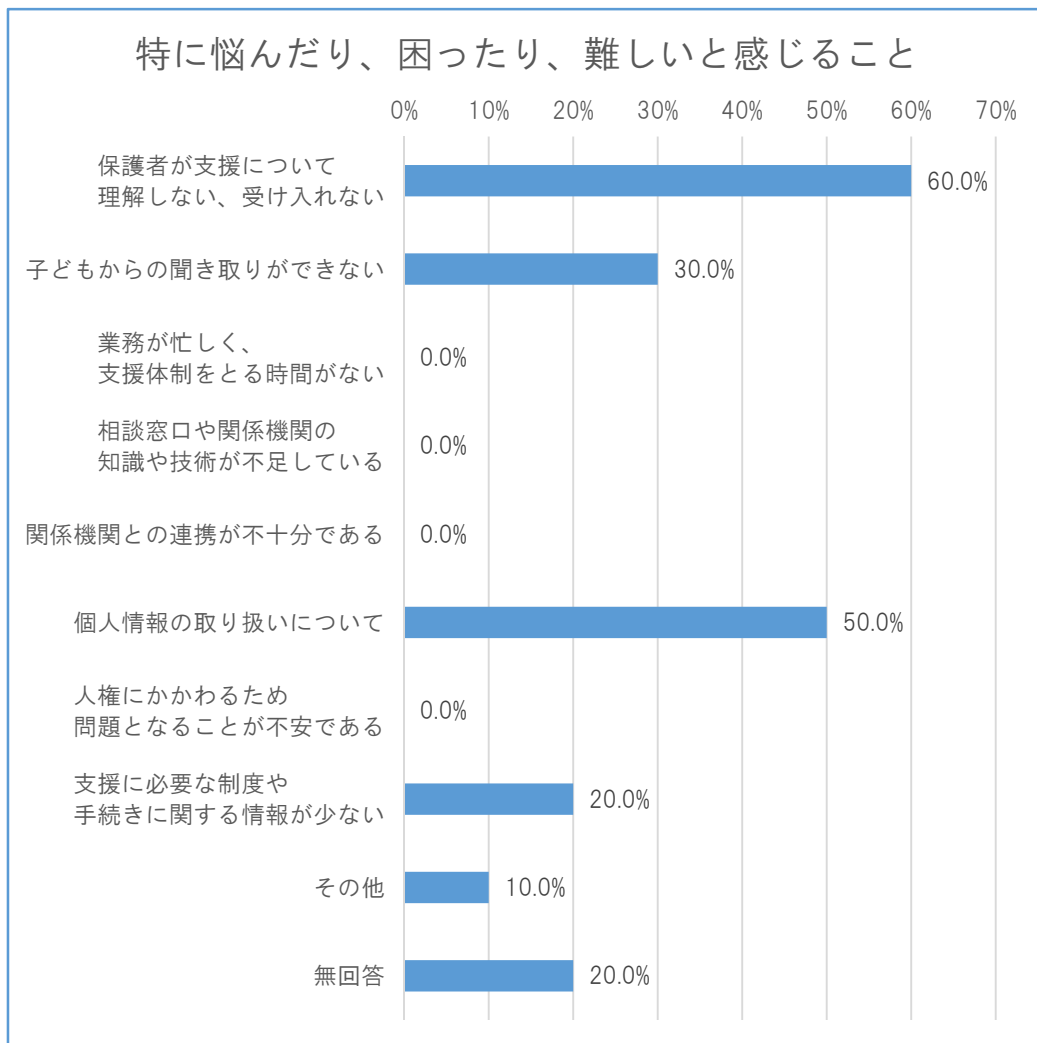
問 困難な家庭の子どもや保護者に対して支援を行ったことがありますか。

困難を抱えた子どもや保護者に対し、「現在支援を行っている」、「支援を行ったことがある」はそれぞれ 20.8%であり、「支援を行ったことはない」は 58.3%となっています。



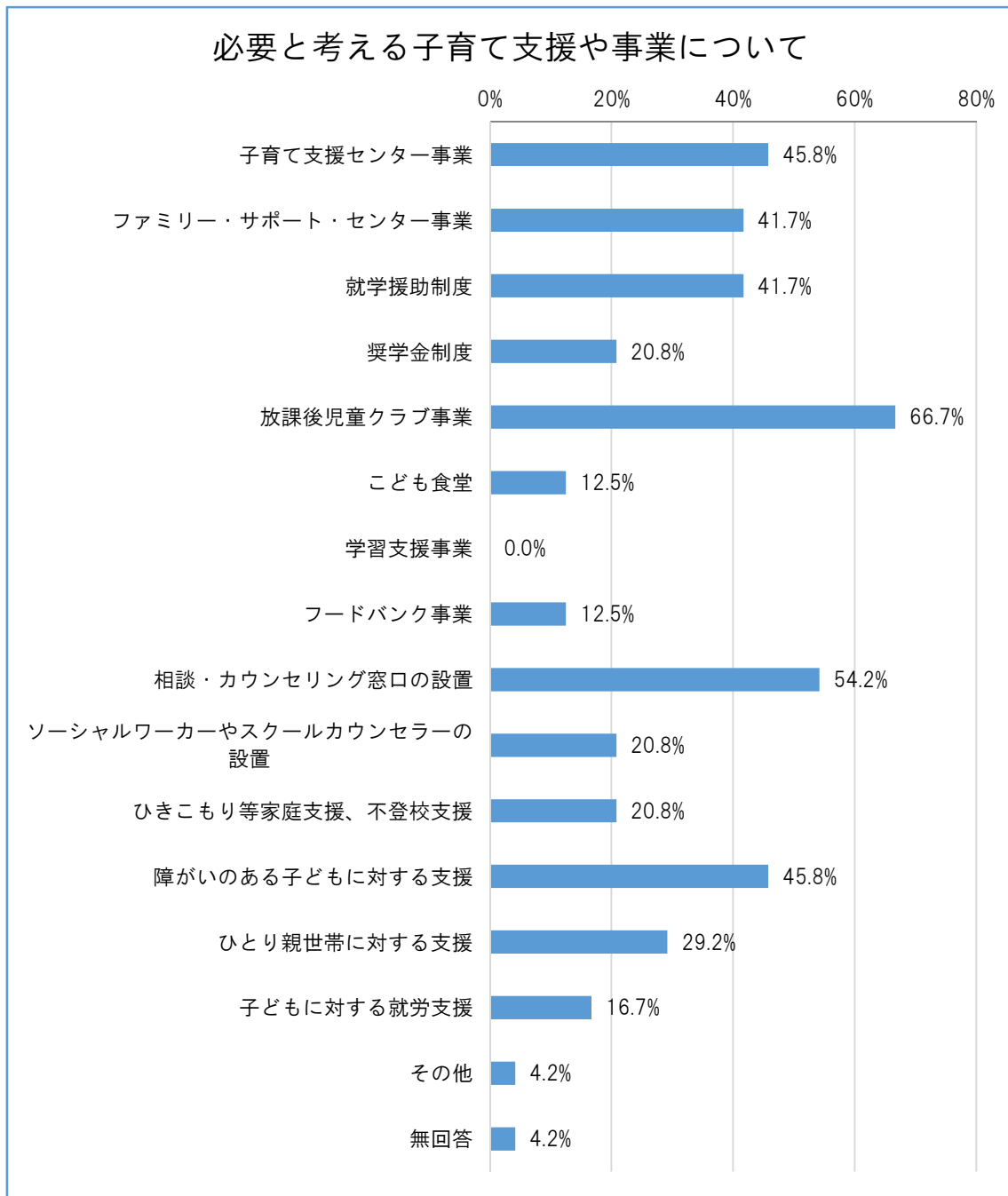
問 困難な家庭に支援を行うなかで、特に悩んだり、困ったり、難しいと感じることは何ですか。（複数回答）

困難を抱えている家庭への支援を行うなかで、特に悩んだり、困ったり、難しいと感じることについて「保護者が支援について理解しない、受け入れない（60.0%）」が最も多く、次いで、「個人情報の取り扱いについて（50.0%）」、「子どもからの聞き取りができない（30.0%）」、「支援に必要な制度や手続きに関する情報が少ない（20.0%）」となっています。



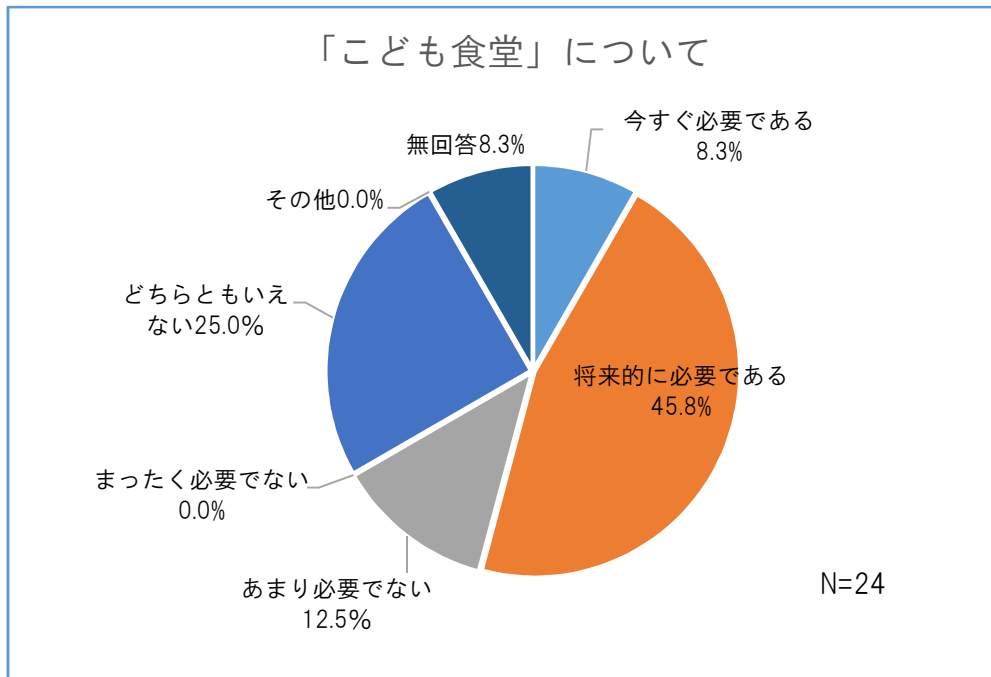
問 どのような子育て支援や事業が必要であると考えますか。（複数回答）

必要とされている子育て支援や事業についてたずねたところ、「放課後児童クラブ事業（66.7%）」が最も多く、次いで「相談・カウンセリング窓口の設置（54.2%）」、「子育て支援センター（45.8%）」、「障がいのある子どもに対する支援（45.8%）」となっています。



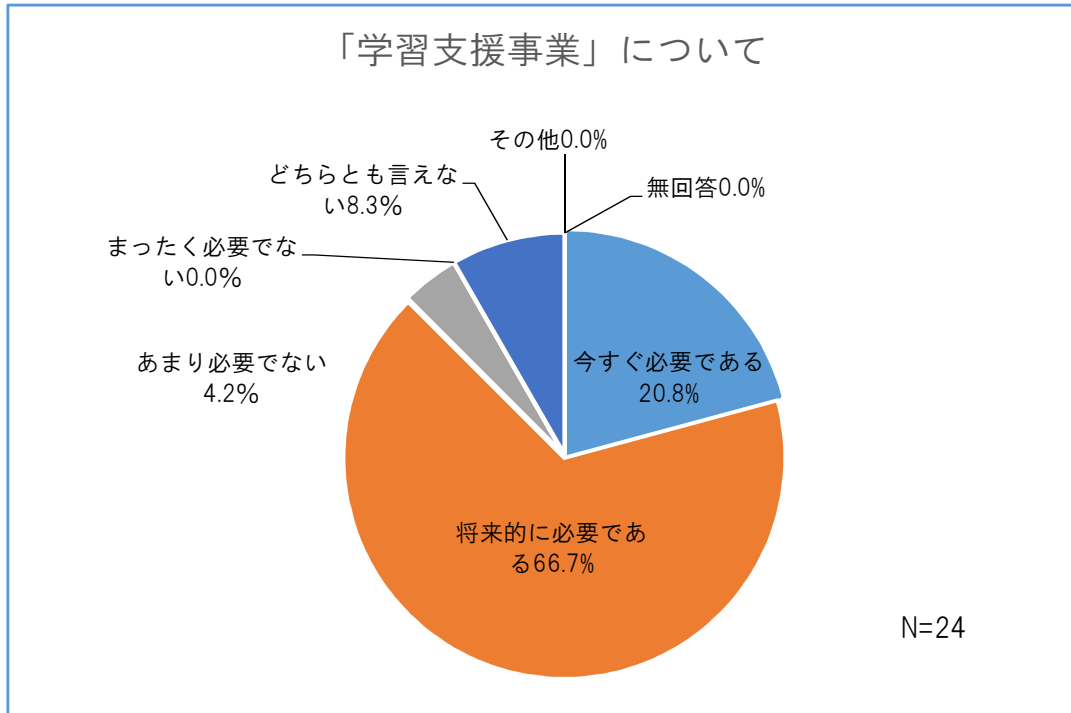
問 食事がとれない子どもや一人で食事をしている子どもを対象に、無料、または安くで食事を提供する「こども食堂」は必要だと思いますか。

「こども食堂」について、必要があるかをたずねたところ、「今すぐ必要である（8.3%）」、「将来的に必要である（45.8%）」合わせて、54.1%が必要と回答しました。



問 塾などに通えない子どもに、無料または低料金で、地域の方や元教職員が、ボランティアで学習指導を行う「学習支援事業」は必要だと思いますか。

「学習支援事業」について、必要があるかをたずねたところ、「今すぐ必要である（20.8%）」、「将来的に必要なである（66.7%）」合わせて87.5%が必要と回答しています。



(6) 民生委員・児童委員調査結果

① 調査実施時期

平成30(2018)年10月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

本町の民生委員・児童委員に配付し、内容についての説明後、調査・回収を行いました。

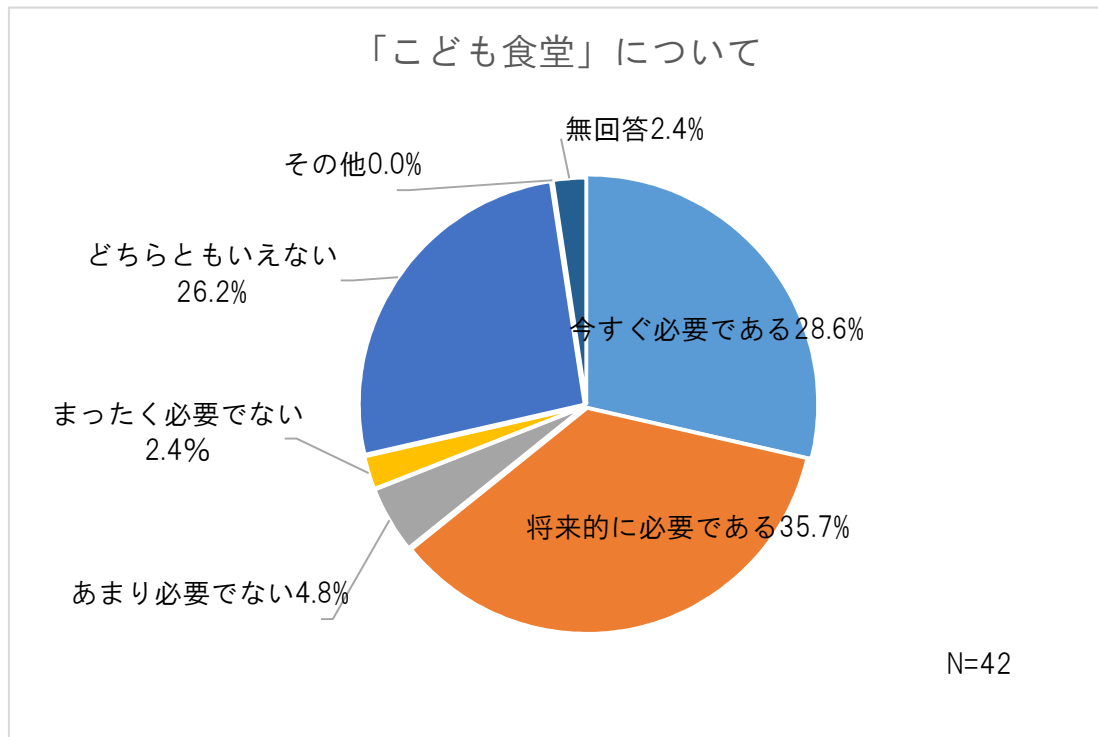
③ 配付数・回答数

調査対象	配付数	回収数	回収率 (%)	有効回答数	有効回答率
民生委員・児童委員	50	42	84.0	42	84.0

④ 調査結果の概要

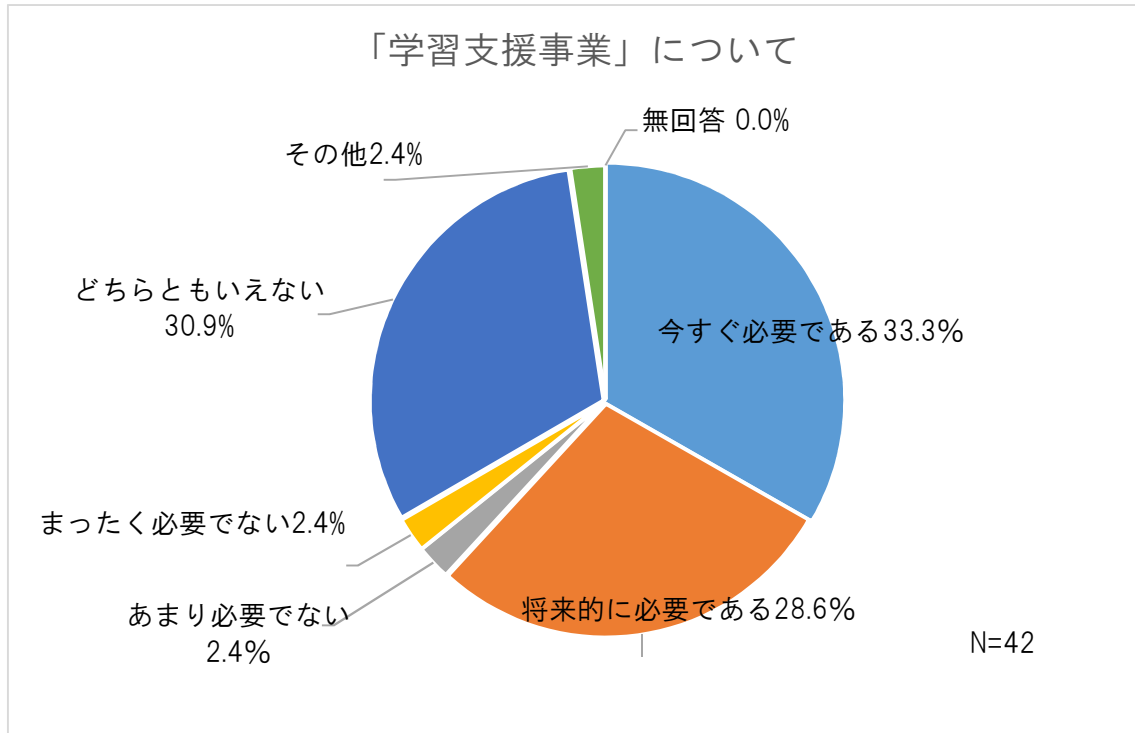
問 食事がとれない子どもや一人で食事をしている子どもを対象に、無料、または安くで食事を提供する「こども食堂」は必要だと思いますか。

「こども食堂」について、必要があるかをたずねたところ、「今すぐ必要である(28.6%)」、「将来的に必要である(35.7%)」合わせて、64.3%が必要と回答しました。



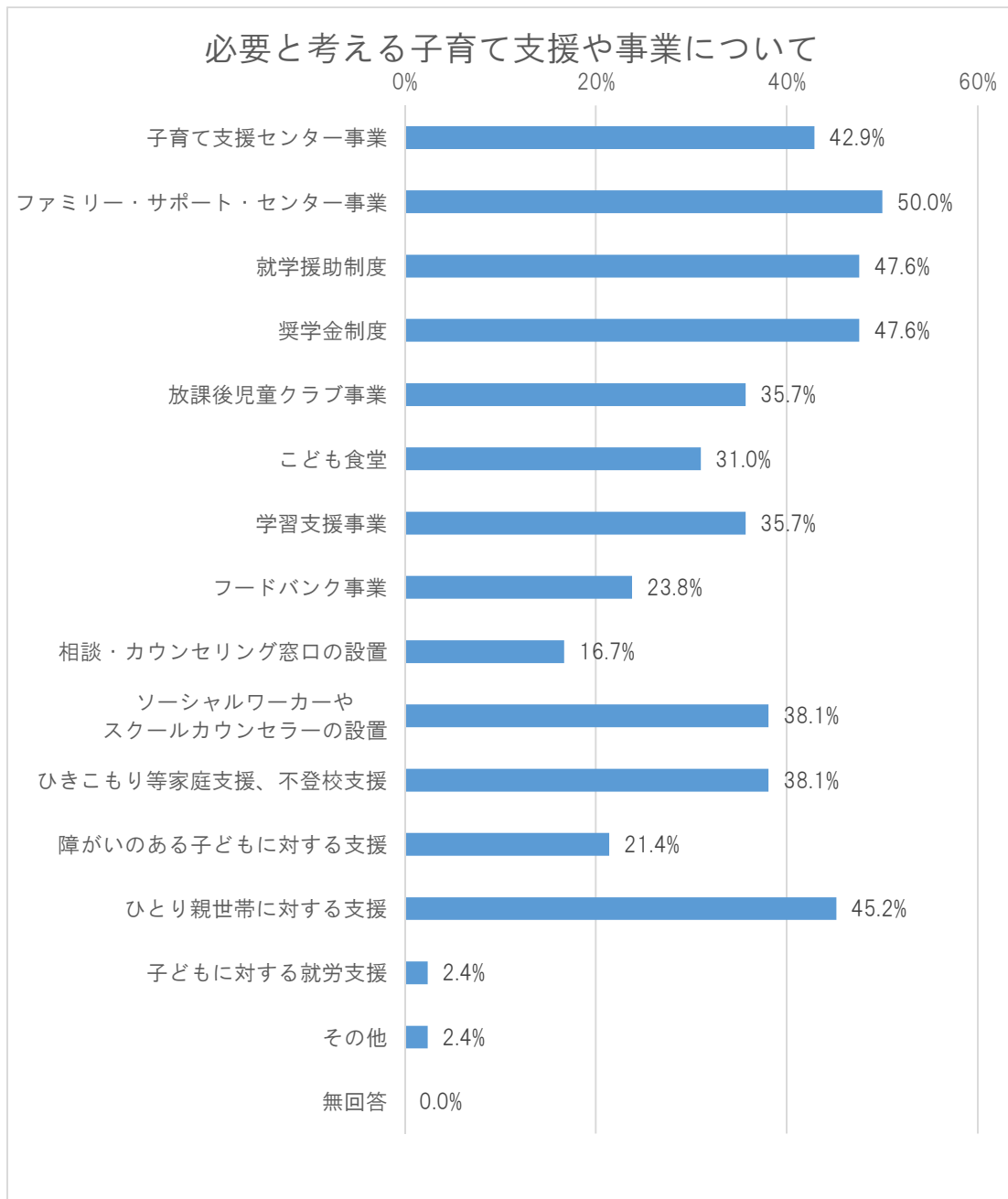
問 塾などに通えない子どもに、無料または低料金で、地域の方や元教職員が、ボランティアで学習指導を行う「学習支援事業」は必要だと思いますか。

「学習支援事業」について、必要があるかをたずねたところ、「今すぐ必要である（33.3%）」、「将来的に必要なである（28.6%）」合わせて61.9%が必要と回答しています。



問 三股町では、どのような支援をより進めていくべきだと思いますか。（複数回答）

より進めていくべき支援や事業についてたずねたところ、「ファミリー・サポート・センター事業（50.0%）」が最も多く、次いで「就学援助制度（47.6%）」、「奨学金制度（47.6%）」、「ひとり親世帯に対する支援（45.2%）」、「子育て支援センター（42.9%）」となっています。また、「その他（2.4%）」と回答した中には、「現在の地域活動に合わせて支援できる体制づくりと連携」があげられています。



(7) 子どもの支援に関わる団体からの聞き取り調査

- 1 調査時期：平成31年1月に実施しました。
- 2 調査対象：りんりんこども食堂
フードバンクみまたん宅食どうぞ便
傾聴ボランティアすず虫の会
三股町福祉・消費生活相談センター
三股町社会福祉協議会
- 3 調査目的：子どもや子どものいる世帯に関わっている団体の活動内容や課題、解決に向けて必要な支援等についての把握を行いました。

4 現在の取り組み状況

(1) りんりんこども食堂（平成28年10月開始）

社会福祉法人が場所を提供、地域の人たちが貴重な米や野菜を提供し、その食材を見て管理栄養士が献立を考えます。話を聞いた人が準備や調理をするりんりんこども食堂は、地域の子どものから高齢者まで集まり、食事をして、遊んだりおしゃべりをして過ごしています。

台風の日でもお腹はすくからと、りんりん食堂ののれんを表に出して、誰かが来るのを待ち毎月2回欠かさず、こども食堂を開き続けてきました。遠くから来る子、一人で来る子、家族連れなど、だれでも気軽に来れる憩いの場として、人に寄りそう地域の家庭のような存在になれたらと考えています。

(2) フードバンクみまたん宅食どうぞ便（平成30年5月開始）

社会福祉協議会で実施する食材の提供は、窓口対応という受身的な支援にとどまっています。まだまだ困窮している世帯に支援が届いているとは考えられないことから、受身ではない積極的なフードバンク事業の展開が必要と考えました。

その思いを聞いて、多方面から食材提供の協力があり、農家で野菜がたくさん採れた時、出荷や消費に至らないものもあります。せっかくなら、必要な人に「どうぞ」と分けて食べてもらえたらという思いのみまたん宅食どうぞ便です。

食材を提供したい人、提供を受けたい人の入り口として、チラシ、専用ホームページだけでなく、スマートフォンやパソコンを活用し成功しました。窓口に向いて書類を書く手間もなく、時間帯も気にせず、QRコードから簡単にアクセスし、登録が可能となります。また、毎月1人あたり10食分の食材を届けており、対象は30世帯で100人を超えましたが、まだまだ氷山の一角だと考えます。

また、食材を受け取った家庭が調理しやすいように、管理栄養士が手書きの簡単レシピをつけています。食材の仕分け作業や家庭に届けるボランティアも集まりました。

よりそい型のボランティアとして毎回同じ人が届けるようにしています。玄関を開けて、顔を合わせて受け取り、会話を重ね表面では分からなかったことが見えてきます。必要な場合は訪問個別支援や相談支援を行っています。

- (3) 傾聴ボランティアすず虫の会による学習支援（平成30年10月開始）
りんりんこども食堂やどうぞ便を通して関わった子どもが、「勉強したいけど、やり方が分からない」と訴えました。理解できない授業が続き、分からないまま置いていかれます。本人は高校に行くことを希望していますが、受験が不安だという言葉聞いて、まわりの大人たちが学習会を始めました。

5 取り組む中で気づいたこと

- (1) りんりんこども食堂
- ・ 貧困対策のためのこども食堂ではない。
 - ・ 地域の家庭としてあり続けたいと考えている。
 - ・ 校区外を気にして遠くからでも歩いてくる子がいる。
 - ・ 大勢の炊き出しやまかないをしているので、非常時には地域の力になる。
 - ・ 普段からやっているのだから、いざというときに地域の力になると考える。
- (2) みまたん宅食どうぞ便
- ・ 子どもの成長についてどうして良いかわからず不安を抱える保護者がいる。
- (3) 学習支援
- ・ 学習については、早い時期（小学校）からの取り組み、支援が必要である。
 - ・ 勉強を分からないままにしておけば将来の仕事も限られてくる。
 - ・ 学習会を始めてみると、文章や問題文の解釈が難しく、基礎的な学習内容の理解が欠かせないことが分かってきた。
- (4) 共通すること
- ・ 役場は、全住民を対象として事業を進め、実績も求められるためか、なかなかすぐには動かないし変わらない。また、支援を必要とする家庭（現場）とつながることが難しい。
 - ・ 社会福祉協議会は支援を必要とする家庭とつながるパイプを持っている。
 - ・ とにかくやってみて、その中で問題が出てきても、その都度対応すればよい。
 - ・ 役場は高齢者担当、障がい者担当、子ども担当と分かれるが、社会福祉協議会には垣根がない。やれるところからすぐに取りかかってくれる。

6 子どもの成長を応援するために三股町に求めること

- ・ 貧困対策より先に、まずは居場所をつくること。
- ・ 核家族化が進む三股町では、地域が子どもを育てる力をつけること。
- ・ 町は、地域がやること、一般の人がやることをうまく利用すれば良い。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもの貧困を社会全体で捉え、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を進めることが極めて重要です。

このことから、「子どもの貧困対策推進法」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」と整合性を図りながら、すべての子どもが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力や可能性を伸ばすことができるような地域社会の実現のために、基本理念を次のように定めます。

三股町に住むすべての子どもたちが

夢と希望を持って成長していけるまちを目指します。

2 基本方針

基本理念の実現のために3つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

(1) 子どものための支援

(2) 保護者のための支援

(3) 支援につなぐ体制づくり

(1) 子どものための支援

すべての子どもが、その家庭環境や経済状況に関わらず、自分の未来に希望をもって、何事にも前向きに取り組み、その能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢や目標に挑戦し、実現するために、学習できる機会の確保を図ります。また、学校、家庭、地域等と連携し、様々な体験活動の機会を提供するとともに、就労等により保護者が不在の家庭の子どもが、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

(2) 保護者のための支援

各種手当や医療費の助成、生活や子どもの進学等に必要な資金貸付等に関する諸制度についての周知を図り、制度の活用を促進します。相談支援を推進し、経済的支援を必要とする人たちへの適切な支援を行っていきます。

また、社会福祉法人や企業、NPO、大学等との連携を促進し、地域の中で子どもの食を支える食事支援、学習等に課題を抱える子どもの学習支援を行います。

(3) 支援につなぐ体制づくり

貧困の状況にある子どもが社会的に孤立して必要な支援が受けられないことがないように、早期に適切な支援を行なうために相談支援体制の整備や訪問による支援の充実を図ります。また、要保護児童等対策地域協議会のネットワークを活用し、総合的に貧困対策の支援に取り組みます。

3 子どもの貧困に関する指標・目標

本計画では、3つの基本方針における施策を推進することにより、基本理念を達成することを目指します。そのため、施策の参考指標及び成果指標を設定し、計画の管理・評価を行います。

(1) 子どもの貧困に関する参考指標

国の大綱及び県の推進計画では、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、施策の実施状況や効果等を検証・評価するために、子どもの貧困に関する指標を設定しています。

従って、本計画においても、本町の子どもの貧困状況を把握し、計画の実効性を確認するために、子どもの貧困に関する指標を設定することとします。県の推進計画で示された19項目のうち、本町において把握できる以下の項目を参考指標として設定し、計画見直しの段階で改善に至っているかどうかを把握・確認していきます。

《子どもの貧困に関する参考指標》

No.	指標	平成 30 (2018)年度 実績	平成 35 (2023)年度	備考
1	生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等進学率	100%	維持	
2	生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等中退率	0%	維持	
3	生活保護世帯に属する子どもの 大学等進学率	66%	維持	
4	生活保護世帯に属する子どもの 就職率（高等学校卒業後）	33%		
5	ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・認定こども園等)	—	増加	
6	ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	—	増加	
7	ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	—	増加	
8	スクールソーシャルワーカーの 配置人数	県配置 1人	維持	県教育委員会 による配置
9	スクールカウンセラーの配置人数	県配置 1人	増加	県教育委員会 による配置
10	就学援助制度に関する周知 状況	100%	維持	

(2) 子どもの貧困に関する指標・目標

さらに、本町における地域の実情に応じた指標・目標を設定し、計画の進捗管理、施策の実施状況の評価を具体的かつ適切に実施していくことが重要であると考え、以下のとおり指標を設定します。

《本町の子どもの貧困に関する指標・目標》

No.	指標	平成 30 (2018)年度 現況値	平成 35 (2023)年度 目標値	備考
1	放課後児童クラブの実施数	13	15	
2	放課後の学習会等の実施数	5	7	
3	地域ボランティア等による個別学習支援の利用者数(人)	6	10	
4	こども食堂の実施数	1	4	
5	フードバンク事業の利用世帯数(世帯)	30	50	
6	子育て支援センターの利用者数(人)	8,056	8,800	現況値は H29年度
7	乳児家庭全戸訪問の訪問割合(%)	96.9	100	現況値は H29年度

第4章 施策の展開

1 子どものための支援

(1) 学校教育の充実

施策	内容	担当課等
基礎学力の定着に向けた学校の取組支援	基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身に付けさせる指導や自立した生き方ができるよう学校の取組みを支援します。	教育課
教職員に対する啓発	学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための啓発活動を行います。	福祉課 教育課
幼保小中連携のさらなる充実	保育所・認定こども園・幼稚園から小学校、小学校から中学校に円滑に繋がられるよう、子どもの成長を切れ目なく支えていきます。	教育課 福祉課

(2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

施策	内容	担当課等
スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用	いじめや不登校などの未然防止や早期解決に取り組むため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用することで、児童生徒支援体制を整備し、学校を窓口とした福祉関連機関等との連携を図ります。	教育課 福祉課
教育相談の実施	教育相談体制の充実を図り、困難さのある子どもにかかわる教育相談を実施します。	教育課

(3) 子どものための居場所づくり

施策	内容	担当課等
放課後児童クラブの推進	保護者が就労等のため、昼間保育をすることができない家庭の児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ります。	福祉課

(4) 地域による学習支援

施策	内容	担当課等
放課後の学習支援等の推進	地域住民等の協力を得て、基礎的・基本的な学習内容の定着を図るための学習会やスポーツ・文化活動等の体験学習等の取り組みを推進します。	教育課 NPO 法人
地域ボランティア等による学習支援	地域住民等のボランティアによる学習支援活動を推進します。	社会福祉協議会 社会福祉法人

(5) 小学校就学前教育・保育の充実

施策	内容	担当課等
保育の質の向上	幼児教育・保育に携わる職員を対象に、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上を目的とした研修を行います。	教育課 福祉課
早期支援体制の整備・充実	乳幼児からの早期の支援体制づくりと関係機関相互の連携を強化し、家庭環境等に左右されず一貫した支援・指導を実現する相談・支援体制の整備・充実を図ります。	町民保健課 福祉課 教育課

(6) 健康・生活への支援

施策	内容	担当課等
こども食堂の運営団体等への支援	実施団体の活動の広報及び運営支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
フードバンク事業どうぞ便	18歳以下の児童がいる家庭に月1回無料で食材を届けます。継続した関わりの中で、対象者のニーズの把握に努め、必要な支援につなげます。	社会福祉協議会 社会福祉法人

2 保護者のための支援

(1) 子育て支援・保育サービスの充実

施策	内容	担当課等
子育て支援センターの充実	子育て支援センターにて、親子の交流や子育てに関する相談、様々な催しを通して子育てを支援します。	福祉課 社会福祉協議会
一時預かり事業の実施	仕事等により家庭において保育ができない時や、その他緊急一時的に保育を必要とする場合に、保育所等で一時的に児童を預かります。	福祉課
延長保育事業の実施	就労形態の多様化に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境を整備します。	福祉課
病児・病後児保育の実施	病気またはその回復期にあり、集団保育などが困難な児童を預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	福祉課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	地域全体で子育て家庭を支えるため、仕事や家庭の都合で、子育てを援助してほしい人と子育てを援助したい人を仲介するファミリー・サポート・センター事業を推進します。また、利用料の一部を助成し、利用しやすい体制をつくります。	福祉課 社会福祉協議会
放課後児童クラブの推進（再掲）	保護者が就労等のため、昼間保育をすることができない家庭の児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	福祉課
日常生活支援事業の推進	母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父が、技能習得のための通学をするなど、自立促進のために必要な事由や、冠婚葬祭や残業などの社会的事由及び疾病などにより、家事援助、介護、保育サービスが必要な世帯に、家庭生活支援員を派遣します。	福祉課 母子寡婦福祉会
子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	家庭において保護者が病気や仕事、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設にて預かり、児童及び保護者への子育て支援を図ります。	福祉課

(2) 経済的な支援

①各種手当の支給

施策	内容	担当課等
児童手当の支給	児童を監護・養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給します。	福祉課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、児童を監護している母または父、養育者に手当を支給します。	福祉課
特別児童扶養手当の支給	精神、知的、身体に一定の障がいをもつ児童の福祉の増進のため、児童の養育者に手当を支給します。	福祉課

②生活困窮世帯等に対する経済的支援

施策	内容	担当課等
幼児教育の負担軽減	「子ども子育て支援事業計画」などに基づく国の制度に則り、幼児教育の負担軽減に努めます。	福祉課
低所得者の負担軽減	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得者世帯が保育所・認定こども園・幼稚園を利用する際の保育料の負担軽減に努めます。	福祉課 教育課
多子世帯の負担軽減	多子世帯の保護者の経済的負担を軽減するため、保育所・認定こども園を利用する際の保育料の負担軽減に努めます。町が定める基準により、第2子は基準額の半額、第3子以降は無料となる場合があります。	福祉課
私立幼稚園就園奨励費補助	私立幼稚園に通う児童を持つ家庭で、生活保護世帯や非課税世帯等においては保育料を補助します。	教育課
要保護・準要保護児童生徒への就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等の必要な費用の援助を行います。	教育課
放課後児童クラブ利用料の減免	生活扶助を受けている場合や就学援助の対象となる場合は、利用料を減免します。	福祉課

③その他の経済的支援

施策	内容	担当課等
子ども医療費助成	子どもの医療費の一部を助成(未就学児、小学生・中学生の入院は完全無償化)し、児童の健康増進と福祉の向上を図ります。	福祉課
母子及び父子家庭医療費助成	母または父及び児童の医療費の一部を助成し、健康増進と福祉の向上を図ります。	福祉課
奨学金制度の実施	高校生等で修学の意欲があり、学資の支弁が困難な場合に奨学金を貸与給付します。	教育課
母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付	母等に対してその生活の維持に必要な臨時的かつ緊急的経費に充てるための資金を貸し付けます。	福祉課

(3) 生活への支援

施策	内容	担当課等
こども食堂の運営団体等への支援(再掲)	実施団体の活動の広報及び運営支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
フードバンク事業どうぞ便(再掲)	18歳以下の児童がいる家庭に月1回無料で食材を届けます。継続した関わりの中で、対象者のニーズの把握に努め、必要な支援につなげます。	社会福祉協議会 社会福祉法人

3 支援につなぐ体制づくり

(1) 相談体制の整備・充実

施策	内容	担当課等
要保護児童等対策地域協議会の運営	要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議、児童虐待防止に関する広報・啓発に取り組むとともに、学校・児童相談所・警察等の関係機関と連携強化を進め、児童虐待等の早期発見・早期対応のための切れ目ない支援に取り組めます。	福祉課
相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結びつけるため、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、各機関の体制充実と連携強化を図ります。	福祉課 町民保健課 教育課

(2) 早期発見と必要な支援へのつなぎ

施策	内容	担当課等
母子保健施策における早期発見	母子健康手帳の交付時から、支援が必要な妊婦の把握に努めます。出生後は、助産師や保健師による乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業や乳幼児健診、各種教室を通して支援が必要な母子に対して必要なアドバイスを行うとともに、関係機関への紹介やつなぎを行います。	町民保健課
乳幼児期から学齢期までのあらゆる機会を通じた早期発見	子育て支援センターや保育施設等、学校、放課後児童クラブなどの機関において、子どもの様子や保護者の関わりから家庭や子どもが抱える課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに関係機関への紹介やつなぎを行います。	町民保健課 福祉課 教育課
地域との連携による早期発見	自治公民館長、民生委員・児童委員、地域の事業所、社会福祉施設などの地域による支え合いの形をつくります。また、社会福祉協議会と協力し、地域での見守り活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて、支援が必要な家庭や子どもを早期発見し、生活支援や福祉制度へつなぎます。	福祉課

第5章 計画の推進にあたって

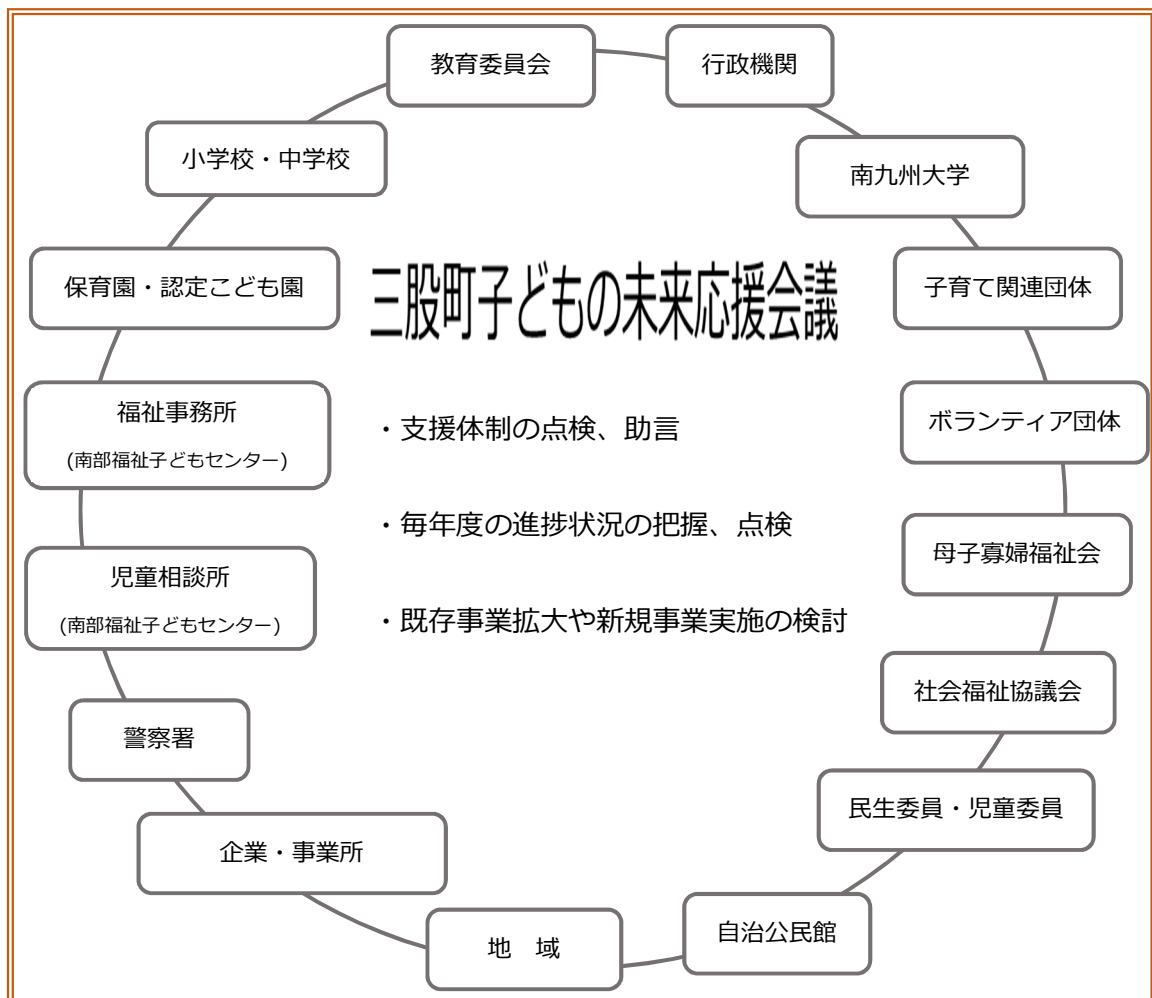
1. 計画の推進体制

子どもの貧困対策に関する施策は広範にわたり、子どもの貧困や貧困の連鎖を防ぐためには、行政だけではなくさまざまな関係機関との協力体制が必要となります。

このため、小学校、中学校、保育園、認定こども園、民生委員、主任児童委員、ボランティア団体、福祉団体、社会福祉法人、社会福祉協議会等の地域を構成するすべての人々が連携し、様々な困難を抱える家庭の子どもと保護者に気づき、見守り、支えるためのネットワークを構築する必要があります。

また、地域で活動している団体をはじめ、教育・医療・福祉機関、企業等の理解や協力を求め、地域や町民がそれぞれの立場から、継続した取り組みができるよう支援していきます。

また、子どもの貧困対策の推進に向けた本計画については広報や町の公式サイトなどに広く公表し、子どもの貧困対策への機運を高めます。

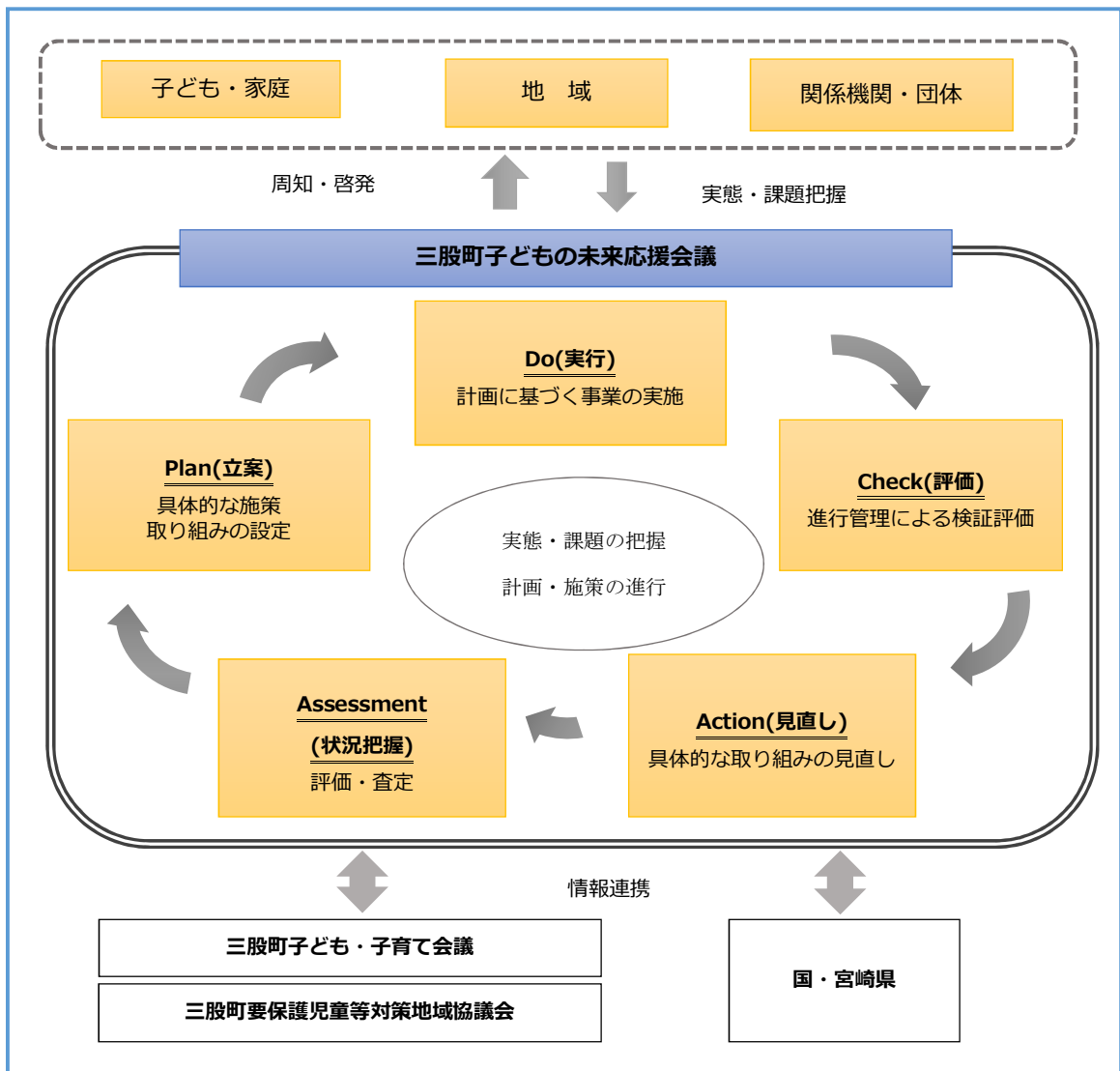


2. 計画の進行管理

子どもの貧困対策推進のためには、計画策定後、計画に基づく取組の達成状況を継続的に把握・評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図るといった適切な進行管理が重要となります。

このため、「三股町子ども・子育て会議」や「三股町要保護児童等対策地域協議会」等とも情報交流を行い、「三股町子どもの未来応援会議」において、本計画の進捗状況の把握・点検を行っていきます。また、法律、大綱の見直し状況や国などの動向も踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

なお、本計画の進捗管理にあたっては、①支援につながっていない子どもや家庭はないか、②子どもの成長段階で支援のすき間が生じないように円滑に連携がとれているか、③最新の国の大綱、実態調査を踏まえて推進できているか等の視点を重視するものとします。



資料編

1. 用語解説

No.	行	用語	説明
1	か	国民生活基礎調査	保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的な事項に関して、厚生労働省が実施する調査。厚生労働行政の企画や運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。
2	か	子どもの貧困率	貧困率とは、世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分（貧困線）に届かない人の割合。子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合を指す。
3	か	子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）	「子どもの貧困対策推進法」の正式名称。親から子への貧困の連鎖が起きないように、子供の貧困対策を総合的に進めることを目的とする法律。2013（平成25）年6月に成立し、2014（平成26）年1月に施行された。「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」と明記されている。政府には就労、生活、教育面などでの支援の指針となる子供の貧困対策に関する大綱の作成と、実施状況の毎年の公表を義務づけた。また、都道府県には、子供の貧困対策計画を定めることを努力義務とした。
4	か	子供の貧困対策に関する大綱	経済的困難を抱える家庭の子どもを支援する施策を総合的に推進するために政府が作成した大綱。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて、2014（平成26）年8月閣議決定。子どもの貧困に関する25の指標を設定し、その改善に向けた重点施策を掲げている。
5	か	子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）	児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる環境の悪化、また、ニートやひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、子ども・若者の抱える問題の深刻化といったことから、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があるとして、下記①②の整備を目的として、2010（平成22）年4月1日より施行された法律。 ①子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備 ②社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備
6	か	こども食堂	民間が児童やその保護者に対し、無償または低額で食事を提供する取り組み。

No.	行	用語	説明
7	さ	社会的自立	基本的な生活習慣を身につけ、人間的にも職業的にも、ひとりの社会人として自立している状態のこと。
8	さ	生活保護法 (昭和25年法律第144号)	生存権の理念に基づいて、国が生活困窮者に対しその困窮度に応じ必要な生活の保護を行ない、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする社会保障法の一つ。保護の実施機関は地方公共団体の長である。保護の種類は生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種で、医療扶助と介護扶助を除きすべて金銭給付を原則とする。他に救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設の5種の保護施設がある。
9	さ	生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号)	生活保護に至る前、あるいは保護脱却の段階での自立支援の強化を図るため、2015(平成25)年に施行された法律。2018(平成30)年、3年の見直し規定に基づき改正され、この法律では、生活保護の手前にセーフティネットを設けることを目的として、福祉事務所のある自治体が自立相談支援事業(実施は必須)、就労準備支援事業(任意事業。以下同じ)、家計相談支援事業、一時生活支援事業などを実施できるようになり、子どもの学習支援事業も任意事業の一つとして位置づけられた。制度としては、経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人を対象に、都道府県や市区町村が、自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた基礎能力養成や訓練、家計相談などの包括的な支援を行う。
10	さ	相対的貧困率	国民ひとりひとりの所得を試算し、全国民を所得が高い順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分(貧困ライン)に満たない人の割合を示したもの。
11	さ	社会的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われている。
12	さ	生活保護世帯	生活保護の認定を受けている世帯。
13	さ	就学援助	「就学が困難な者」と認められる学齢期の児童生徒や特別支援学校の生徒の保護者に対して、学校教育法第19条に基づき、国や地方自治体などによって行われる公的扶助のこと。憲法第26条に基づく国民の三大義務の一つとして、保護者には就学義務、すなわち子どもに教育を受けさせる義務が課せられている。就学援助は、経済的な理由により、保護者がある義務を履行できない場合に必要の援助として設けられている。

No.	行	用語	説明
14	さ	児童扶養手当	児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づく国の制度で、ひとり親家庭の父または母、父母に代わって児童を養育しているしている人が申請できる。申請手続きは市町村の窓口で行い、都道府県が支給を認定する。収入が一定の水準を越えると、児童扶養手当の受給は制限される。
15	さ	スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。学校において、いじめや不登校、さまざまな悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う。親や教師だけでは受け止めることのできない領域を、第三者となるスクールカウンセラーで補わせることが目的。
16	さ	スクールソーシャルワーカー	教育機関を活動の場とする福祉事業（ソーシャルワーク）従事者であり、主に生徒や児童の立場から、問題解決ができる環境づくりを推進することを旨とする。
17	さ	食育	食育とは、2005（平成17）年7月15日に施行された「食育基本法」に基づき、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう計画的に推進することであり、心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな教育のこと。
18	さ	児童養護施設	生まれた家庭で生活することが困難だと判断された児童が入所する児童福祉法に定める児童福祉施設の一つ。子どもたちに、できるだけ一般的な家庭生活を提供し、施設を離れた後は、自立して社会生活を営めるよう支援することを目標としている。児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所措置を決定する。
19	さ	社会的孤立	人間が社会的に孤立するという意。
20	さ	住宅確保給付金	仕事を失い再就職に向けた活動を進めるなかで、家賃の支払いが難しく、住まいを失ってしまった、または失いそうな方を対象とした制度であり、一時的に住宅費（賃貸住宅の家賃）を支給する。
21	は	貧困率	国民全体のうち、所得が低く経済的に貧しい状態にある世帯の割合を示す指標。貧困率には、相対的貧困率と絶対的貧困率がある。
22	は	プラットフォーム	環境（整備）、基盤（づくり）における“足場”としての意として本計画では用いている。
23	は	母子父子寡婦福祉資金（貸付金制度）	ひとり親家庭が経済的に自立するための就職や住宅、生活支援の貸付や、子どもの教育資金のための貸付をする公的な制度。

No.	行	用語	説明
24	は	母子生活支援施設	配偶者のいない女性、またはそれに準じる女性とその子どもを入所させ、自立促進のための生活支援を行う児童福祉施設。 1997（平成9）年、児童福祉法の改正により、母子寮を改称。
25	ま	みなし寡婦（寡夫）控除	婚姻歴のないひとり親家庭には、税法の定める「寡婦（夫）控除」が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて、同じひとり親家庭であるにもかかわらず、子育てや福祉などのサービスの利用料等の算定等において、負担額に格差が生じる場合があることから、婚姻歴のない、ひとり親世帯を支援するため、子育てや福祉などのサービスについて、税法上の「寡婦（寡夫）控除」が適用されるものとみなし、利用料の減額などを行う制度。「寡婦（寡夫）控除みなし適用」として対象事業を拡充している。
26	や	養育支援訪問	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的として実施。対象者は、母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であって、本事業による支援が必要と認められる家庭の児童及びその養育者。

2. 三股町子どもの未来応援会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第2条に規定する基本理念に基づき、本町の子どもの貧困対策等を総合的に推進し、子どもたちの発達・成長段階に応じて支援を切れ目なくつなぐ地域ネットワークを形成するため、三股町子どもの未来応援会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議検討を行う。

- (1) 子ども及び保護者を取り巻く生活環境の実態把握及びニーズ調査に関すること。
- (2) 子ども未来応援計画の策定又は変更等の協議に関すること。
- (3) 地域ネットワークの形成及び社会資源の創出等、支援方策に関するシステムの構築及び実践に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの貧困対策に関する事業に従事する者
- (2) 児童福祉関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子どもの貧困対策に関して十分な学識及び経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会長は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、会議の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

3. 三股町子どもの未来応援会議委員名簿

No.	関係機関等	役職等	氏名
1	宮崎県南部福祉こどもセンター	副所長	福山 旭
2	都城警察署	生活安全課長	平原 裕之
3	南九州大学 人間発達学部子ども教育学科	教授	宮内 孝
4	三股町小・中学校校長会	会長	和田 小夜子
5	三股町小・中学校校長会	代表	永山 博一
6	三股町保育会	会長	瀬尾 美和子
7	第一幼稚園	園長	温水 玲子
8	三股町自治公民館連絡協議会	会長	西山 繁敏
9	三股町母子寡婦福祉会	会長	福山 陽子
10	三股町民生委員児童委員協議会	会長	下村 勉
11	三股町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	礒所 信博
12	三股町社会教育委員	委員	浅井 俊博
13	三股町社会教育委員	委員	永吉 清美
14	りんりんこども食堂	代表	藏元 盟子
15	三股町社会福祉協議会	事務局長	内村 陽一郎
16	三股町社会福祉協議会(フードバンクどうぞ便)	コーディネーター	松崎 亮
17	三股町	副町長	西村 尚彦
18	三股町 教育課	課長	鍋倉 祐三
19	三股町 町民保健課	課長	横田 耕二
20	三股町 福祉課	課長	齊藤 美和

事務局	三股町 福祉課社会福祉係	課長補佐	上村 とも子
	三股町 福祉課児童福祉係	主幹兼係長	永吉 美子
	三股町 教育課学校教育係	主査	戸高 志織
	三股町 福祉課児童福祉係	主任技師	川原 春菜
	三股町 福祉課児童福祉係	課長補佐	山田 直美

